

目次

※ この目次のページは、ご覧の画面下に表示されるページを表しています。

(例)

1	/	129
---	---	-----

↑
掲載のページ

↑
全ページ数

内 容	ペ ー ジ
1 会議録の様式	2
2 第4回小金井市男女平等推進審議会発言内容	3 ~ 52
3 当日配布資料	
・第3次行動計画「個性が輝く小金井男女平等プラン」 推進状況調査報告書（平成17年度）	53 ~ 117
・男女平等推進のための小金井市職員の意識調査（案）	118 ~ 129

会 議 録

会議名(審議会等名)	小金井市男女平等推進審議会		
事務局(担当課)	企画財政部広報広聴課		
日 時	平成18年9月29日(金) 10時～12時15分		
場 所	市民会館3階 萌え木ホール A会議室		
出席者	委 員	伊藤真砂美 大久保結 荒川興子 小尾淳子 河合賀代 田村毅 森屋佳子 諸橋泰樹	
	そ の 他		
	事 務 局	広報広聴課長 男女共同参画室 成瀬 吉川	
傍聴の可否	可 (保育利用者 0人)	傍聴者数	0 人
傍聴不可・一部不可 の場合は、その理由			
会 議 次 第	別紙のとおり		
会 議 結 果	別紙のとおり		
提 出 資 料	<ul style="list-style-type: none"> ・第3次行動計画「個性が輝く小金井男女平等プラン」推進状況調査報告書(平成17年度) ・男女平等推進のための小金井市職員の意識調査(案) 		

第4回小金井市男女平等推進審議会（平成18年度第2回）

平成18年9月29日（金）

【諸橋会長】 時間がまいりましたですね。まだいらしてない方がいらっしゃいますけれども、定刻ですので始めたいと思います。

じゃ、事務局のほうからお願いいたします。

【成瀬室長】 本日は、お忙しいところをお集まりいただきましてありがとうございます。これより、第4回小金井市男女平等推進審議会を始めさせていただきます。

開催に当たりまして、課長のほうからごあいさつをお願いします。

【小林広報広聴課長】 おはようございます。いつもお忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。

ただいま9月の定例会の最中でありまして、ごあいさつを終わらせていただいた後ちょっと中座しますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

お手元の資料等については、後ほど成瀬のほうからいろいろ説明があるかと思ひますが、(2)の議題3のところ「男女平等推進のための小金井市職員の意識調査について(案)」というのがござひます。これは係のほうで作成をしまして、平成11年に調査をして以来、やっておりますでした。この間、ずっと審議会の委員の方からも、やらないのかという貴重なご意見等ずっといただひておりましたので、ぜひとも18年度で実施したいと考えておひまして、11年度にあるものを18年度で取ったり、逆のパターンもあります。いろいろかなり精査をしましてけれども、もし何かお気づきの点、ご指摘の点がありましたら、できれば本日見ていただひてそれをもって早急に意識調査を実施してまいりたいと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

すみません。申しわけありません。ごあいさつだけでこちら中座させていただきます。よろしくお願ひします。

【成瀬室長】 これ以降の進行につきましては会長のほうにお願ひしたいと思ひます。よろしくお願ひします。

【諸橋会長】 では改めて、5月にやられて以来ですね、第4回の男女平等推進審議会を始めたいと思ひます。まず、次第がござひますけど、推進審議会の記録の確認です。7

月に記録が配布されましたが、ご確認いただいたでしょうか。何かありましたらご指摘いただければと思います。

【河合委員】 よろしいですか。単純で、別に大きい問題じゃないんですけど、私の発言で、18ページの下から9行目。「この間、かたらいは裏の近くの郵便局」って話は、これうちです。

【諸橋会長】 うちの近くですね。裏の近くじゃないですね。

【河合委員】 別に大きな問題ではございませんが、直しておいていただければいいです。

【諸橋会長】 はい。

あとはいかがでしょうか。よろしゅうございましょうか。何かありましたら、後でまたご指摘ください。

では、何かありましたらまた後ほどご指摘くださいませ。承認したということにしたいと思えます。

議題の2つ目ですね、男女共同参画の推進についてということで、その中の議題1ですが、第3次行動計画「個性が輝く小金井男女平等プラン」推進状況の調査報告書の平成16年度についてということですね。きょうお配りいただいたのは、17年度をお手元にいただきましたが。

【成瀬室長】 よろしければ、経過を説明させていただきたいと思えます。

【諸橋会長】 はい。お願いいたします。

【成瀬室長】 事務局のほうから、17年度の実施報告書をつくる前の段階の進行状況を説明させていただきます。

今年度、平成18年度の行政評価の関係がありまして、行政管理課のほうで6月に354事業を対象に実施されております。6月に始まったわけですが、内容は、昨年度は行政評価、全体の50%を対象にしたわけですが、ことしはそれに25%加えて、75%の事業を対象に行政評価を行うということで始まりました。こちら、事務局のほうではその進行状況を見ながら、対象がどの程度組み込まれているかを検証しながら、その状況を見ながらやったわけですが、90%ほどの提出があった段階で個別に審査、点検を行いました。おおよそ105件が男女共同参画事業の対象になったということで把握できたわけですが、残りの事業は半分以上が対象になっておりませんでしたので、急遽、7月31日付で23課を対象に男女共同参画事業の推進状況調査を出させていただきました。それを8月末の

締め切りで行ったわけですが、集計作業にちょっと手間取りまして、一昨日でき上がった状況です。

今後の動向ですが、行政評価のほうで100%に行くには、ここ数年かかるような見込みで動いておりますので、来年、再来年までこの行政評価事業を見守るということを延ばしていかどうかという検討も、せざるを得ない状況にあります。

あと、行政評価自体が予算を伴う事業を対象にしておりますので、行動計画上は予算を伴えない計画——支援事業とか情報提供、連携事業、そういうものがかなり含まれておりますので、行政評価の中で掌握されるのはかなり難しい状況に来ております。

今後の検討としましては、その行政評価を見守る時期もここでいかどうか、内容もこの内容でよろしいかどうかの評価もせざるを得ませんので、この中でご検討を再度していただければと思います。行政評価システムということでご検討いただいておりますので、その材料として、行政評価がこのまま進行を見守っていかどうかというところのご検討をお願いしたいと思います。

あと、従来、行政評価を行いました関係で、推進状況調査が大体12月か1月に提出をさせていただいたという状況になっておりました。審議時間が1回、もしくは多くても2回という状況にありましたので、今回はその内容を少し改善するために調査を早めに行った状況です。今回を含めまして第3回の審議会の中で、この推進状況調査の点検、評価ができる時間が持てると思いますので、内容の審査のほどよろしくお願ひいたしたいと思います。よろしくお願ひします。

あと、16年度の事業の評価のことも入るわけなんですけど、17年度もできたということもありますので、単年度ごとに行うのは審査時間が難しいと思います。こちら事務局の意見としましては、両方合わせてご検討いただければと思います。よろしくお願ひいたします。

【諸橋会長】 はい。ありがとうございました。ごめんなさい。16年度の調査というのは……。

【成瀬室長】 前回。

【諸橋会長】 先回いただいたものですよね。

【成瀬室長】 そうです。

【諸橋会長】 2つ一緒に検討いただけないかということですね。

【成瀬室長】 個々に時間を取りますと……。

【諸橋会長】 ということになりますね。どうでしょうか。今ご提案いただいたのは、1つは、行政評価システムに乗かってこちらの男女平等プランと一緒に評価することで推移してきたんですけれども、行政評価システムそのものは予算事業にもっばら行われるものだし、実際にすべての事業を行政評価システムで評価してもらうにはまだ数年かかりそうで、そんなことをやっていると男女共同参画のプランの評価はちっとも進まなくなるので、行政評価のシステムが進捗していくのをそのまま見守るのでいいのか、それとも別途、男女平等プランは別の評価システムをつくらなければいけないのか、そこら辺を検討してくださいということだと思います。もう1点が、平成16年度と17年度の報告を一緒に評価で見てもらえないかということかだと思います。いかがでしょうか。

まず、突貫工事で17年度がきょう配られまして、大分分厚いものですが、16年度のほうのは今お手持ちでありますか？

【大久保副会長】 これです。

【諸橋会長】 ほぼ同じ形式でしたよね。こっちのほうに分厚かった？

【大久保副会長】 形式は一緒です。

【諸橋会長】 どうしましょう。

まずその前に、進捗状況調査の件で行政評価システムのことではいかがでしょう。75%対象にやってもらったけど、105件にとどまって、まだ半分ぐらいだというわけですね。その集計はまだなんですね。

【成瀬室長】 集計は今、行政管理課のほうでやっているところです。

【諸橋会長】 やっている最中。わかりました。

【成瀬室長】 今、2次評価が終わるところですね。

【諸橋会長】 なるほどね。どんな感じでアウトプットが出るのかという感じがありますが、そこら辺に関していかがでしょう。もともと条例等では、独自に評価したり、調査したりということであつたわれていると思いますので、行政評価にそのまま乗っかれれば、これはこれでよかったんだと思うんですけれども。男女平等物は予算を伴わないものもありますし、ことし、来年にすぐ結果が出るものでもないの、今やっている行政評価システムに全部が乗れるわけではないかもしれませんが。評価に関してはいかがでしょう。やれるものはやって、独自にやれるものはやるという手もありますが。

【大久保副会長】 全部を、男女共同参画だけ全く別にやるのはやっぱり……。

【諸橋会長】 しんどい？

【大久保副会長】 担当の方は大変でしょうね。

【諸橋会長】 そうだと思うんですね。

【大久保副会長】 これだけね。

【諸橋会長】 事業がありますしね。とは思います。

【大久保副会長】 ただ、行政評価の中では全然読み取れなくて、結局、15年度分のときにもかなり質問を出したりしたじゃないですか。

【諸橋会長】 はい。

【大久保副会長】 だから、そのところはどうかバランスを取るのかというのが……。実際、参画室のお二方も自分たちの事業を行政評価されたんですよね。

【成瀬室長】 はい。今回、9事業、枠としてはあるんですが、詳細の形からいいますと、14項目から15項目ぐらいの内容が引っかけたという。全体が32ぐらいありますので、そのまだ半分についていないという状況です。

【大久保副会長】 実際の事務量はどのぐらいなんですか。

【成瀬室長】 行政評価のほうの記載からしますと、かなり負担は重いです。シート自体が、多少減ったんですが、3シートありましてかなり細かくなっていますし、1次評価ということで職員の気持ちも含まれますので、かなり厳しいかなという状況もあります。これすべて事業が対象になりますと、事務量は主管課のほうでかなり負担が重いという状況になります。今の動きですと、その行政評価を予算の査定に使うという形で動いておりますので、予算を伴うところはいいんですが、伴わない事業に対しては、今回、男女共同参画を無理やり入れたのがあります。ただそれは、予算を伴う事業の中に、啓発事業のほかに情報交換、情報提供という部分をちょっと入れたんですが、そこは主管課のほうにもお願いをしながら含めているんですが、記載されたものを私たちが読むのが大変なんですね。最初に記載の説明をさせていただいたところで、説明をした上でそれを見るんですが、それを読み取るのがかなり厳しいです。

【諸橋会長】 評価というだけで疲弊されて、肝心の施策が進まないのでは困るので、あまり負担はかけたくないですよ。しかし一方では、予算の査定に使われるからおろそかにもできないということもありますよね。

【成瀬室長】 主管課のほうでは、2次査定で管理職のヒアリングがあります。そこで事業の説明をしながら、今後の対応をしながら、問題点をお話しをしながら、次年度どうしていくかというところのヒアリングを含めて行われますので、事業の必要性というのは

そこで主張できるかなと思っています。

【大久保副会長】 ただ、2次査定のヒアリングの時点で1項目、何か男女共同参画にまつわる質問を常に入れてもらうとか。ヒアリングというのはだれが？ 部課長さんが？

【成瀬室長】 課長職のグループです。

【大久保副会長】 課長職のグループがヒアリングを行うんですか。

【成瀬室長】 そうです。担当者呼んでその事業の説明を受けながら、問題点を指摘しながら、その予算が可能かどうかとか、そういう内容のヒアリングがあります。最終的には、その事業を拡大するか、現状維持か、廃止かを含めて、その2次査定での内容聞き取りと。

【大久保副会長】 そのときのヒアリングの中で、重点項目じゃないですけど、指摘項目の1つに男女共同参画の視点を入れてもらうということは不可能なんじゃないかな。

【成瀬室長】 その視点を含めるということになると、本来の事業の趣旨のほかにといいことになりまますので、男女のほかにもいろんな視点で事業を行ってまますので、それだけ突出するとほかの視点が消えてしまうのではないかという、行政管理課のほうの懸念もあるんですね。今回、シート表の中には、前回もお話ししましたとおり、男女共同参画という事業のところ印をつけるようになっていますが、全体の105事業の中でつけられているのは4分の1程度の状況です。

【大久保副会長】 それは、担当者が男女共同参画事業だとわかってないということですよ。

【成瀬室長】 一応、説明はしているんですけど、そこに記載が入らないということで。意識は持っていても、そこが点検漏れということもあり得ますので。やっぱり、どうしても主事業の趣旨のほうメインに取られてしまっているかなという思いはあります。

【大久保副会長】 個人情報保護みたいに罰則規定が厳しいものだと、過敏なほど、皆さん、必ずチェックするけど、男女平等についてはそういうのがなかなかないから。

【諸橋会長】 で、その行政評価をやった限りにおいても予算の獲得というのは、印象として、今後、厳しくなりそうな印象はありますか。

【成瀬室長】 そうですね。ことは、今まで通常の予算要求という流れで特に制約はなかったんですが、今回、来年度の予算からは枠配分という形で対応が変わりますので、部ごとの予算の枠が決まります。ですからその中でのやりくりになりますので、予算要求はまたさらに厳しくなるかなと。新規事業は別なんですけど、現状維持の予算につきまし

ては、なかなか費用を捻出するのが難しくなります。

【諸橋会長】 捻出できない。

【成瀬室長】 現実、毎年、95%という減額予算でずっと来てますので。

【諸橋会長】 減額で、5%ずつでしたか。

【成瀬室長】 はい。それがもう限界に来ておりますので。

【大久保副会長】 だから、新たに男女共同参画視点の評価をしてもらうというよりは、少なくとも今、対象になっている事業で、男女共同参画事業とされているものの担当の人に、それ自体をわかってもらうことのほうが先のような気がしますけど。

【諸橋会長】 うーん。

【成瀬室長】 この2年、この推進計画をまとめる際には個別にお話をしながらやってはいます。去年よりもことしのほうが、さらに内容は報告書に沿った形にはなってますけれども、一部、見た限りでは、ちょっと疑問があるところも、現実、あります。ただ事業をやったというところで記載されたところもありますので。

【諸橋会長】 そのためにも庁内のアンケート調査が大事になるんだと思うんですけども。これだけまとめてもらって、これを記入するときだけは、ちょっと男女共同参画のことを思い出しながら記入してもらったと思うんですけども。

いずれにしても、プラン・ドゥ・シーということでの評価っていうのはやっぱり大事だと思うんですが、それを貫徹してもらいつつ、しかし、マーケティング的な手法にはもちろん乗らない男女平等の施策の部分もあるので、それを保証しつつ、どう評価していくかというのが非常に大事だと思うんですね。

だから、ただでさえ負担の大きい行政評価は、これはこのまま進行していただくしかないと思うんですけども、ただ、そこから漏れ落ちる男女平等のプランの推進状況とその評価に関しては、別途、考えないといけないと思いますね。それプラス、今のお話ですと、職員の方々全員に条例の精神やこのプラン、あるいは自分たちの事業がいかに関わり等とかかかわっているかということの認識がまだ薄そうですので、そこら辺の対策が必要かという気がしますけれども。

【大久保副会長】 毎年、だから、重点項目みたいなものだけでも追加で確認してもらおうとか、参画室のほうから。対象になっている全事業で、今回、追加でやってもらったようなことも大事は大事なんだろうけど、例えば行動計画で実施区分がBになっているのって、19年度までの実施を目指すのだから、来年度中に実施を目指す事業ですよ。そ

の中でもまだ実施されていない事業も当然あるわけでしょうから、そういうのだけでももう1回確認してもらって、来年度ちゃんとできますよね、行動計画に沿った形でできますよねっていうのだけ、一応、チェックを重点項目として入れてらうとか、何かそういうふうにしないと、参画室のほうも大変でしょうし、現場はもっと大変みたい。それよりは、少なくとも現行でやっている事業についての興味ぐらひは、もうちょっと……。

【諸橋会長】 持ってもらいたいね。

【大久保副会長】 もうちょっと関心を持ってもらいたいなというような気がします。

ほんとうは、だから逆に言えば、そこの中で一般のというか、普通の市民のこういうものを見てない方々が気づくのはなかなか難しいとは思いますが、男女共同参画事業として対象になっている事業の中で、男女共同参画の視点を持ってないなと思ったものがあつたら、ほんとうはそれは苦情処理に来るはずなんですね、そういうのがあれば。その苦情処理のほうも、結局、利用が進んでないわけですから。周知も進んでないみたいだし。そうすると、行政のほうだけ一生懸命にしりひっぱたいても、市民の意識もそれほどまだ高まってないところもあるのに、かわいそうかなという……。

【諸橋会長】 同情しちゃう。

【成瀬室長】 この2年の間に担当課のほうと話をしながらやっている中では、事業を行う際には、男女の区別は基本的には行っておりません。ですから職員のほうも、そういう区別がないことを前提に動いてますので、あえて男女共同参画という視点は頭に入っていないという……。男性中心とか女性中心の事業は今ほとんどなくなってきてますので、すべてオープンという状況で進めておりますので、ですから感覚としてはそれが含まれて、実際、男女共同参画という視点を改めて加えるという感覚はないという、そういうニュアンスですね。

【大久保副会長】 ただ、それって、例えば男性に特化したような事業じゃなくて、男女だれでも入れる事業にするっていう、そこが男女平等の視点じゃないですか。

【成瀬室長】 そうです。それが自然として、感覚がない。

【大久保副会長】 それを自然としているだけでそれはいいんだけど、少なくとも行政の担当者として、そこは男女平等の視点なんだと意識することは、やっぱりしなきゃいけないんじゃないのかなと。

【諸橋会長】 そうですね。

【大久保副会長】 享受する市民のほうは、別にそれに気づかなくても。

【諸橋会長】 そうだと思うんですね。

【大久保副会長】 そこが、逆に言えば、行政職員の仕事のうち。

【諸橋会長】 仕事のうちだと思うね。

【大久保副会長】 お給料のうち。

【諸橋会長】 条例も、もちろん市民に対する責務をかぶせてますけど、法律というのは、日本国憲法もそうですけど、お役人を縛るためのものでもあるわけですから、条例も首長と、それから市職員が率先的に垂範してもらわないといけないもので、常に意識してくださいねということだと思うんですね。

【田村委員】 よろしいですか。途中から来たので、まだよくわかってないのに発言するのもちょっとあれなんですけど、ちょっと意見を言わせていただければ、行政ってやっぱり市民のためのあれですよ。ですから、ニーズがあって、例えば男女共同じゃないためにこんなことが困っているとか、こんなことが必要だというような、実際の市民のニーズがあって実際困っていて、どうしなくちゃいけないという下からの声がやっぱり必要だと思うんですね。そうでなくて、理念とかこうするべきとか、あるいは上のほうから男女共同参画社会、こういう理想の社会を目指すためにこうしましょうと言っても、なかなかそれって動きにくいんじゃないでしょうかね。そういう理念とか理想というのは必要だと思うんですけど、でも、それだけじゃやっぱり説得力ないですよ。何か「べき論」は必要なんですけど、そればかりに走ってしまっても、何か難しいような気がするんですけどね。

【諸橋会長】 どうでしょう。

【田村委員】 何かこういう男女平等に関して困っている人、いるんですかね、市民の中で。

【大久保副会長】 ほんとは困んなきゃいけないんだろうけど。

【河合委員】 そう。そうなの。

【大久保副会長】 それ自体にも気づいてないということは、結構あるんじゃないですか。

【河合委員】 そうなんです。

【田村委員】 困んなきゃいけないというのは、それはそうなんですけど、実際、困ってなかったら困ってないじゃないですか。

【大久保副会長】 そういうものだと思うってのもありますよね。

【諸橋会長】 うん。そうそう。

【大久保副会長】 差別みたいなものについては、「べし」とかそういうものについては、わりとそういうものだと思っていることが、それってまずいじゃんって、ときどき思うことがありますね。

【田村委員】 まずいっていうことは、まずいっていうふうに困っていらっしゃる方が、だれかいるわけですね。

【大久保副会長】 じゃなくて、本人は全然意識してないんだけど、だれかからこういうふうに言われたんだという話を聞いて、それって女性べっ視じゃんって。本人が女の人なのに、自分がべっ視されているというふうに気づいてないみたいな。ご本人はそれでいいならいいんだけど、でも、どう聞いてもそれって女性べっ視なのにな、なんで気づかないんだらうなって、それで怒りを覚えないというのも不思議だなというか。それは個人の問題だと言えればそれまでなんだけど、少なくとも言っている側は女性べっ視してるよなっていうような発言が出ていても、べっ視された側の人気づかないで、何かそういうものだと思ってる。あの人はそういう人だし、みたいなことで済んじゃってること。それが実はけっこう……。ほんとに個人間の中でだけ。

【田村委員】 そういうことのために、何か実際に非常に困っているというんでしょうか、本来はできるはずのことができなかったりとか、それで困っちゃっているとか、何かそういう具体的な困った現象というんでしょうか。例えばそういうことで非常に怒りを感じて、非常に怒っている人がたくさんいれば、それはまたそれでいいと思うんですけども。男女関係というのは、そういう怒っている人もいるし、中には怒ってない、このままでいいという人もいるわけですよね。その闘いだと思うんですけども。だから、具体的に行政が動きやすい土壌というのが、何かまだ市民の中に浸透してないじゃないですか。それを変えていったほうがいいと思うんですけども、やっぱり理念だけで行政の人に変えていきましょうと言っても、結局は難しいような気がするんですけどね。

【河合委員】 今、田村先生がおっしゃった、困っていることを声を大にしてどこかに訴えたり、それが運動となっていけるような日本人じゃないと、私はいつも思うんですね。日本人というのはわりあい、困っていても、まあ、しょうがないかっていうところで終わっているのが、何となく国民性にあると思うんです。

身近な例で、決して行政とは直接関係ないんですけども、例えば自治会のお祭りがありますね。そうしたときに、女性は前の前の日から仕出しを用意して、否応なく料理の当

番は行かされて、それで、いざ当日になったら、お酒を飲んで、接待して楽しくわんやわんややるのは男性で、女性は割烹着を着て一生懸命大きなおなべで接待する。それでみんな不平を言っているわけですね、若い方は。当番だからしょうがないというふうにおっしゃって。ご高齢の、ある程度お年をいって経験を踏んでいる方は、これをやればみんなのためになるし、楽しいし、こういうことは伝統だからって言われると、1年限りだからこれでいいということで年々送り込まれているわけですね。その女性が、じゃあ、声を大にして、私たちもお酒を飲んで、男性も一緒にいろいろやりましょうよと言うことは決してないわけです。

だから、そういうことが伝統的ということの下に、うまくスムーズに行くにはそれがいいんじゃないですかという。それこそ条例にありますように、地域の男女平等開発ということで、自治会その他、参加に対してどういうふうにあるべきかというところが問題点になっているんですけども、卑近な例ですけども、そんなことだって、ほんとうは声を大にして「もっとみんなで平等にやっついていかない？」って言うことがあってもいいんです。でも、それを訴えるとか不満に思っているとか、そこまで行かないですよ。皆さんご経験があるから。

【小尾委員】 先日もそうでしたから。

【河合委員】 そうなんです。友人がやはり当番になって、そのことを非常に不平をおっしゃって。ほんとうによくわかるし、見てもよくわかる。

【大久保副会長】 あの円滑にいったり円満にいったりするこのほうを優先するか、やっぱりおかしいって声を大にして言うかって。

【河合委員】 難しいですよ。そこがほんとうに。

【森屋委員】 男女平等というわけではなくて、女性社会の中に根づいているものなんじゃないですか。

【大久保副会長】 そうです、そうです。

【森屋委員】 男女ではないですよ。女性ですよ。それはうちの地域でもありますが、それはやりたい方がいらっしゃるんですよ、どうしても。私の仕出しを食べてもらいたいって方がいらっしゃるわけですよ。それに引きずられちゃうっていう、ちょっと迷惑している周りの方もいらっしゃるけれども、どうしてもリーダーシップを取りたい方がいらして、それは女性の社会の中にあるので、致し方ないかな、男女平等とはちょっと違うかな。

【大久保副会長】 同じだと思います、逆に。それを、だから、女性がするものだってその人が思っていたら。

【森屋委員】 でも、したいわけですよ。

【大久保副会長】 いや。その人がしたければいい。

【森屋委員】 その人がしたいわけですよ。

【大久保副会長】 そうじゃなくて、したくない人まで一緒にするのが当然だってその人が思ったら、その人はやっぱり男女平等の感覚はない方なんだと思います。女性だからしなきゃいけない、するのは当然だって思っていれば。そうじゃなくて、私はやりたい。

【森屋委員】 女性だからしたいわけじゃなくて、私がしたいわけでしょう。

【大久保副会長】 私がやりたいって言う方は。

【森屋委員】 それは個人、個ですよ。

【大久保副会長】 いや。私はやりたいだから、その方はいいんです。そうじゃなくて、その周りの方のことです。

【森屋委員】 周りの方は、要するに円満にやりたいってことですよね

【大久保副会長】 そうそう。

【森屋委員】 でも、それは男女平等とはまたちょっと違いますよね。

【小尾委員】 嫌だけど引きずられて何も言えない。そういうのはおかしいなと思っている人たちは結構いるんですね、やっぱり。

私も先日、同じ中組自治会なのであれなんですけど、毎年これで、やっぱりおっしゃるようにトップに立つ女性が、年輩のと言ったら申し訳ないんだけど、ベテランの方がこうあるべきものだ。男性の会長と言ったら申し訳ないんだけど、男の方たちも当たり前じゃないかっていう、そういう感覚なんですね。そうすると新しく——私なんかは新しくもないんですけど、若い方たちは、どうしてここまでやるの、必ず後継者は先輩の方から引き継いで交替しなきゃならないので、そういう方たちが、このままだったら絶対に行き詰まっちゃうって言うんです。

【森屋委員】 それは多分、私たちの時代になったら仕出しですよ。

【小尾委員】 そうだと思う。

【森屋委員】 そうだと思います。それは男女平等じゃなくて、多分、年代的のこの感覚だと思うんですね。仕出しと一緒に、多分、お酒だと思う。

【小尾委員】 そこに声を出していくというか。結局、見てると、端のほうでワアワア

と、おかしい、おかしいと言っているんですね。いざというときには、こういうことについては今後、こういうやり方でいいんでしょうか、これじゃあ、みんな大変だと思っている人が多いのでということ、これからしっかりみんなで協議して、お話ししていこうよと、そういうふうにしていかないと。私もおかしいと。毎年、なんでこんなことまでするのか、ほんとうにおかしいなど。私だけじゃないので、やっぱりおかしい、おかしいと言っているから、じゃあ、その声をみんなでとにかく出そうよと。これを声に出していかないと、古いままでいってしまって、みんな不満ばかり残って一つも楽しくない。お祭りというのは楽しくやらなかったら意味ないなということ、私の実体験として、今ちょうどね。だから、来年は声を出していこうと思っています。すみません、何か身近なこと。

【森屋委員】　　そういう身近なことが必要だということを協議することがやっぱり大事で、市役所の方の意識を変えるということはあまり必要ないかなって。もう意識改革はされているような気がするんですね。

【大久保副会長】　いや。そんなことはないです。例えば公民館だとか、市が主催してやるような行動とかそういったものに、何でこの内容で保育がないの、保育がつかないんだらうって思うような講座とかって結構あるんですよ。どう見たって、対象はわりと若いお母さんとか若い女性向きの中身なのに。多分、小金井でそれをやれば、当然、子育て中の、まだ子供が小さいほうのお母さんたちが対象の年齢になるだらうに、何でこの講座を平日の昼間やるのに保育がつかないのかなって思うような講座が、結構普通にあったりするんですよ。全部を私も見ているわけじゃないですけど。

そここのところは単に予算がつくつかないかみたいな言われ方をされていて、予算をつけようという努力は、これはやっぱり男女平等の意識に当たるんじゃないかと思うんですね、その事業の内容によっては。そこで女性の参加をもっともっと増やそうと思ったら、どうしたら来やすくなるのかということを考える、この考えるということが男女平等の意識でしょう。だとしたらそこで、頑張って予算を請求しようというふうに思うかどうか。

【森屋委員】　　それは、保育がないから男女平等じゃないという意識にはつながらなくて、多分それは、基本的に……。もし保育がないので集まらないんだらうら、それは多分、男女平等の意識とはまたちょっと違うんですね。多分、SMAPのコンサートだたら、子供を置いてでもお母さんは行くんですよ。

【諸橋会長】　　うん。

【森屋委員】　　だから保育がどうのこうのという、そういう意識とはまたちょっと違う。

【田村委員】 意識も大切なんです。だけど、意識だけの問題じゃないと思うんですね。

保育、必要だ、つけよう、でも予算がない、じゃあ、どうしようかということで、まさにお祭りのときの葛藤と同じだと思うんですね。嫌々だけど、しょうがないからやってるみたいなのところがあって。もっと伝統的なお祭りのやり方を変えていこう、男女のあり方も変えていこうという考えの人もたくさんいますよね。でも、すぐそうならないというのは、そうじゃなくて、今までのやり方のほうがいいじゃないか、伝統的なやり方でやっていこう、保育なんかつけないで、お母さんは家にいたほうがちゃんといい社会になっていくんだという考え方の方も、多分、いると思うんです。伝統的な考えですから、きっと、年輩の方はそう考える方は多いわけですね。そういう考えもあるわけです。

例えば市民レベルで、市役所の方々も意識の上では男女平等、それはいいなと思っても、でも、上のほうから、予算はこれにつけないからだめだというふうになってしまうと、それはどうしようもないわけですね。市長さんがそう言ったって、うちは絶対に保育はつけますと言ったら、その人は首になっちゃうかもしれない。だから、そういう意識だけでは片づかないいろんな複雑な問題というんでしょうか、そういうのが絡まっているんだと思うんですね。

ですから、意識を変えていこう、変えていこうと我々のこの委員会が言えば、それじゃ、意識を変えますと言っても、でもやっぱり予算がありませんでしたということになってしまっていて、それは同じになってしまいますね。非常に難しい問題なんじゃないかと思うんです。

【大久保副会長】 さっきの2つ出た話の例で言えば、少なくとも地域のお祭りに関しては、ある意味、皆さんボランティアでおやりになっている。行政の職員の方は、それはお仕事でやっていること。お仕事でやっている上で、小金井の小金井市役所で働いている職員の方は、こうやって男女平等推進の条例があって、それから行動計画があるんだから、最低限、それにのっとってやるのが当然、お給料のうち、そういうふうにするので、だから今の状況でいいというふうには決して私は思えないですね。

【田村委員】 という人もいますし、今の状況のほうがほんとうはいいよと思う人もたくさんいると思いますよ。

【大久保副会長】 うん？

【田村委員】 今の状況のほうがいいんだと。

【大久保副会長】 それはもちろんそうなのでしょうけど。

【田村委員】 今までの男女のあり方のほうがいいじゃないか。そんな変える必要はないよと思ってる人も、多分、いると思います。

【成瀬室長】 職員としましては、市に浸透するということですので、個人的にそう思ったとしても、市の施策にのっとらなければなりませんから、そこは行動計画なり条例なりに基づいて動かざるを得ないんですね。それが本来の仕事ですので。

【諸橋会長】 我々が行動計画や条例をつくったのは、まさにそういうことですよ。住民もさることながら、市長と市役所職員にこの精神で仕事をしてくださいということを我々が定めたわけですから、本音はどうあれ、それで仕事をしていただかないといけないと思うんですね。これは全く当然のことだろうと思うんですけど。

平等物というのは市民自治から出てくるという必要性が、当然、もちろんあると思うんですけども、今がいいと思っている人たちにとっては、先ほどニーズという話がありましたけど、不平等ありがたい人々にとってはニーズがあるわけがないわけですし、これは不平等だと気づいてない人はもちろんニーズが出るわけもないわけですから、こういう問題というのは寝た子を起こすのが仕事だと思うんですね。そういう意味では、これはどこからわき起こるかということ、行政が主導でというわけではありませんけれども、こういう側面もありますよということを行わなければいけない理念的な法律でもありますから、理念を出してもらい、今の状態に甘んじていいんですかという挑発ぐらいしないといけないと思うんですね。これも含めた行政の仕事だろうと僕などは思います。そうじゃないと、市民意識というのはなかなかわき起こってこないですし、成熟しないですし、まさに国がやろうとしている男女共同参画社会のあり方というのはわりと国主導で、今の生き方を変えませんか、そうしないとやっていけませんよ、今のんべんだらりとしていたらだめですよという、かなり挑発的な施策だと思うんですね。それこそが痛みを伴う改革という——全然僕は支持しませんけれども——そういう意味合いだと思うんですね。

だから、市民意識が育ってないといえば全くそのとおりなので、育てる仕事をするのも行政の仕事だろうなというふうに僕などは思うんですが。だから、そのところが大変難しいですよ。先ほどの保育もそうですよね。来たい人がいるという可能性で、保育をつけるというのが最低限の仕事だと思うので、これは男女平等の視点からいっても、それからそういう視点がなくても当然のことだとは思いますが。これ、SMA Pのコンサートに子供を置いてでも行くというのと、ちょっと違うという気がしますけれども。

さて、どうでしょう、しかし。いずれにしても行政評価のほうから話があれしちやいましたけれども、評価システムは行われてはいるけど、全事業に対して行われているわけではない。しかも、その評価システムにのっとして評価するとかなり負担は大きい。で、行政評価はこのまま続けるとしても、今まで出た意見をあれすると、それから漏れ落ちるところで、重点項目は別途評価をしなきゃいけないかなという、そんな話で推移してきたと思いますけど、いかがでしょうか。

【大久保副会長】 さっき、今回17年度の評価の対象になっていた男女平等対象事業というのは105ですね。そのうち、ちゃんと、一応、男女平等の視点というのが行政評価の中でできていたのは何件と言っていましたっけ？

【成瀬室長】 そのうちの、大体4分の1程度が印がつけられていたという。

【諸橋会長】 つけられていた。

【大久保副会長】 それは、印がつけられてないということは、イコール見てない。

【成瀬室長】 男女共同参画の事業として認識をしていないということも含まれますし、点検の際に記入漏れというのもあります。ただ、実はこちらのほうでは、主管課のほうに個別に計画書の一覧表を持って行って、この事業が報告内容にあったら必ずつけてくれということをお願いをしておりますので、その点は見えていただけると……。直接の担当者と話をしていますから。ただ、調査表が3点に分かれて細かいということで、その点検漏れが多少出ているかなと感じます。

【諸橋会長】 そういう意味では、行政評価においても男女平等の視点を貫徹してもらわなきゃいけないという第一段階がありますね。

【成瀬室長】 そうです。

【大久保副会長】 とりあえず評価に関して言うんだったら、まずはそこかなと。あと、さっきも言いましたが、実施区分Bのものは19年度までの実施を目指す事業なので、17年度までにできてなければ今年度やるのか、やれるのか、今年度やれなければ19年度中、この計画中に計画にのっとしてできるのかできないのかというのを促すためにも、そこだけはやっぱりつついておかないと、ことし、18年度の間に。来年度になれば、今度はCの対象の事業が実施できる方向にあるのかどうかというのを重点項目にしていかなきゃいけないと思うんですけど。とりあえず行動計画で言うなら。

【諸橋会長】 そうですね。どうでしょう。重点項目というのを洗い出すのも大変ですから、Bの実施区分の項目事業が一番指標になるかなと考えれば、今の話を整理すると、

まず行政評価してもらって、それもまだ十分じゃないみたいだから、漏れ落ちているところはせっついていただいて、もう1度再確認してくださいと。なおかつ、105件のうちの半数以上は対象外だったから、対象外の中から全部とは言わないけれども、B区分の中からB区分を洗い出して、ほんとうに来年大丈夫ですかともう1度せっついていただくという、2段階でいかがでしょうか。

【大久保副会長】 A区分でも未実施のものもあるんですね。

【諸橋会長】 あるだろうね。

【成瀬室長】 A区分のほうは毎年ということですので、去年やってことしやらないというところも未実施で表示されます。ただ、今回のBとかCとかというのは、その期間内でやったものは、1回やった段階で実施済みになりますので。

【大久保副会長】 ああ。定例化したかどうかは別。

【成瀬室長】 そうです。

【諸橋会長】 なるほど。

【成瀬室長】 ですから、今回未実施の中のBのランクが、今までの中で残っているという結果になります。Aのほうは、毎年未実施のものは未実施として出てきますけれども、その報告年度でやらなかったものは未実施で出てくる。ところが、BとかCとかB～Cというのは、あくまでもその期間中に1回やれば実施済みですので、そこに未実施として表示は出てきません。ですから、あえてB以降のものは、1回でもやってないものは未実施でずっと残っているということです。どうしても実施年度が、Aは常時、毎年ということですね。B以降は、その期間内に実施するという表現になっておりますので。

【諸橋会長】 じゃ、進捗状況や行政評価に関しては、ちょっと大ざっぱですけども、そんなふうに進めていただくということで、漏れ落ちた部分をいかにフォローしていくかということは大事だと思うんですね。それから、やっぱり市の各セクションや担当の方々は、まず、自分たちの事業がいかに男女平等の推進にかかわっているか、役立っているかということの認識が大事だと思います。それで我々は何度もプランをつくってきたわけですから、書類づくりのためにプランをつくってきたわけではないので、ぜひこの徹底をというふうにはお願いしたいと思いますが。

それと、先ほどから出ていますが、当然、市民のニーズとか啓発というのも大事だと思うんですけども。もう1点出ていた、17年度と18年度の報告書……。ごめんなさい。16年度と17年度の報告書に関してはどうでしょう。これは、改めてどういうふうに我々

の中で話し合っていけばよろしいでしょうね。

【成瀬室長】 今回の審議会のほうでBの提案をいただいておりますので、そこについてはこちらで調べさせていただきます。

【諸橋会長】 はい。

【成瀬室長】 前回、意見書ということで前段9項目の意見書をいただいているんですが、詳細についてもコンテンツをしましたけれども、今回、前回と同じような形で残されるかどうかですね。

【諸橋会長】 なるほどね。どうでしょう。17年度はきょう配られたばかりだから、吟味するのは大変かもしれませんが。まだ時間はありますね、パラパラと眺めてみて、少し時間を取りたいと思います。これってどうなんでしょうとか、ありましようか。

【成瀬室長】 あと、状況によりましては、この点はもう少し詳しく知りたいということでしたら、前回と同じようにこちらのほうに寄せていただければ、調べて報告いたします。

【諸橋会長】 そうですね。多分、きょうだけじゃやれないと思うので、何かまた、これはどうなんですかと詳細を聞いたかったり、あるいは提言をしたくなれば、もう1回ぐらい時間を取らなければいけないかもしれません。とりあえず今受け取った限りで、ちょっと目についたところがあれば、ご指摘いただきましようか。

【河合委員】 2点ほど。

【諸橋会長】 はい、どうぞ。

【河合委員】 4ページの上から3行目、「男女共同参画関係団体のネットワークづくり」というところの主な事業として、「女性海外派遣事業体験者組織等への支援」と書いてありますけれども、これは？

【成瀬室長】 行動計画上に載っております、平成14年度までに実施した海外派遣者の方の組織ということで、情報提供ということで位置づけられているものなんです、具体的には、現状、ほとんど動いておりません。ですからそこについては、こちら男女共同参画室のほうで何らかのアクションを取らなければいけないと思っておりますが、具体的にどういうふうにとっていいかとかって、ちょっと悩んでいるところです。

【諸橋会長】 なるほどね。

【河合委員】 今後の予定として云々の会があり、「必要に応じて支援を行っていく予定」と書いてありますけれども、これ、事実上、幽霊なんですね。

【成瀬室長】　　そうですね。

【河合委員】　　ですから、こういうことを書いて……。

【成瀬室長】　　こちらで啓発紙とか開催のお知らせとか、そういうものについてはお知らせをしているんですが、相互の連絡はありません。

【河合委員】　　それともう1つ、15ページの一番上、(計画課)の次に(広報広聴課)「各課で、メディア・リテラシー研修を受けた職員が云々」と書いてあるんですけども、これは研修をどなたかがなさっているんですか。

【成瀬室長】　　これは過去の研修になりますが、私が来る前に1回やっております。そこで研修を受けた職員が中心に、主管課のほうで個々に動いている状況です。ただ、人事異動もかなりありまして、かなりばらつきが出てきておりますので、そこも含めて今後どうするかというところで、その下のガイドラインの関係もあるんですが、それを、今年から来年にかけて対応をとろうかなと思っています。

【河合委員】　　その1つ上の(計画課)に、「特に男女の差をつけていない」と書いてあって。

【成瀬室長】　　これは素直な気持ちで。

【大久保副会長】　　何ページ？

【諸橋会長】　　15ページの一番上。これってどういう意味？

【河合委員】　　何かすごくおもしろい表現だなと思うんですけど。

【諸橋会長】　　計画課の何が差をつけてないんだろう。

【成瀬室長】　　市報等、またチラシ等をつくる際にですね。

【諸橋会長】　　ああ。そういうのに気を配っているぞってということですね。

【成瀬室長】　　はい。

【諸橋会長】　　男女平等の情報の提供……。どれだ？ 市刊行物のジェンダー表現に関して特に差をつけてないという……。そうか、横に見ていくんだろうね。

【河合委員】　　そうですね。

【諸橋会長】　　ジェンダー統計はまだB～Cですね。

【河合委員】　　はい。B～Cです。

【成瀬室長】　　ちょっと余談になりますが、市報の関係で、職員のほうからも市報掲載のイラストの関係でクレームがついているんです。現実的に市報にどちらか一方のイラストを載せて、例えば女性のイラストが載った場合、それは女性だけの表現じゃおかしいだ

ろうということであるんですが、スペース的に、わかりやすくするためにイラストを載せているんですけども、男女のイラストを合わせて載せるとまた小さくなりますね。

【諸橋会長】 小さくなりますね。

【成瀬室長】 そういうことも含めて、広報系のほうで苦慮しながら掲載をしているんですが、わかりやすくするためにやったことが、1人のためにクレームがつくという状況にあります。必ずしも両方の性を載せることがいいのかどうかということも、主管課のほうでもかなり悩んでおりますので、わかりやすく、読みやすくというところで見えていただけると助かります。市民の方から直接のそういう苦情を私は受けていないんですが、職員からのクレームはあります。

【諸橋会長】 確かにね。男女とも募集するのに、女の人だけのイラストとか男の人だけのイラストというのは何だかなというところもありますけど、ただ、スペースの関係もありますし、それから全体を通じてのバランスというのもありますから。しかも、何が何でも男女一緒にとというのも、これまたある種の異性愛主義みたいな感じだと思いますので、大変難しいと思います。

あといかがでしょう。この17年度の進捗状況報告書をこの場でパラパラ見て、どうなんでしょうかというのがあったらご指摘ください。

【大久保副会長】 これおかしいね。16ページ、17ページの、「『こがねいのとうけい』ジェンダー指標の設置」って、上から6番目のB～Cの各課のやつで、特に男女の差をつけてないって、これは違うんでしょうね。ジェンダー指標の設置に男女の差をつけないと、多分、ジェンダー指標はできないから。

【諸橋会長】 ならない？ どこ？

【大久保副会長】 16、17で。

【河合委員】 17ページの。

【大久保副会長】 17ページ側の上から6個目の、B～Cの各課。

【諸橋会長】 ここか。

【大久保副会長】 所管課が（計画課）。さっきの「特に男女の差をつけていない」って書いてあるんだけど。

【諸橋会長】 これ、男女の差をつけてもらわないとわからないです。

【大久保副会長】 多分、ジェンダー指標はつくれないんじゃないかと。

【諸橋会長】 あとは、例えば専門のカウンセラーによる電話相談、31件。そこそこ

来ていますね。プランで力を入れてきた、生涯を通じた男女の心身の健康支援あたりはどうかでしょう。かなり充実されていますか。産後支援ヘルパー。ショートステイ、トワイライトステイはやってない。パパママパスポートは見直し。駅周辺のオープンルーム、これは見直し。健康はわりと形に見えやすいので、何やったぞ、何回やったぞ、何人来たぞ、何人利用したぞというのはかなり見やすいですね。

【大久保副会長】 多文化社会の対応、異文化交流のところで、中学生の海外派遣事業は平成18年度以降は事業廃止なんですか。廃止なんですね。かつて聞いてもわからないですね。廃止と書いてありますね。

【成瀬室長】 何ページでしょうか。

【大久保副会長】 38、39、IIの推進のところで、3の「多文化社会への対応」の上から2番目「中学生の海外派遣事業」。

【諸橋会長】 ほんとだ。

【大久保副会長】 18年度以降、事業廃止になっていますね。

【成瀬室長】 まだ正式には確認をしておりますが、受け入れ側のほうの事情があるうかと……。

【大久保副会長】 うん？ 何側？

【成瀬室長】 受け入れ側です。

【大久保副会長】 大体、何でこれアメリカ合衆国なんでしょうね。

【諸橋会長】 ねえ。カナダとかノルウェーとか。

【大久保副会長】 ほかでもいいじゃんという気がします。

【森屋委員】 テロの関係です。

【諸橋会長】 ああ。それもあるか。危ない。

【大久保副会長】 だから、別の国でいいんじゃない。

【諸橋会長】 だったらなおさらアメリカでなくていい。

【森屋委員】 別の国でも怖いですよ。

【河合委員】 姉妹都市か何かじゃ……。

【大久保副会長】 そうなの？ アメリカの……、名前忘れちゃった。

【荒川委員】 あれも中止ですね、今。

【河合委員】 ありませんね、2年ぐらい。

【大久保副会長】 じゃあ、あそこなので、そこが受け入れ側がちょっときついという

ことなのかな。

【荒川委員】 小金井のほうを受け入れてないんでしょうか、あれは。

【森屋委員】 よくわかりませんが、前、姉妹都市……、どこでしたっけ、あの国。
あの名前。

【向井委員】 ボッセルです。

【森屋委員】 そうでしたね。2年ぐらい前までは来ておりましたね。

【荒川委員】 小金井のほうも受け入れなくなったんですか。市のほうが。

【向井委員】 いや。そんなことはないですよ。向こうのほうの受け入れの中心になった方が退職されたんです。非常に個人的に、プライベートで頑張ってこの事業を支えていらしたんです。

【荒川委員】 そうだったんですか。

【向井委員】 向こうの市が支えていたわけじゃないんです。こちら小金井はかなり力を入れて、お金もかけてやっていたんですね。詳しく言うとあれなんですけれども、かなりこちらは持ち出しばかりでやっていたので。

【荒川委員】 こちらも随分協力して、お茶会やら何かでご招待して。

【向井委員】 ですから小金井市のほうに課題があるよりは、受け入れ側のスタイルを変えないでここまで来ちゃったので、にっちもさっちもいなくなっちゃったというのが、現実、あるんです。

【荒川委員】 そうでしたか。私、どうして中止になったのかなとちょっと疑問に思っておりましたので。わかりました。

【向井委員】 別のスタイルでまた始めれば、始められるんでしょうけど。

【荒川委員】 そうですね。

【向井委員】 これだけの大きなお金を使う事業というのは。

【荒川委員】 大分お金がかかるんでしょうね。

【向井委員】 なかなか難しいかもしれません。というのは、非常に限定された子供に影響があるわけで、広く影響があるかということ、幾ら発表会なんかで本人が体験発表しても、やはり少ない子供たちの体験ですのでね。そんな声もあったのかなとは思っているんですけど。

【荒川委員】 わかりました。

【諸橋会長】 ほかはどうでしょうか、パラパラめくっていただいて。

そうしたら、どうしましょう。これ、やっぱりこの場ではなかなかやりづらいので、もう1度この17年度報告書を吟味して、ここはちょっとよくわからないのでということを取りまとめたり、あるいは、提案を取りまとめたりしましょうか。せっかく出してもらって、何の反応がないのももったいないですから。これ、例えば次回までに少し集約して出すなんていうのはあってもいいですか？

【成瀬室長】 はい。

【大久保副会長】 次回でおしまいなんですよ。

【諸橋会長】 あ、我々の任期がおしまい？

【大久保副会長】 任期じゃなくて、一応、次回……。

【諸橋会長】 全体の……。

【大久保副会長】 今回と次回でやらないといけないんですよ。

【成瀬室長】 最終のところまでまとめれば、4回目のときでも大丈夫です。ただ、結果としてこういう形になりましたということで、事後処理になりますが。

【諸橋会長】 事後処理になるけど、それでもいいですね。

【成瀬室長】 はい。

【諸橋会長】 わかりました。ちょっとこれ、持ち帰っていただいて、また見てもらって、こういう報告の書き方でいいのかなとか、これで進捗がわからないとか、あるいは、これはどういうふうになったんですかとかいうのを少し出していただければと思いますが。これは先の話ですけど、見直して第4次行動計画みたいになるというのは、いつごろになりましたっけ？ これつくって、5年から10年でしたっけ、使うのは。

【成瀬室長】 10年。24年までなんですよ。

【諸橋会長】 24年まで使うの。

【成瀬室長】 ただ、前は途中で、第2次で見直しておりますので、今回も24年までになっていますが、時代の流れからすると、その途中でまた見直し。

【諸橋会長】 見直しがあるかなというかですね。

【成瀬室長】 こんな話をしているかどうかわかりませんが。

【諸橋会長】 またあの作業かとか。

【諸橋会長】 膨大な事業を洗い出しましたからね。

【成瀬室長】 はい。

【諸橋会長】 かといって、まだ十分完成してもしないうちに、もう1度見直しだ、洗

い直しだというのもね。1度ちゃんと終えてからという気も、しないでもないんだけども。

【河合委員】 この報告書というのは、どういうふうにかされるわけですか。

【成瀬室長】 これを元に、また庁内のほうでは庁内の連絡会というのを開催しますので、その中でそれから問題提起をします。

【河合委員】 部課長が全員お持ちになるわけですか。

【成瀬室長】 各課に。

【河合委員】 課に行くわけですね。

【成瀬室長】 はい。

【諸橋会長】 でも、これを使って次のことを考えてもらわなきゃいけないわけですよ。ね。

【河合委員】 そう。

【諸橋会長】 そういう報告書になっているかということ、なかなか難しいな。事業の課題、考え方等を見ながらということか。あと、これは当然、市民に公開されるべきものですよけど、実際には要所要所に置いて、自由閲覧してもらうというわけですね。

【成瀬室長】 はい。

【諸橋会長】 これ、ウェブ公開はされ……。

【成瀬室長】 今、情報公開の関係で、先ほどの会議録の関係も18年度から、了解をいただいたものから随時ホームページに掲載をする予定でいます。

【諸橋会長】 なるほど。

【成瀬室長】 この計画に関しても、システム上の対応をしなけりゃなりませんので、そこは情報課のほうと調整ながら、極力、これ載せたいとは思いますが。ただ、かなりの量になりますし。

【諸橋会長】 膨大な量ですね。PDFならそんなに重くないか。

【成瀬室長】 私の電算レベルの能力では、ワードが入って、エクセルが入って、その辺をどうするかというのはちょっと対応ができませんので。

【諸橋会長】 そうですね。それだけぶら下げたら相当重くなりますね。

【成瀬室長】 ええ。

【大久保副会長】 完全にPDF化でしょうね。

【成瀬室長】 入れまして、これはもともとがA3版の表を加工して右と左に分けてい

るんですね。それをウェブ上に載せるときにどうすればいいのか、システムのなところ。

【諸橋会長】 そうですね。見えづらいか。

【成瀬室長】 見づらいというのがありますので、どうするか。

【大久保副会長】 見開きで1枚でしなきゃいけないですね。

【成瀬室長】 ましてページ数がかなり分かりますので。

【諸橋会長】 よその自治体って、ここまで進捗状況の細かいのはウェブ公開してましたっけ？

【成瀬室長】 私は見たことがないんです。

【諸橋会長】 ないかもしれないね。プランはするけど。

【成瀬室長】 はい。行政管理課のほうでは行政評価を昨年、全部載せたんです。かなり見づらいんですね。それと同じことを今回また載せるようになりますので、内容がわかる方はいいんですが、初めて見る方はどこを見ていいかわからないという。

【諸橋会長】 そう。わからない。見づらいよね。このまま載せても見づらいしな。説明が要るし。むしろ、これをたくさん刷ってあちこちにばらまいてもらったほうが、まだいいかっていう気がするか。これ自体も、市民がパッと見て、ここが足りないとかこれはどうなんですかと言うには、必ずしも見やすい報告書ではないかもしれませんが、ちょっとそこら辺も考えなきゃいけませんけど、とにかく我々が見て、少しこの17年度版は検討したいと思いますが、次回までにご意見をお寄せいただければと思いますが、どう集約しましょうか。前みたいにまた、ある程度締め切り日を決めてしますか。

【成瀬室長】 随時こちらのほうに出していただければ、次回のところにまた一覧表をつくって出したいと思います。

【諸橋会長】 入れていくと。わかりました。次回の当日の発言でも結構ですけれども。ちょっと見てきてもらいましょうね。見るといろいろ疑問が出たり、それから、なぜやめちゃうのというのもあったり、これおもしろいじゃんというのが見つかるかと思うので、ちょっと持ち帰りたいと思います。

【大久保副会長】 これは、じゃあ、16年度、17年度合わせて。

【諸橋会長】 一緒に見ましょうね。16年度は、前、3月に配られたと思いますけれども。ありがとうございます。

今度、18年度の進捗状況が、まだ今動いている最中ですけど、わりと早めに報告書が出るようになってきたかなという感じがありますが、大変だったと思いますけれども。

次の議題に移ってよろしゅうございましょうか。次が「小金井市職員の意識調査について」ということで、これは前回というか、この前——7月でしたか、6月6日に届いたのかな——配布された資料があるかと思います。これ、市のほうからご説明ありますか。

【成瀬室長】 はい。横組みになっていると思います。

【諸橋会長】 この横組みになっている。なければ、事務局から少しお借りできますか。

【成瀬室長】 平成11年度に実施をしました職員の意識調査。問題、設問としましては28ありました。その中の内容を極力生かせるものは生かして、時代に沿うものに、ちょっと今の時代に合わなくなってきたものを変えております。平成11年度の問のところはスクリーンがかかっていますが、それが右に、同じものは同じように移っています。色のついてないものはそこで終わっていて、新たに加わったものは段をずらして加えております。

ごめんなさい。ちょっと説明を訂正します。左側のスクリーンになったものが、そのままスクリーンがつながっているものは内容をそのまま生かして、多少、言葉を変えながらも載せてあります。スクリーンが途中で途切れて、右側に移っていないものは、そこで変えております。新しい設問は段をずらして、つながっていないものはスクリーンをつけて新たに加えております。

例えば、18年度問12、それは前にはなかったところですが、新たに加えたところです。職場におけるお茶くみの問題なんです、それを加えてあります。以前、大久保委員から提案をいただいた内容、質問をいただいた内容を、今どうなっているかということも含めて入れたいと思っています。

内容としましては、平成11年度と比較をするために極力変えないで、前の調査事項が、今回、新たにやったことに伴ってどう変わったかという、そういう統計を取りたいと思っていますので、極力前の設問を生かして加えたいと思っています。だから、これといって新しい題材は見られないと思います。極力答えやすい、意識の中で答えやすいものをやったつもりです。こちらとしましては、難しい設問をして判断を問われる内容は、逆に言いますと答える側でも、同じ職員としてこれを答えていいのかという疑問を投げかけてしまいますと、建前論に戻ってしまう可能性がありますので、そこは気をつけて設問をつくっております。できるだけ本音を書けるような設問にしたいと思っています。

内容は以上です。

【諸橋会長】 はい。ありがとうございます。7年ぶりぐらいに行われる職員の意識調

査ということで、先ほどから出ているように市民啓発、市民の側からの自発的な突き上げも大事ですけれども、それを担う、あるいは市民に啓発する側の職員の意識というのは大変重要かと思いますが、少しスリム化し、それから現代的なものに改めてということでもこんな内容になっていますが、いかがでしょうか。ほとんどは重なるということで、経年変化のデータを見ることができると思います。これは内容的には、データが上がっていれば職員の意識も高まったぞ、施策も職員の中に大分浸透しているぞということになります。

7年ぶりとなると、職員の構成も大分変わりましたかね。

【成瀬室長】 職員の構成は変わりました。

【諸橋会長】 そうですね。大分いなくなり、それから新しい世代が来たの、男女比もその間に増えたりもしているでしょうし。

【成瀬室長】 調査自体が、平成11年度はごく一部の職員を対象にしていましたので、全職員を対象にしていませんでした。

【諸橋会長】 なるほど。

【成瀬室長】 今回は全職員を対象に集計をする予定です。

【諸橋会長】 これ、前回は何人対象でしたっけ？ データがなければ大ざっぱでもいいです。

【大久保副会長】 何割ぐらいとか。

【諸橋会長】 あまり正確な比較はできないか。

【成瀬室長】 男女200人。合計400人ですね。

【諸橋会長】 男200、女200。

【成瀬室長】 はい。

【諸橋会長】 けっこう取りましたね。今回、全職員を取るとなんぼになるんですか。

【成瀬室長】 800。

【諸橋会長】 で、男女比は？

【成瀬室長】 男女比は、一応、数字上、男女比は比較はしますけれども、構成比が手元にはないんですが。

【諸橋会長】 どれぐらいですか。7：3……。6：4ぐらいですか。

【成瀬室長】 6：4ぐらいでしょうかね。

【諸橋会長】 6：4ぐらいですか。6：4で、女の人の方が少ないのかな。保育士さんとか入ると多いはずだけど、でも、6対4で女性が4割か。

【成瀬室長】 6：4は事務職ですね。

【諸橋会長】 事務職か。

【成瀬室長】 はい。

【諸橋会長】 保育士さんとか入れると、現場を入れると。

【成瀬室長】 外を入れると、逆に女性のほうが多いですね。

【諸橋会長】 多いぐらいかもしれない。ああ、なるほど。その外の方々も、当然、取るんですよ。

【成瀬室長】 取ります。

【諸橋会長】 わかりました。

【成瀬室長】 職員という形になりますので、非常勤さんも含まれます。

【大久保副会長】 非常勤も含む。

【成瀬室長】 職員としてはですね。

【諸橋会長】 いいですね。職層しか書いてなくて職種は聞かなくなりますけど、いいですか。

【成瀬室長】 職種を入れますと個別でわかってしまうケースがありますので。

【諸橋会長】 わかっちゃうから。ああ、なるほど。雇用形態だけ聞けないですか。

【大久保副会長】 常勤か非常勤かだけ。

【成瀬室長】 そうすると、年齢構成比でなんとなくわかってしまうんです。

【諸橋会長】 ああ、そう。まあ、いいか。

【向井委員】 問19、20が今度なくなりますね。このあたりは何か……。

【諸橋会長】 古いというふうに。

【向井委員】 どんなふうな判断をされているのか。

【諸橋会長】 ほんとだね。問19、20なんていうのは欲しいところですけどね。これを落とした判断は、何ですか。「市の職場のモデルとなることがまず必要です」というのは、そのとおりだと思うんですね。「男女平等都市宣言」はちょっと古くなっちゃったからあれだけど、でも、条例ができたのでうちとしてやることはという、別の聞き方をすることもできると思うんですが。

【大久保副会長】 設問の内容が結構あれなので、本音が出てこない内容に。

【諸橋会長】 そうか。出てこないか。それはそうかもしれないね、問19、20あたりは。

【大久保副会長】 もっと簡単に、市役所の中で男女平等が徹底されるためにはどんなことが必要だと思いますかとか、それぐらいの柔らかな感じのほうがいいのかな。

【成瀬室長】 そこは設問の中に用語の説明を、知っていますか知ってませんかとか、そういうところに、多少、加えてありますので、内容的には本来あるべき姿はもう既に職員の中には行き渡っているわけですが、そこをまた同じ設問をすることによって、また建前論にという感覚が私のほうでしたものですから、あえてそこは……。

【諸橋会長】 落としたんですね。

【成瀬室長】 落としています。どうしても法律上の質問をされますと、職員としては法律上の答えをせざるを得ない状況にありますので、本音は出てこないと判断しました。

【諸橋会長】 なるべく本音を出したいというのに、今回、重きを置いたというわけですね。

【河合委員】 よろしいでしょうか。全体を通して、これがいいのかなと思いましたが、1つ、問1に「男は仕事、女は云々」という言葉があって、男女で表現していますけれども、それ以降は男性女性という表現がしてあるんですね。ですから、やはり男性は、女性は、でいいんじゃないでしょうか。

それで2のところなんですけれども、「男性は仕事を中心に、女性は家事・育児を中心に、さしつかえない範囲で女も仕事をし」と書いてあるんですけど、これ文章を逆転して、「範囲で男性も家事・育児を手伝い、女性も仕事をするのがよい」というふうに、文章を差しかえていただいたほうがよろしいんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

【大久保副会長】 ちょっと威圧的。

【河合委員】 そうそう。第3番目が、「男女とも」と、これは男女ともでいいかと思うんですけども、「家事・育児も男女で共同」は「も」じゃなくて、「は」じゃないでしょうか。問1の3番です。

【諸橋会長】 3番ですね。

【河合委員】 はい。家事・育児もというと、何かついでで、仕事メインになって、家事・育児はついでにという感じを受けやすいと思うので、「家事・育児は」という言葉に変えていただけたらと思います。

それから問2……。いいですか、先へ行って。

【諸橋会長】 どうぞ。

【河合委員】 問2なんですけれども、左側の項目のCのところ「学校教育の場で」

という設問があるんですが、これ、例えば保育・幼稚園というふうに入れてはまずいんですか。学校教育だけではなくて、保育園・幼稚園の場での男女の差というもの。

【成瀬室長】 範囲を広げてということですか。

【河合委員】 はい。

【成瀬室長】 学校にこだわらなくて。

【大久保副会長】 すごく〇がつけにくくなるんじゃないですか、それだと。

【諸橋会長】 学校というと広い？

【大久保副会長】 学校といった場合には大体、小学校以上を想像しますが、保育園・幼稚園となると子育て支援という側面が出てくるんじゃないですか。教育と子育て支援を一緒にするのか、しないのかですよ。

【河合委員】 というのは、かなり保育園というのが今、問題になってますよね。その差が非常に出てきているという。根っこが、そこから男女差があって育てているという話を聞きますので、このあたりも問いかけに入れておいたほうがいいんじゃないかなと思うんですが。

【諸橋会長】 そうしたら、項目を分けますか。1問ぐらい増えてもいいから、Cの前に「保育園・幼稚園の場」あるいは「保育園・幼稚園教育」……。教育というと狭め過ぎか。預かっていること自体にいろいろなあれが……。

【大久保副会長】 幼稚園は教育……。

【諸橋会長】 保育園って教育じゃないんだよね。

【大久保副会長】 違いますね。

【諸橋会長】 所管も違うしな。幼保一元論は出てきているからあれだけど、保育園・幼稚園の場で、でわかるか。

【河合委員】 と思うんですけど。ことに働いていらっしゃる女性の方なんかは、保育園に預けて一緒に出ていらっしゃるわけですね。そこでいろいろ感じておられることってあると思うんです。だから、そういうところを聞いていいんじゃないかなと、ちょっと思いますが。

【成瀬室長】 1項目増やす。

【諸橋会長】 1項目増やしてもらうのかいいでしょうね。学校と一緒にしちゃうと……。

【河合委員】 ちょっと違うと思います。

【諸橋会長】 ちょっとあれですからね。ABCで、Cを「幼稚園の場で」にして、Dを「学校教育の場で」にして、1つずつずらすかな。学校教育の場での後でもいいのか。先に保育園・幼稚園を持ってきたほうがいいですね。で、1項目増やしてもらいましょうか。あと、「地域活動の場で（PTA・自治会等）」で先ほど出たようなあれが出るから。

【成瀬室長】 「職場の中で」の次に保育園・幼稚園を加えて、その後に「学校教育の場で」。

【諸橋会長】 そうですね。ということで、アイテムずらしましょうか。

【河合委員】 それから、その表の中の中ほどに「平等」って2文字で書いてありますけれども、同じことを聞いている別表……。

【諸橋会長】 男女平等である。

【河合委員】 男女平等であるというふうになっているんですね。

【諸橋会長】 問11ですね。

【河合委員】 そうですね。問11です。ですからそれと同じように、ここも男女平等であるという言葉に置きかえたほうが、統一性があるんじゃないかと思いました。

【成瀬室長】 わかりました。

【河合委員】 それから、その次の問3ですけれども、私は言葉の内容が厳密にわからないんですが、職業という言葉と仕事という言葉、これわざわざ意図的に職業というふうに変えられたのかどうか。最初のところは、仕事、仕事って書いてありますね。

【大久保副会長】 問1は仕事ですもんね。

【河合委員】 次に問3になると職業になっているんですが、これ、仕事と置きかえちゃまずい……。厳密に職業としなきゃいけないのか、ちょっとそこは。

【成瀬室長】 そこは意識は持っておりません。前の設問をそのまま引用しているだけです、変えるのであれば。

【河合委員】 どちらの言葉のほうが正確なのか、ちょっと、日本語的に、語学的にわかりませんので。

【諸橋会長】 総理府がずっと使ってきたものをそのままなんだろうな。

【河合委員】 そうですか。

【大久保副会長】 問1の内容からすると、ここに職業という言葉が入るのは……。

【河合委員】 ちょっと違和感が。

【大久保副会長】 文章が変になりますよね。

【諸橋会長】 問2のBは、やっぱり職場だろうな。仕事の中でじゃないよな。問3は「女性は仕事を持たない方がよい」。

【河合委員】 職業をやめてということは、あまり聞かないですね。仕事をやめてというのは聞きますけど。

【大久保副会長】 仕事につく……。

【河合委員】 ちょっとその辺、検討していただきたいと思います。それでこの設問に1つ、その理由はというのをつけていただくとまずいでしょうか。問3の「女性は職業を持たない方がよい」というのに○をつけたら、その理由はというので。原因というか、その方の考え方が……。

【大久保副会長】 それは問1で出てくるんじゃないんですか。問1の考え方と問3の考え方って結構リンクするんじゃないですか。

【河合委員】 というのは、「子どもができたら職業をやめ、その後は持たない」というのに、例えばある男性がつけたとしますね。その理由はというのを聞くことによって、結局、子供がかわいそうだからとか、3歳まで子供は母親が見るのが当然だからとか、そういう答えが返ってくると思うんですね。あるいは経済的に余裕が云々って。だから要するに、何でそういう答えが出てきたのかというのを、ここはすごく伺いたいところなんです。それで、それだけ理由づけを聞いちゃまずいのかなとちょっと思いましたけれども、何かここに解決の糸口がありそうな気がするんですけども。

【諸橋会長】 意識としてはね。

【河合委員】 そうなんです。

【諸橋会長】 ここら辺、わりと本音が出るかしらんし。

【成瀬室長】 設問の仕方のところは、ちょっとつくり方を変えさせていただいていいですか。

【河合委員】 はい。あくまでも個人的な意見で。

次、問4なんですけど、これは言葉の問題だと思うんですが、問の文章のところ、「あなたは、次のことばを知っていますか。それぞれ1つずつ選んでください」と書いてあるんですが、該当するものという言葉を補足したほうがわかりやすいと思いました。

【諸橋会長】 本来は、次のAからNのそれぞれにですね。

【河合委員】 そうですね。あるいは、1、2、3どれかを選べとか。多分、わかりやすいかなと思いました。

それから問7なんですけれども、「あなたの家庭では、家事に夫と云々」と書いてありますが、この設問は、シングルの方にももちろん聞くわけですよね。

【諸橋会長】 はい。

【河合委員】 その方がシングルであるかどうかということは、聞かないでよろしいわけですか。

【大久保副会長】 ここに単身って書いてあるよ。

【成瀬室長】 単身というのは独身者の単身と。

【諸橋会長】 ひとりに、そうだね。

【成瀬室長】 単身赴任の単身もありますね。そこの独身かどうかというのは……。前の調査では問26に一応あったんですが。

【諸橋会長】 今回、聞いてないんだね。

【成瀬室長】 今回、加えておりませんので。

【大久保副会長】 ここで、独身の人は単身に○をつければいいだけじゃないんですか。

【河合委員】 そうなの？

【成瀬室長】 実際にはそういう答えになりますね。結婚しているかしてないかというのを調査する必要があるかどうかって、ちょっと疑問もあったんですが。

【大久保副会長】 結婚してるかどうかをどこで判断するかというの。

【河合委員】 妻とか夫とか、そういうふうには呼べない……。

【大久保副会長】 うん？

【河合委員】 妻とか夫とか言えない間柄っていうのもありでしょう。あるわけでしょう。これだと主に妻が負担と、妻がってちゃんと言葉を切っているわけですから、この設問はすごく難しい。家族構成みたいなのがちょっとあれかなという気がいたしました。今の時代に。

【諸橋会長】 そうなんだよね。

【大久保副会長】 妻と夫を、男性と女性にしちゃいけないんですか。「家事に男性と女性はどのぐらい参加していますか」。家事に参加しているのは男性・女性、どちらですかっという聞き方で、主に女性が分担しているのがどれとか。

【諸橋会長】 ほかの家族が分担というのがなくなる。

【河合委員】 娘とか息子とか、おじいちゃんおばあちゃんとか、そういう。

【諸橋会長】 それ、みんな入っちゃう？

【大久保副会長】 それは必要あるの？ 妻の家事負担というのが、役割が固定化してないかということを知りたいのか、男性・女性の役割分担という意味で知りたいのか。

【諸橋会長】 これは夫婦の役割分担でしょうね。

【大久保副会長】 ほかの家族が分担というのは、この聞き方では、どっちみちだれなのかわからないようになっているから。

【諸橋会長】 おじいちゃんかおばあちゃんかわからないね。

【大久保副会長】 そうそう。よくわからないので。

【諸橋会長】 娘か息子か。

【大久保副会長】 あまり意味ないかなと。単身の人は、単身なので自分でやっているという意味で○をつければいいとは思いますが。

【田村委員】 ちょっといいですか。この調査をどういうふうにするかですね。今年度の調査でいろいろ結果を見るのがありますし、もし7年前の11年度の調査と比べて、こんなふうに変ってきたなということも検討するのでしたら、前と同じような。

【諸橋会長】 あまり変えないほうがいいね。

【田村委員】 それは、あまり変えないほうが比較しやすいような気がするんです。多分、委員がおっしゃるような指摘は全部、今の時代に即して変えたほうがいいと思うんです。だけど変えちゃうと、今度は比較しにくくなっちゃうというジレンマもあつたりしますので、比較できる範囲内で変えるのがいいと思いますけど、そのあたりも少し考えてみたらいいかなと思うんですけどね。

ですから、今回つけ加えた文言に関しては、どんどん改善していったほうがいいと思うんですけど、前回と比較したいということであれば、ちょっと変だけど、まあ、いいかみたいに残しておくこともあつたほうがいいのかなと思いますけど。

【河合委員】 Eの「子どもの世話やしつけ」という言葉があるんですけども、これ、例えば育児とかそういうふうな言葉に置きかえちゃまずいわけですか。

【大久保副会長】 ああ、世話としつけ。何でここはたまたま変。11年度、世話やしつけみたいな書き方で、何で育児じゃなかったのかな、確かに。

【諸橋会長】 ほかは炊事とか洗濯なのに。育児……。

【河合委員】 何となく違和感のあるかなと思いました。

【諸橋会長】 これは育児でもいいような気がするけど。でも、まあ、いいかであれば、このままだでもいいんだけど。

ほかの家族が分担というのは、ちょっと細かくブレイクダウンしてもいいかもしれませんが、おじいちゃん、おばあちゃんが、息子が、娘が、姉が、兄がと。あまり細かくやるとあれだから。

これ、その前の夫婦別姓を外しちゃいましたけど。

【成瀬室長】 夫婦別姓の関係については、国のほうである程度検討に入っておりますので、そこはあえて踏み込まなかったんですが。

【諸橋会長】 入れなかったんですね。

【成瀬室長】 現実的に市の職員のほうは、夫婦別姓とは違うんですが、旧姓使用という形で動いておりますので。

【諸橋会長】 やってますしね。確かにね。次の大臣は夫婦別姓反対派だからな。自分はずっと夫婦別姓してますけど。夫の姓を名乗ってる。

【大久保副会長】 反対なの？

【諸橋会長】 反対なの。有名な人だよ。

【河合委員】 高市さんですね。

【森屋委員】 阿部さんが反対だそうです。

【諸橋会長】 いや。阿部さんもそうだし、次の高市大臣も夫婦別姓は反対の有名な人です。ただし、自分は夫婦別姓をしています。

【小尾委員】 そうでしたね。

【諸橋会長】 選挙上。ただし、主人とは言っていません。

【森屋委員】 そうですね。

【諸橋会長】 どうでしょうか。

【河合委員】 問8も同じように、問8の2項目目「保育園・学校等の保護者会」と書いてあるんですけども、ここにやっぱり幼稚園も入れていいんじゃないでしょうか。

【諸橋会長】 そうでしょうかね。左から消えちゃってるね。

【大久保副会長】 これは書き切れないから、「等」でまとめているだけじゃないんですか。

【成瀬室長】 字数がですね。実際には表が大きくなりますので、これは入れます。

【河合委員】 はい。

【諸橋会長】 左と同じでいいですね、これね。

【河合委員】 はい。

【諸橋会長】 これ、旧問11はこんなことを聞いていたんですね。「なぜ『小金井市の職員』になることを選んだのですか」というのは。(笑) 何で聞いたんだろう。

【大久保副会長】 ほんとだ。

【諸橋会長】 それから、新しい問9、問10、問11……。

【河合委員】 そうなんです。この問9、問10で、結局、理由を聞いてますね、問10で。それと同じように、さっき申し上げたなぜというのを書けるのであれば、あの部分に「なぜ」を入れておいていただきたいなと思った次第です。

【成瀬室長】 この設問と同じような書き方で、ちょっと変えます。

【諸橋会長】 そうですね。

【田村委員】 これ、男女平等に関係あるんですかね。

【森屋委員】 家庭の両立があるから。

【諸橋会長】 女性があまり上の役職につきたがらないというデータも出るかもしれませんが。

【成瀬室長】 問9に関しては、女性の管理職を増やすということで、今、動いておりますが、実際の管理職試験の応募がほとんどない状況で、選考のほうで管理職をやっているのが現状です。

【田村委員】 これ、書く職員の方、抵抗ないですか。何か書きにくいとか、こればれちゃったらどうしようとか。(笑) 大丈夫ですか。

【諸橋会長】 あるかもしれないね。

【成瀬室長】 そこは配慮しているつもりです。

【河合委員】 ばれないように。

【成瀬室長】 わからないようにします。

【諸橋会長】 「特に昇進したいと思わない」とかついていて、そうか、そうかと。いいこと聞いちゃったって。

【成瀬室長】 現状は、係長職試験まではかなり受験者は多いんですが、それ以降は受験希望がないというのが現状です。

【諸橋会長】 でしょうね。

【大久保副会長】 今度、課長職が増えるんでしょう。

【諸橋会長】 偉い人が増えるわけ？

【成瀬室長】 プラスマイナス、ちょっと増えるんですかね。組織改正、一応、予定し

ておりますので。

【諸橋会長】 とにかく、施策に役立てるし、福利厚生に役立てるから、ありのままを書いてと繰り返す言うしかないですね。それこそ問9、問10も、絶対にわかりませんか
ら遠慮なく書いてとか、書いておいたほうがいいかもしれませんね。

【成瀬室長】 設問の説明の中には、その旨表示を予定しております。

【諸橋会長】 そうですね。

【向井委員】 こういうアンケートをやると、そういう自由記述ってものすごくまとめにくいです。

【諸橋会長】 自由記述はまとめにくいね。

【向井委員】 一言書いてあっても、扱わないわけにいかないし、書かない人も実はそう思っているかもしれない。だから、こういう調査をちょくちょくやりますけど、自由記述を極力減らしていく方向で、とにかくアンケートは工夫していかないと。何でも入れたいんですけど、生の声を聞きたいと思いつつも、統計上は非常に取り扱いが難しい。

【成瀬室長】 河合委員からの設問は幅がすごく広がるんですね。それを集計するのは、今回800ちょっとですので、かなり労力が必要かと。

【大久保副会長】 前回の倍ですもんね。

【諸橋会長】 問15ですけど、前の問17と比較すると、「職務遂行上」というのが消えていますけど、これは意味があって消したんですか。やっぱり仕事の上でですね、これは。

【成瀬室長】 文面の設問のA、B、C、Dが内容別に分かれておりますので、そこで職務上かどうかということで判断できる。

【諸橋会長】 わかるかということで、入れなかったんですね。

【成瀬室長】 はい。

【諸橋会長】 まあ、いいか。

【河合委員】 その前に、問12と13のところなんですけれども、お茶くみ問題ですが、お茶くみって相変わらず……。

【諸橋会長】 やってる？

【河合委員】 やっているんですか？

【諸橋会長】 給湯機か。

【成瀬室長】 前回、大久保委員から質問がありまして、一応、実態を把握してきまし

た。給茶機が使われているところは、ほとんどは第2庁舎。使われているところは2階から7階までの間ですね。あとは、お茶くみのほうは各自やっている、または順番でやっているというところが主で、建設部のところで一部、女性が中心でやっているところがありました。そこは、一応、声掛けをしております。ただ、負担になっているかどうかというところまでは、個別にはしておりません。一応、女性がやるべきという状況にはないというふうには考えています。一応、職員課のほうには確認しましたが、各自が前提でやっているということで、動いているということですので。

【河合委員】 それで設問に一応入れるんですか。

【成瀬室長】 はい。

【河合委員】 入れちゃうんですか。私、いつか課長がごあいさつくださったときに、もう今はほとんど解決されていますとおっしゃったのがすごく印象に残っているんですね。ご自分がお茶くみでさんざん苦勞して、時間をはかったら1日1時間近く費やしたと。ほんとうにその時代を考えると、今は非常に改善されてよくなったって、全庁で解決方法ができていたというようなニュアンスのお話をいただいていたものですから、さすがだなと思っていたら、これに設問しちゃうと、それこそ統計を取るのがもったいないかなという感じがしたんです。

【諸橋会長】 ほかに増やしたいものがあるね。

【成瀬室長】 あえてここは、課長と話をした上で加えてあります。

【河合委員】 そうなんですか。

【成瀬室長】 ですから、本来はないことになっているんですが。

【大久保副会長】 なってるけど、実質……。

【諸橋会長】 本音が出るかもしれない。

【成瀬室長】 隠れていないかどうかということも含めて。

【諸橋会長】 実質や本音も出ると。

【田村委員】 それだったら、新しいほうの13番の質問ですね。それって以前の15番の質問と似てますよね。

【成瀬室長】 そうですね。

【田村委員】 ちょっと文言は違ってますが。以前の15番の文言に近い形でそのまま載せて、どれだけ改善したかというのが比較できるんじゃないですか。やっぱり……。

【諸橋会長】 やってるよとかね。

【田村委員】 まだまだだというようなところが見えてくるような気がするんです。

【諸橋会長】 そうですよ。

【大久保副会長】 12番はほとんど一緒なんですね。「職場における」という言葉が入ったのと、「給茶機」というのが回答のほうに入ったという。

【諸橋会長】 問14とほとんど同じだよ。

【大久保副会長】 13、昔の15のところは、「職員に対し」……。設問の文言が全く違っているんですか。

【成瀬室長】 違っているんですね。あくまでも職場の中。対外的にはケース・バイ・ケースで入れている場合もありますし、ほとんど入れないという対応をしているところもあります。

【諸橋会長】 「職員に対し」か。これ、お客に対してという含みがあるわけですね。お客に対して女性が入れる。

【成瀬室長】 この設問の趣旨は、接客の関係は意味は含めておりません。

【諸橋会長】 ということなんですね。

【成瀬室長】 はい。

【大久保副会長】 接客という部分については。

【諸橋会長】 女性が入れる。

【大久保副会長】 わりと改善されているという。

【成瀬室長】 改善されてきて、基本的に入れられないような状況で。

【大久保副会長】 そう。お茶を入れなくなりましたよ。

【諸橋会長】 お客に？

【大久保副会長】 カウンターの中に入れられないということになっているから。

【諸橋会長】 業者にもあれだしな。

問12は昔の14と同じだから、これはいいよね。むしろ問15を復活したらどうでしょうか。まあ、13でいいか。

【大久保副会長】 これ、別に昔の15と同じ設問でも構わないんじゃないですか。それならそれで。

【諸橋会長】 うん。「あなたの職場ではどうしていますか」。あるいは、職員に対してどうしていますかとちょっと加えてもいいですけど。

【成瀬室長】 問15のほうは、現実にこちらから話を聞いた中では、対応が変わって

きているんですね。15をそのまま使ってしまうと、かなり前に戻った設問になってしまうかなということで、ちょっと変えて13にしたつもりです。

【諸橋会長】 うーん。

【成瀬室長】 中身的に似てはいるんですが。

【大久保副会長】 この聞き方でちょっと違うんですね。同じように感じるけど。

【諸橋会長】 自分が入れているというのは、新しいほうの間13にはなくなっちゃうんですよ。

【成瀬室長】 なっちゃいますね。

【大久保副会長】 その他に入れて。

【諸橋会長】 その他に入る？ これって、職員に対し、お茶くみを当番制でやっている前提ですよ。当番制そのものがない場合は？

【成瀬室長】 当番制がない場合は無記入になるか。

【諸橋会長】 そうですね。

【大久保副会長】 自分で入れるとなるかでしょうね、その他が。

【諸橋会長】 そうしたら、当番制はないとか、設問があったほうがいいような気が…
…。

【成瀬室長】 当番制があるところのほうが少ないですね。

【諸橋会長】 そうですか。

【成瀬室長】 私が聞き取った中では。

【諸橋会長】 そうでしょうね。そうだと思うね。だったら、社会調査上は、じゃあ、当番制があるとかないとか1度スクリーニングしておいて、当番制があるところはどうなのかと順番に聞いていかないと。

【大久保副会長】 もしくは、各自が自分で入れているというのは……。

【諸橋会長】 いるよね。

【大久保副会長】 4番に入れて、その上で、その他としないと。各自がというか、自分で入れている。自分で入れているだと、書いた人がみんなの分を入れていたら、それに○つけちゃう。

【諸橋会長】 そうか。

【大久保副会長】 各自が自分で入れているというのは。

【成瀬室長】 「職員に対し」ということ。

【諸橋会長】 自分の分は自分で入れている。

【成瀬室長】 自分は自分のことですから、ここの設問には入ってこないんですね。

【諸橋会長】 そうか。「職員に対し」だから。

【成瀬室長】 「職員に対し」で、自分以外の人に対してどうしているかということですので。

【諸橋会長】 大丈夫かな。これでわかるかな。

【成瀬室長】 ここは前との比較は取れないと思うんですが。

【大久保副会長】 答えの1、2がどのぐらいで変わったかというだけですね。

【諸橋会長】 問12は、これは「べき論」で、実態はどうかということじゃなくて、問12は本音というか、「べき論」というかですね。問13では……。

【河合委員】 へ理屈になりますけれども、いつも女性が入れているというのと、主に女性が入れているというのと、ちょっとニュアンスが違うわけで。

【諸橋会長】 主にのほうが。

【河合委員】 どちらかというと、主にほうがいい気がするんですけど。

【諸橋会長】 主にのほうがいいような気がしますね。主としてで、いつもというと十中八九みたいな感じだ。

【成瀬室長】 ちょっと弱くなりますけど、よろしいでしょうか。

【河合委員】 ええ。

【大久保副会長】 いいんじゃないかな。

【諸橋会長】 むしろ、主というところが重要なんだよね、いつもより。いつももそうなんだけど、もっとまずいんだけど。主としてだよね。

当番制か否かは、問13でスクリーニングできるように、もうちょっと聞きやすくしていただいたほうがいいかもしれませんね。

セクハラは定義が長くなってますね。入れるしかないよね。

【大久保副会長】 難しい、セクハラ。

【河合委員】 セクハラの説明が……。

【大久保副会長】 今、市の職員に聞くのでも、セクシュアル・ハラスメントはこれだけ説明しないとだめなんですか。

【成瀬室長】 ないはずですが、一応、念のためです。

【河合委員】 言葉の問題ですけど、「自分で受けたことがある」じゃなくて「自分が」

じゃないですか。

【諸橋会長】 「が」だな、「自分で」じゃなくて。

【河合委員】 自分が受けた。

【諸橋会長】 ほか、いかがでしょうか。

これで大分、この審議会で言ってきた、まず支える、下部構造である市職員がどう思っているかというのがあぶり出されるということで、有効な調査になると思いますが。

【河合委員】 問17のところ、ちょっといいですか。「家庭生活と職業の両立を図るために」と、ここも職業になっているんですけど、仕事じゃおかしいですか。

【大久保副会長】 さっきのところを仕事にするんだったら、これも仕事でいいんじゃないですか。

【河合委員】 と思うんですけど。それからその理由、主なことは「何だと思えますか」という中に、例えばワークシェアなんていうのは、今、入れちゃまずいですか。

【諸橋会長】 いいんじゃないですかね。

【河合委員】 将来的な意味で。

【成瀬室長】 一番下でいいですか、7番の後。

【諸橋会長】 7の後かね。ワークシェアリングだね。いいんじゃないでしょうか。

【田村委員】 ワークシェアリング、皆さんわかりますかね。

【大久保副会長】 ここの1番と2番、どれぐらい違うんですか、意味が。保育園と学童保育って。市の位置づけとしては一緒ですよ。

【成瀬室長】 ただ、行政の中身としては、学童と保育は別扱いで動いてますので。

【諸橋会長】 そうだよ。

【成瀬室長】 施策的には、ちょっと……。

【大久保副会長】 学童保育のほうが青少年課で、保育園のほうが子育て支援課でしょう。

【諸橋会長】 だから、分けたほうがいいんじゃないですか。

ワークシェアでわかるんじゃないかな。

【河合委員】 新聞でももう……。職員だから。

【大久保副会長】 ワークシェアって何ですかとか。

【森屋委員】 ワークシェアって何ですか。

【河合委員】 難しいですか。

【田村委員】 セクハラより難しいんじゃない。セクハラのほうが、まだ皆さん……。

【河合委員】 じゃ、補足するなりなんかして。

【大久保副会長】 今聞きたいんです。

【森屋委員】 今聞きたい。

【河合委員】 仕事をね、1の仕事が1人の人が1するのではなくて、それを例えば五分五分、0.5ずつにするとか、50%：50%で2人で働くとかね。そうすると、1日1の仕事をするのが0.5になるということは、極端に言えば、半分でその人は時間が有効に使えることになるわけですね。そういう方法をこれから先使ったらどうかというのは、もう国でも考えているんです。それは1つには、アフターファイブの……。

【森屋委員】 この労働時間の短縮の促進というのとは違うんですか。

【河合委員】 それは完全に短縮であって、1の仕事を、例えば9時から今までは5時までやっているけれども、仕事自身を分けるのではなくて、短時間に切るだけの意味じゃないでしょうか。だから仕事を、今まで1人でやってしまったものを2人で分け合って、それで働く時間も短縮する、そういう方法。

【向井委員】 当初は、社会的にどうリストラを減らしていくかというときに、ぐっと一気に広まった発想ですよ。

【河合委員】 じゃなくて。違いますよね。いわゆるアフターファイブの問題がすごく……。

【向井委員】 そうなんですか。

【河合委員】 人生をもっと余裕を持って生きていこうということで、例えば8時間労働を1人で負担するのではなくて、それを7時間に短縮して、その1時間分のその仕事を別の方に当てて、その方も時間を短くして、ある程度働けるようにという意味。それが女性にも、早く帰って例えば子育てをできる、しかも仕事もちゃんと自分の仕事として責任を持てるという考え方のもとに発想されているんだと理解していますけれど。単なる、60歳でリタイアした方たちに仕事をもっと与えようだけではないんじゃないでしょうか。どうでしょう。

【諸橋会長】 そういう意味だと思う。ワークとライフのバランスということから出てきた発想ですけど。もちろん、政策的にはリストラをどうソフトランディングさせるかという、そういう思いもあったかもしれませんが。オランダなんかは、もしかしたらそうなのかもしれないけど。北欧やオランダが取り入れているワークシェアというのは、男性

も女性も半分働いて、半分は子育てとか地域のこととかに使おうよと。そうやって2人で1人分の給料は確保し、働きもしつつ、なおかつ自分のこともできるという、そういう発想でワークをシェアする、だからもちろん、生活もお互いに自分の時間を大事にするという、そういう発想で出てきた発想ですね。

【大久保副会長】 労働時間の短縮の促進というのは、これは残業をあまりしないとか……。

【諸橋会長】 そう。もちろんかかわるんだけどね。

【大久保副会長】 そういうことのほうが何か強いですね、イメージとして。

【諸橋会長】 ワークシェアそのものは、例えば3と6と7あたりは重なっているんだけど。ワークシェアの政策にはね。まあ、ワークシェアリングでわかるんじゃないかな。ちょっとあれなら説明を加えてもらって、欄外か何かに、例えばオランダモデルのようなものをちょっと説明してもらってもいいかもしれません。ワークシェアは入れるといいね。一つのこれからのやり方ですし、日本も一応、政策的には取り入れると言ってますから。

いかがでしょう。大体職員向け調査はよろしいですか。

【田村委員】 これ配布して、回収はどんなふうにして回収されるんですか。

【成瀬室長】 当初の説明では、パソコンの中でデータをやり取りしてという話はあったんですが、具体的にシステムのほうと相談をしましたところ、この設問でいくと膨大な質問になってしまう。

【諸橋会長】 膨大になるね。大変だろうね、きっと。

【成瀬室長】 特にA、B、C、Dという設問は、1項目が1問になってしまうんです。ということで、これを全部紙ベースでやります。

【田村委員】 で、配布して、回収するのは。

【成瀬室長】 私たちのほうでやりますので。2人でやりますので。

【大久保副会長】 2人で回るんですか、職場を。

【成瀬室長】 いえ。それは庶務担当のほうでまとめておいていただいて、回収になります。

【田村委員】 つまり、結構微妙なところもありますから、これ、課長さんが見ちゃうんじゃないかみたいな。

【成瀬室長】 それはさせません。

【田村委員】 いやいや。それを書く人はね。その安全性、安心して書けるかどうかと

ということが大切だと思うんです。

【成瀬室長】　そこは十分気をつけて、直接投函できるような形を取るケースと、庶務担当のほうでまとめる方法と、何通りかのやり方で回収をできるようにします。

【田村委員】　そのあたりを配慮していただいたほうが本音が聞ける。

【成瀬室長】　特に職場等の扱いが、一番、皆さん、職員としては心配なところですので。

【諸橋会長】　そうだと思いますね。

【田村委員】　プライバシーがね。

【大久保副会長】　ごみが出ちゃいますけどね。封筒ぐらい、したいかもしれないね。

【諸橋会長】　ほんとうは封筒に入れてとか、密封してとか。

【成瀬室長】　空き封筒は、庁舎内にいっぱいありますので。リサイクルをしておりますので、そこは大丈夫です。

【諸橋会長】　二、三日、あるいは1日丸々かかるかもしれないから持ち帰ってもらったり、その場で書くにしても、書きやすいような雰囲気をつくった上で、だれかが特定できないように。ぜひ回収率も高くしていただかなきゃいけないですし。

　ありがとうございます。また何か細かいことがありましたら……。これ、いつ配布になりましょう。もう大急ぎですね。

【成瀬室長】　こちらを元に原案をつくった上でやりますので、実際のところは、具体的に早くても10月末ぐらいになってしまうかな。

【諸橋会長】　一月後ですね。

【成瀬室長】　集約に年内。

【諸橋会長】　年内だね。

【成瀬室長】　集約の統計でどのぐらいかかるか。頑張ります。

【諸橋会長】　まあ、男女別のクロス集計とか、年齢別の集計とか、あるいは項目間のクロスとか、ちょっと分析できるものはしてもらえるとおもしろいかもしれません。

【大久保副会長】　これじゃ、「こがねいパレット」に間に合わないね。

【諸橋会長】　そうね。載せたい。

【大久保副会長】　11月なの、ことは。

【諸橋会長】　今度は無理か。

　ありがとうございます。何かありましたら、追ってまた事務局にお知らせいただければ

と思います。じゃあ、これで大分基礎資料もできますし、期待もできるところがあると思います。これをまた政策にももちろん生かして、それから研修にも生かしていただかないといけませんので、ぜひこのデータをまた有効活用していただければと思います。

さて、次の議題はその他になってますけれども、何かございましょうか。

なければ、いただいている資料のご説明をいただきたいと思いますが。

【成瀬室長】 資料のほうは、国のほうからの文書の写しとしてついております。そこは、そういうものが市のほうに来ましたということで、参考にさせていただきたいと思いません。

【大久保副会長】 この文書の内容自体が継続されるんでしょうかね。

【諸橋会長】 ほんとだよ。これが一番不安だね。

【成瀬室長】 それと、「男女平等苦情処理に関する近隣市の状況」ということで。

【諸橋会長】 これは貴重なデータ。

【成瀬室長】 一覧表をお送りしております。苦情処理に関しては、今のところ、現状、意見は出てきておりません。『かたらい』等の掲載をしながら、また、市報等で掲載をしながらやっていきますが、現状は苦情は来っていない状況です。ただ、かといって……。

【大久保副会長】 今年度に入っても？

【成瀬室長】 今年度に入っても、現実はありません。大体電話がかかってくると、苦情というよりも、女性保護相談のほうに行ってしまうケースがありました。

【大久保副会長】 わかりました。

【成瀬室長】 参考に見ていただければと思います。

【諸橋会長】 はい。ありがとうございます。

【成瀬室長】 その後、続けさせていただけますか。

【諸橋会長】 はい。

【成瀬室長】 その他ということで、申しわけないんですが、「こがねいパレット」の実施が、11月19日に開催をされます。ポスターをつくるためのこれは原案ですが、これが印刷して回される予定であります。ご出席のほど、よろしくお願いします。

【大久保副会長】 よろしく申し上げます。

【成瀬室長】 宣伝していただけると助かります。

【諸橋会長】 河合さんの名前が載ってない。

【成瀬室長】 それから、1つ課題がありまして、国内研修事業の予算の関係なんです

が、平成16年度から開始をしたわけなんですけど、3年間実績ゼロという状況に来ております。このまま、実績ゼロのまま行けるかどうかということで、今、予算要求は、現状、組まざるを得ないかなとは思っておりますが、補助金の見直し等がかかってまいります。そここのところで、私としましては対応に苦慮しております。現実、問い合わせはあるんですが、申し込みがないという状況で、新しい推進のための女性の参加がないということで、ちょっと不安を感じております。それにかわる事業として対応を考えたほうがよろしいのか、今現在、東京都から再就職支援の関係の講座等、そういう研修を開いてもらえないかという要望も来ておりますので、極力それに対応したいと思うんですが、費用の面も、新しい事業ということになりますので、そちらのほうに組みかえが可能なのか、国内研修を継続したほうがよろしいかどうか、ちょっとご意見をいただくと助かります。なくすということではないんですが。

【河合委員】 私、国内研修についていつも思うんですけども、まず第1点目は、全国女性会議とか、そういう大きいものに参加するというふうな問いかけ、呼びかけですね。それを、例えばもうちょっと小さいシンポジウムとか、そういうものに対する呼びかけなんかはできない？

【成瀬室長】 呼びかけはできるんですが、予算措置の関係で。予算の元となるのが、大体、交通費とか宿泊費ということになるんですが、具体的な事業でこれとこれに参加するということが決まれば、その辺は対応は可能だと思います。ただ、あと要項の改正がありますので、その要項改正をした上での実施になろうかと思えます。ですから、要項をそういう研修事業を対象とするということで、具体的な事業名を掲載しないで、女性の男女共同参画施策の推進のためのということに限定すれば、研修費用としては可能かと思えます。具体的な予算措置を講じるときに、どこで行われるか、それにかかる費用というところが予算措置の段階で決まりませんと、予算を限度内ということで切られてしまいますので、根拠と説明が難しくなります。

【河合委員】 全国女性会議にどんと行かされたら、右往左往するだけだと思うんですね。私たちみたいに比較的なれている人間でも、ああいうところへ行くとえーっと思うのに、全然今まで関係なかった方が、ちょっと行ってみようかといって行ってみて、それで果たして効果があるかなって前から思っているんです。それよりむしろ、東京都内でやる連続4回の講座とか、ありますね。ああいうものに参加していただいたほうが取っつきやすいし、より男女平等、共同参画というものに対して、こんなものなのかということがわ

かっただけのような気がするんです。ですから、交通費プラス参加費、例えば6,000円とかよくありますね。4回連続とか5回とか。それに回していただけるほうが、どれだけ効果的かなと思っているんですけども、そういう方法がとれるのであれば、やはり行きやすいんじゃないかなと思います。

【大久保副会長】 それは、財団なんかがやるような連続講座でも、結構参加費が高いんですね。以前みたいに1,000円、2,000円で参加できるものというのは……。

【河合委員】 それで、行きたいなと思うものはあるんです。

【大久保副会長】 1回3,000円が5回なんてなったら、結構な額なので。

【諸橋会長】 フレキシブルにできるように。

【成瀬室長】 新しい人材を確保ということになりますので、その辺のところの趣旨を生かしながらということで、そういうご意見をいただいたということによろしいでしょうか。

【河合委員】 はい。

【諸橋会長】 よろしくをお願いします。

【河合委員】 ぜひそうしてほしい。

【諸橋会長】 派遣事業そのものを潰すわけにはいかないし。

【河合委員】 それこそ荒川さんとか小尾さんが、せっかくこうして加わっていただいているわけですから、東京都内でやる講座なんかにはちょっと顔を出していただくと。その交通費と参加料を出していただければ、随分と行きやすいんじゃないかなって思います。そう思いますでしょう。

【荒川委員】 ええ。近場でそういう機会があればと思います。

【河合委員】 行きやすいですね。そんな気がいたします。

【諸橋会長】 では、どうぞお願いします。

【大久保副会長】 ちょっと質問していいですか。機構改正？

【成瀬室長】 組織改正。

【大久保副会長】 組織改正で男女共同参画室が移るという話を聞いているんですけど。

【成瀬室長】 組織改正については、今、議会のほうで審議をしておりますので、まだ確定してない状況ですが、今の状況からしますと、企画のほうに移ります。今、企画課があるところの男女共同参画室というところに移る予定でいます。ただ、組織改正としては移るんですが、人員配置の関係についてはまだこれからということで、人数等も確定し

ておりません。ですから、現状は2名ですが、それが2名で移るのか、管理職を含めて2名なのか、管理職を別にして2名なのか、そこはまだ確定しておりません。人員に関しては一切まだ触れておりませんので。

【大久保副会長】 でも、もう企画調整のほうに移るというのだけは確定なんですか。

【成瀬室長】 今回の議会で、今やっております。ですから、最終の本会議で決まれば。

【大久保副会長】 最終の本会議で決まれば。

【成瀬室長】 ええ。

【諸橋会長】 企画課というのは、あれは市長直属の部署になるんですか。

【成瀬室長】 そうですね。直属というか……。

【大久保副会長】 今、人権がそっちにあるんですよ。

【成瀬室長】 人権は総務課にあります。

【大久保副会長】 そっちはどうなるんですか。

【成瀬室長】 そこは、今のところ……。人権は広聴係。

【諸橋会長】 そっちは広聴係かもしれない。

【成瀬室長】 広聴係が大変になります。行事をやりながら、相談を受けながらということ、ちょっと今、問題は多少生じています。

【大久保副会長】 せっかく企画調整に移っても、別に人権と一緒にになれるわけではないんですね、男女共生のほうは。

【成瀬室長】 はい。当初は、検討委員会の中では話がありました。

【諸橋会長】 参画室という置き方は同じですか。

【成瀬室長】 同じです。はい。そこに担当課長補佐を置くという形で、今現在動いています。

【諸橋会長】 あとは人員だな。

【大久保副会長】 室なんですか。

【成瀬室長】 室です。

【諸橋会長】 わかりました。それは新年度からのつもりで。

【成瀬室長】 一応、予定では来年の4月から。

【諸橋会長】 4月から。交替のないようにね。これだけの事業を展開し、予算はともかくとして、膨大な評価をしながらですから、ぜひぜひ、こんな人数じゃやれませんということも言っていただきたいし、それからアンケート結果によっては、もっとてこ入れし

ないといけないということも出てくるかもしれませんので、ぜひ粘っていただければと思いますけど。ありがとうございます。

ほかにございましょうか。

傍聴の方、いらしてましたね。

【大久保副会長】 保育の方。

【諸橋会長】 保育の方か、失礼しました。ありがとうございます。

じゃあ、きょうはあとなければ、第4回男女平等推進審議会、きょうはこれでおしまいにしたいと思います。どうもありがとうございました。

あと日程の件ですね。

【成瀬室長】 はい。いつごろが……。何月がよろしいでしょうか。

【諸橋会長】 閉じる前にもう1回。

(日程調整)

— 了 —

第3次行動計画

個性が輝く小金井男女平等プラン

推進状況調査報告書

(平成17年度)

平成18年9月

小金井市

平成8年12月3日
告示第99号

男女平等都市宣言

私たちは、誰もが人間として尊ばれ、また、自らの個性にあった生き方を自由に選択できる社会を願っています。

そのため、個人の尊厳と両性の平等を基本理念として社会的、文化的、歴史的な性差を排し、職場、家庭、学校、地域などすべての領域での真の平等をめざして、ここに「男女平等都市」を宣言します。

- 1 私たちは、人権を尊重し、互いの性を認め支えあい、いきいきと充実した人生がおくれる男女平等の「小金井市」をめざします。
- 1 私たちは、一人ひとりが共に個性や能力を発揮し、社会のあらゆる分野に男女が共同参画できる「小金井市」をめざします。
- 1 私たちは、男女が共にかげがえのない地球の環境を守り、平和と平等の輪を世界へ広げる「小金井市」をめざします。

はじめに

小金井市は、「人として平等な社会をめざして 男女共同参画の推進を」を目標に、平成15年3月「第3次行動計画 個性が輝く小金井男女平等プラン（平成15年度から平成24年度）」を策定し、市民と市が連携・協働し、男女平等社会を実現していくための施策の推進を図っています。

この報告書は、平成17年度における各施策の具体的な事業の実績をまとめたものです。

引き続き、第3次行動計画の推進にご協力をお願いします。

平成18年9月

目 次

1	第3次行動計画「個性が輝く小金井男女平等プラン」の概要	1
2	平成17年度第3次行動計画「個性が輝く小金井男女平等プラン」推進状況結果	3
	(1) 計画の体系と施策の事業数	3
	(2) 平成17年度未実施の施策（事業）一覧	4
	(3) 平成17年度推進状況結果	10

目標	課 題	施策の方向	主要な施策	
人として平等な社会をめざして 男女共同参画の推進を	I 人権尊重と男女平等の意識づくり	1 人権尊重の意識啓発	(1) 男女平等に関する啓発活動	10
			(2) コミュニケーション活動における男女平等	14
			(3) 男女平等に関する情報の収集・提供	14
		2 人権を侵害するあらゆる暴力の根絶	(1) 家庭・地域・学校・職場内における暴力の根絶	16
			(2) 性の商品化に対する対応	24
	II あらゆる分野への男女共同参画の推進	1 地域社会における男女共同参画の推進	(1) 女性人材の発掘とネットワークづくり	28
			(2) 地域活動での男女共同参画の促進	30
		2 施策・方針決定過程への女性の参画の推進	(1) 男女の意識改革	34
			(2) 女性の参画の推進	36
		3 多文化社会への対応	(1) 多文化共生社会への意識改革	38
		III 男女平等教育・学習の推進	1 家庭・地域における男女平等意識の啓発	(1) 家庭における男女平等の教育・学習の推進
	(2) 地域における男女平等の教育・学習の推進			44
	2 学校教育における男女平等意識の啓発		(1) 男女平等観に立った教育の推進	46
			(2) 男女平等教育の推進体制の充実	48
	3 生涯学習の場における男女平等意識の育成		(1) 男女平等観に立った社会教育の推進	50
(2) 多様な生き方を支える学習体制の充実			56	
IV 生涯を通じた男女の心身の健康支援と生活基盤の確立	1 育児環境の整備	(1) 男女が安心して子育てできる環境づくり	60	
		(2) 地域・社会で担う子育て支援	64	
	2 男女平等の視点に立った心とからだの健康づくり	(1) 生涯にわたる女性の健康づくりへの支援	72	
		(2) 健康の保持・増進施策の充実	76	
		(3) 高齢者施策の充実	78	
		(4) 自立支援への条件整備	82	
	3 男女共同参画の視点によるまちづくりの推進	(1) 安心して暮せるまちづくりの推進	88	

目標	課題	施策の方向	主要な施策	
人として平等な社会をめざして 男女共同参画の推進を	V 雇用の場における男女平等の実現	1 女性の働く権利の確立と就労支援	(1) 女性の就業支援と能力開発	92
			(2) 労働に関する情報収集と提供	92
			(3) 女性の起業・自営業に対する支援	94
		2 働き続けるための環境整備	(1) 男女の多様な働き方への支援	94
			(2) 男女の職業生活と家庭生活の両立支援	96
			(3) 働く環境の整備	98
			(4) 専門技術能力の修得支援	98
		計画の推進	推進体制の整備	(1) 庁内推進体制の強化
(2) 市民参加の推進	104			
(3) 苦情処理体制の検討	106			
(4) 国・都・他自治体との連携	106			
3 行政委員会及び審議会等における女性の割合				108

1 第3次行動計画「個性が輝く小金井男女平等プラン」の概要

<計画の基本的な考え方（平等社会をめざすため男女共同参画の意義）>

人は生まれたときから、性別、人種、国籍、疾病、障害等の有無にかかわらず平等でかけがえのない存在として生きる権利があり、そのことは、世界人権宣言、日本国憲法に共通する理念となるものです。

しかし、家庭・地域・学校・職場など様々な場で、特に性差別による不平等は依然として存在し、個性や能力の発揮を妨げ、夢や希望の実現を阻害しています。21世紀の社会は、女性も男性も対等なパートナーとして、支え合い、あらゆる分野へ共に参画し、利益も享受し、責任も担える風通しのよい社会づくりをみんなで進めていく必要があります。

価値観も多様化し、選択肢もたくさんあります。どのような生き方を選択した場合でも社会制度が一方の性に偏ることなく働くよう多面的なシステムづくりが求められています。

お互いの人権を尊重し、性別にとらわれることなく、人間として志と誇りを持ち、この地球社会の一員として平等に、平和で豊かな生涯を送るためには、男女平等社会が形成されなければなりません。その取組として、男女共同参画は不可欠なのです。

<計画の目的>

この計画は、「女子差別撤廃条約」「男女共同参画社会基本法」及び小金井市の「男女平等都市宣言」の理念を尊重し、さらに、「婦人行動計画」、第2次「ともに生きる小金井市行動計画」の理念を継承し、第3次行動計画として、21世紀を展望した新しい形成をめざすための指針として策定しました。

<計画の期間>

この計画は、2003年度（平成15）から2012年度（平成24）までの10年間です。

<計画の実施区分（時期）>

- A 既存事業で今後も継続する事業
- B 2003年度（平成15年度）から2007年度（平成19年度）までの実施をめざす事業
- C 2008年度（平成20年度）から2012年度（平成24年度）までの実施をめざす事業

D 将来の課題として、実施する方向で検討する事業

<計画の主要課題>

この計画は、男女平等社会の実現に向けて、その手段として男女共同参画を促進するため、次の5つの課題を設定し、総合的に施策の推進を図ります。

課題Ⅰ 人権尊重と男女平等の意識づくり (16施策49事業)

21世紀こそは、人びとの生命や存在を絶対的なものとして護り、だれもが個性と能力を発揮して安心して暮らせる小金井市とするために、人権尊重の意識づくりは不可欠の政策課題です。

課題Ⅱ あらゆる分野への男女共同参画の推進 (11施策38事業)

固定的性別役割分担意識にとらわれずに男性、女性双方の意識改革を促進し、共同で問題解決に当たることが、豊かで安定した社会構築には不可欠です。

課題Ⅲ 男女平等教育・学習の推進 (15施策49事業)

男女平等社会の実現のために、その根幹を成すものは、人間づくりにあります。男女平等教育に求められる責務は、まさに重大です。

課題Ⅳ 生涯を通じた男女の心身の健康支援と生活基盤の確立

(17施策114事業)

生涯を通じて男性も女性も文化的で豊かな人生を送るためには、心身ともに健康であることが重要な要素です。子どもから成人、高齢者まで安心して暮らせるやさしいまちづくりに向けて取組を進めることが重要です。

課題Ⅴ 雇用の場における男女平等の実現 (13施策37事業)

女性の社会進出が進み法整備は整ってきましたが、雇用の場における性別による差別は根強く残っています。職場環境の整備・就労支援策が重要です。

計 72施策287事業 (重複含む)

2 平成17年度第3次行動計画「個性が輝く小金井男女平等プラン」推進状況結果

(1) 計画の体系と施策の事業数

計画の体系	実施区分	事業数	未実施数
課題Ⅰ 人権尊重と男女平等の意識づくり	A	32	2
	B	10	3
	B～C	2	2
	C	5	5
	計	49	12
課題Ⅱ あらゆる分野への男女共同参画の推進	A	28	3
	B	6	1
	B～C	1	1
	C	1	1
	D	2	2
計	38	8	
課題Ⅲ 男女平等教育・学習の推進	A	37	2
	B	5	2
	B～C	1	0
	C	3	3
	D	3	2
計	49	9	
課題Ⅳ 生涯を通じた男女の心身の健康支援と生活基盤の確立	A	100	1
	A～D	1	0
	B	11	0
	C	1	1
	D	1	0
計	114	2	
課題Ⅴ 雇用の場における男女平等の実現	A	25	1
	A・B	2	0
	B・C	1	1
	B～C	1	0
	C	4	4
	D	4	4
計	37	10	
合 計	A	222	9
	A・B	2	0
	A～D	1	0
	B	32	6
	B・C	1	1
	B～C	5	3
	C	14	14
	D	10	8
	計	287	41

- ※ 実施区分 A：既存事業で今後も継続する事業
 B：平成15年度～平成19年度までの実施をめざす事業
 C：平成20年度～平成24年度までの実施をめざす事業
 D：将来の課題として、実施する方向で検討する事業

(2) 平成17年度未実施の施策（事業）一覧

実施時期	施策名	概要	主な事業	今後の予定
実施区分A	市民のメディア・リテラシーの育成	様々な媒体による情報を読み解き、自分の主体的な意見を発信する能力を身に付ける学習を進める。	女性学級 (公民館)	未定
	地域や学校、職場等におけるセクシュアル・ハラスメントの根絶	固定的な女性観や性に対する認識のずれから起こりがちである、セクハラのない環境づくりをめざす。	セクシュアル・ハラスメント防止の指針の周知徹底 (職員課)	苦情相談の実績少ないことから、周知徹底が十分ではない。庁内報等で定期的な周知を実施していく。
	男女共同参画関係団体のネットワークづくり	地域活動を行っている関係団体を把握し意識啓発のための情報提供や、活動を支援し、横断組織として連携を図る。	女性海外派遣事業体験者組織等への支援 (広報広聴課)	女性海外派遣事業体験者組織として、「小金井市女性海外派遣体験者の会」があり、必要に応じて支援を行っていく予定
	庁内における女性の参画の促進	市政を有効かつ効果的に運営するために男女間の格差是正や相互乗り入れ、管理職への積極的登用を図り、庁内に男女平等意識の気運醸成を図る。	設置内容の見直しと職場環境の整備 (職員課)	男性、女性だけに偏らない人員配置を検討する。職場内における男女平等意識の醸成を図る。
	多文化理解推進事業の実施	多様な文化の理解のために、グローバルな視点に立った教育・学習が重要である。人類全体の問題解決のために、学校教育・生涯学習・地域活動などあらゆる場面を通じて意識の高揚を図る。	国際理解の推進 (市民文化課)	予定なし
	男性の家事・育児・介護への参加の推進	男女の固定的性別役割分担意識を是正し男女共に家庭責任が果たせるよう、学習の場を提供する。	成人学校 (公民館)	未定
	女性のエンパワメントのための自主活動支援事業の充実	女性が自らの意思によって、社会のあらゆる場への活動に参画するための力をつけるための、自主活動を支援する。	女性海外派遣事業体験者組織等への支援 (広報広聴課)	女性海外派遣事業体験者組織として、「小金井市女性海外派遣体験者の会」があり、必要に応じて支援を行っていく予定
	障害児の生活自立と介護者への支援	障害のある子どもの生活支援はきめ細かい配慮が必要でありあわせて介護者の心身へのフォローや、経済支援などの充実を図る。	障害児巡回指導の充実 (子育て支援課)	予定なし
	在宅ワーク環境整備の推進	就業形態の多様化の中で、インターネット等の情報通信技術の発展は、在宅で仕事ができ、職業と家庭や地域活動の両立を可能にする。新しい働き方として今後の成長を期待し、環境整備を図る。	IT戦略構想の推進 (行政管理課)	

実施時期	施策名	概要	主な事業	今後の予定
実施区分B	市刊行物のジェンダー表現ガイドラインの検討と周知徹底	市民へのお知らせ文書や、市が発行する冊子類に男女平等の視点を取入れて作成するよう意識啓発を図るとともに、市民、事業所、団体等にも周知する。	市刊行物内容表現に関するガイドラインの作成 (広報広聴課)	情報の収集、検討、庁内ガイドライン検討会の設置
	ジェンダー統計づくりの促進と指標化の検討	日常生活や雇用の場また社会参画における男女の意識や実態を探り、格差是正のため、統計づくりや指標化を検討する。	「男女平等に関する市民意識・実態調査」の実施 (広報広聴課)	一定年数経過ごとに、市民意識・実態調査の実施の検討を行う。
	地域や学校、職場等におけるセクシュアル・ハラスメントの根絶	固定的な女性観や性に対する認識のずれから起こりがちである、セクハラのない環境づくりをめざす。	第三者機関の検討 (職員課)	外部の相談窓口の設置を検討する。
	女性リーダーの育成	女性エンパワーメントのための学習機会や情報提供など様々な機会をとらえリーダー育成を図る。	国内研修派遣事業 (広報広聴課)	事業の継続
	家庭における男女共同参画の推進	ジェンダーにとらわれない家庭教育や、男女平等な家庭づくりの促進のため学習機会を提供する。	「親学級」への啓発 (公民館)	未定
	男女平等の視点に立った各種講座の充実	公共施設や地域集会所で実施する、講座や学習等の場に、人権尊重の理念や、男女平等の視点を入れて事業の展開を図る。	女性学・ジェンダー研究グループへの支援 (広報広聴課)	現時点では、女性学・ジェンダー研究グループとして把握しているのは、こがねい女性ネットワークだけであり、他の団体の掘り起こしを行う予定
実施区分B・C	保育ニーズに対する施策の充実	少子化が進行する一方、就業の継続を希望する人は増加しており、男女が仕事と子育てを両立させ、働き続けるための保育ニーズは高まっている。保護者の就労形態に応じた対応が求められており、子育て支援の充実を図る。	小規模保育所・駅型保育所の開設の検討 (子育て支援課)	予定なし
実施区分B～C	ジェンダー統計づくりの促進と指標化の検討	日常生活や雇用の場また社会参画における男女の意識や実態を探り、格差是正のため、統計づくりや指標化を検討する。	「こがねいのとうけい」ジェンダー指標の設置 (行政管理課)	ジェンダー統計のデータがあれば、平成19年度に「こがねいのとうけい」への組入れを検討したい。
			「こがねいのとうけい」ジェンダー指標の設置 (広報広聴課)	どのように実施、展開していくかを検討していきたい。

実施時期	施策名	概要	主な事業	今後の予定
実施区分 B～C	ジェンダー統計づくりの促進と指標化の検討	日常生活や雇用の場また社会参画における男女の意識や実態を探り、格差是正のため、統計づくりや指標化を検討する。	「こがねいのとうけい」ジェンダー指標の設置 (各課)	
	女性の自立意識の醸成	女性が力を発揮するためには、機会の提供やその土壌が必要であり、積極的な是正の検討を進める。	町会・自治会・子ども会・PTA等団体の長への参画の促進 (関係各課)	
実施区分 C	講座・講演会等の拡充	偏見や差別のない社会を形成するための理解を深めるため、講演会や学習の場を設ける。	男女共同参画推進のための出前講座の実施 (広報広聴課)	出前講座の内容・回数等について精査し、実施する予定
	市民のメディア・リテラシーの育成	様々な媒体による情報を読み解き、自分の主体的な意見を発信する能力を身に付ける学習を進める。	大学等との連携によるメディア・リテラシー講座 (公民館)	未定
	地域や学校、職場等におけるセクシュアル・ハラスメントの根絶	固定的な女性観や性に対する認識のずれから起こりがちである、セクハラのない環境づくりをめざす。	男女共同参画推進のための出前講座の実施 (広報広聴課)	出前講座の内容・回数等について精査し、実施する予定
	性の商品化を許さない意識づくり	性をモノとして扱う傾向は、多様なメディアの影響で無意識のうちに刷り込まれている。社会全体がそれを許さない意識づくりを促進する。	男女共同参画推進のための出前講座の実施 (広報広聴課)	出前講座の内容・回数等について精査し、実施する予定
			大学等との連携によるメディア・リテラシー講座の実施 (公民館)	未定
	固定的性別役割分担意識の解消	性別によって、その役割を固定するのではなく、それぞれの個性が活かせる社会の形成に向けて意識啓発を図る。	視聴覚学習の充実 (広報広聴課)	
	ジェンダーの視点による社会制度・慣行の見直し	男・女としてではなく、一人の人間として多様な生き方が可能になり、社会制度や慣行が中立的に働くように、その見直しを進めるため、様々な学習の場を設ける。	男女共同参画推進のための出前講座の実施 (広報広聴課)	出前講座の内容・回数等について精査し、実施する予定

実施時期	施策名	概要	主な事業	今後の予定
実施区分C	地域活動における男女のエンパワーメント	男女がいろいろな分野の地域活動に参加するための力をつけるため、学習・情報ニーズを把握し、その機会の充実を図る。	男女共同参画推進のための出前講座の実施 (広報広聴課)	出前講座の内容・回数等について精査し、実施する予定
			地域リーダーへのジェンダー視点の導入 (広報広聴課)	地域リーダーの方々にジェンダー視点を導入していただくために、どのような活動がよいか(研修会等・啓発資料配布)などを検討
	地域・家庭における子育て支援	家庭と地域が連携し親子が様々な出会いや体験を通し、自立意識やお互いを尊重する精神を学び健やかに成長できるよう社会的支援を充実する。	ショートステイ・トワイライトステイ事業 (子育て支援課)	検討
	セクシュアル・ハラスメント防止教育の徹底	セクシュアル・ハラスメントは、重大な人権侵害であるという認識を社会通念として浸透させることが重要であり、男女雇用機会均等法やその指針について理解が深まるよう、意識啓発のための学習、事業所等への情報提供を充実する。	男女共同参画推進のための出前講座の実施 (広報広聴課)	出前講座の内容・回数等について精査し、実施する予定
	IT技術能力・ビジネス能力開発支援	高度情報化社会の進展の中で多様な働き方を可能にするため必要な技術の修得をめざして、IT技術の研修会や講習会を実施する。	大学との連携による研修 (公民館)	未定
	技術・経済・社会の変化に関する情報提供	社会・経済の変化、技術進歩のめまぐるしい今日、時代の変化を的確に把握し、能力を磨き、自分に適した職業に就けるよう情報提供の場を設ける。	男女共同参画推進のための出前講座の実施 (広報広聴課)	出前講座の内容・回数等について精査し、実施する予定
大学との連携による研修 (公民館)			未定	
実施区分D	拠点となる男女共同参画センターの検討	男女共同参画を進めるために、地域活動を支える拠点施設の設置に向けて検討する。	男女共同参画センター設置の検討 (広報広聴課)	小金井市長期総合計画に基づく(仮称)男女平等推進センター設置の検討
	女性の自立意識の醸成	女性が力を発揮するためには、機会の提供やその土壌が必要であり、積極的な是正の検討を進める。	クォータ制導入の検討 (広報広聴課)	クォーター制を導入できる分野があるかどうか検討していく。

実施時期	施策名	概要	主な事業	今後の予定
実施区分D	教職員・保育関係者等に対する男女平等研修の充実	子どもたちを指導する教職員や保育関係者が自らの固定的な性別役割分担意識に気づき、これにとらわれず個性尊重の教育への理解を深めるための研修を充実する。	保育関係者に対する研修の充実 (職員課)	今後導入について検討する。
			保育関係者に対するメディア・リテラシー講座の実施 (職員課)	今後導入について検討する。
	保育ニーズに対する施策の充実	少子化が進行する一方、就業の継続を希望する人は増加しており、男女が仕事と子育てを両立させ、働き続けるための保育ニーズは高まっている。保護者の就労形態に応じた対応が求められており、子育て支援の充実を図る。	夜間保育・休日保育の検討 (子育て支援課)	未定（休日保育は平成21年度までに検討）
			病後児保育の検討 (子育て支援課)	検討
	IT技術能力・ビジネス能力開発支援	高度情報化社会の進展の中で多様な働き方を可能にするため必要な技術の修得をめざして、IT技術の研修会や講習会を実施する。	NPOとの連携による研修 (市民文化課)	予定なし
技術・経済・社会の変化に関する情報提供	社会・経済の変化、技術進歩のめまぐるしい今日、時代の変化を的確に把握し、能力を磨き、自分に適した職業に就けるよう情報提供の場を設ける。	NPOとの連携による研修 (市民文化課)	予定なし	

(3) 平成16年度推進状況結果

課題I 人権尊重と男女平等の意識づくり

課題	施策の方向	主要な施策	施策名	概要	主な事業	時期	所管課	進捗状況		事業の課題・考え方等	
								平成17年度実績	平成18年度以降の予定		
I 人権尊重と男女平等の意識づくり	1 人権尊重の意識啓発	(1) 男女平等に関する啓発活動	市民に対し広がりを持った様々な広報の実施	人権尊重や男女平等の理念を広めるために、様々な広報活動を展開し、意識の高揚を図る。	情報誌「かたらい」の発行	A	広報広聴課	市民編集委員により、市民感覚を活かした内容を考え、多くの市民に読んでもらえるよう作成・発行した。 第23号「起業のススメ！始めの一步をふみだそう」「女性の地位の国際比較」平成17年12月 3,500部作成 第24号「地域の教育力 あなたのパワーをもっと地域へ」「もう一度働きたい！」平成18年3月 3,500部作成	事業の継続	市民編集委員が定員に達せず、人材をどのように確保するか の課題 あらゆる啓発の場を通してPRを行う。	
								①第19回こがねいパレット記録集(800部)に掲載 ②第3回男女共同参画週間のつどいのプログラムに掲載 ③「男女平等都市宣言」掲示板(平成9年度設置、平成17年度修繕)	事業の継続	あらゆる啓発の場を通して繰り返し周知活動を実施したい。	
								市報「みんなのひろば」の活用	継続	国・東京都及びその他の機関からの募集文書等について、申込期日等が間近なため、周知に苦慮している。	
								男女平等啓発資料の作成	①第19回こがねいパレット記録集(800部)の作成 ②情報誌「かたらい」第23号及び第24号(各3,500部)作成	①こがねいパレット記録集の作成 ②情報誌「かたらい」の作成	情報誌「かたらい」をあらゆる啓発の場を通してPRを行う。
								人権教育及び人権啓発推進事業の実施	都の研修への参加、12月の人権週間での広報誌による啓発、リーフレット等の作成・配布により、人権の重要性についての理解を深め、啓発活動を実施することができた。	継続	
			講座・講演会等の拡充	偏見や差別のない社会を形成するための理解を深めるため、講演会や学習の場を設ける。	憲法記念講演会の充実	A	広報広聴課	第38回憲法記念講演会「東京の治安再生を目指して」一地域の安全・安心は自らの手で一講師：竹花豊(東京都副知事)参加者 86人	平和講演会を実施する。	平和推進事業としての位置づけの中で再検討する。	
				偏見や差別のない社会を形成するための理解を深めるため、講演会や学習の場を設ける。	男女共同参画週間シンポジウムの開催	B	広報広聴課	平成17年6月25日第3回男女共同参画週間のつどい「子ども達のサインを見逃さないで～迷って道を見失った子ども達の心～」を開催 保護施設に収容されている子ども達の実態を含め、現在生きる子どもと、それを取り巻く大人の受け止め方と課題について講演 参加者46人	事業の継続	法律の趣旨の理解を深め、さらに市の男女平等都市宣言、条例及び第3次行動計画「個性が輝く小金井男女平等プラン」の周知を図る。 講師の知名度により参加者数が左右される。	

課題	施策の方向	主要な施策	施策名	概要	主な事業	時期	所管課	進捗状況		事業の課題・考え方等
								平成17年度実績	平成18年度以降の予定	
I 人権尊重と男女平等の意識づくり	1 人権尊重の意識啓発	(1) 男女平等に関する啓発活動	講座・講演会等の拡充	偏見や差別のない社会を形成するための理解を深めるため、講演会や学習の場を設ける。	男女共同参画推進のための出前講座の実施	C	広報広聴課	未実施	出前講座の内容・回数等について精査し、実施する予定	
					女性学級の充実	A	公民館	女性学級は男女共同参画講座の名称変更。 本館：「わたしと家族の明日さがし」全6回、延べ51人。読み聞かせ講座「こどもとふれあう2005」全2回、延べ46人。 本町分館：「工作と科学を楽しもう」全2回、延べ30人。「思春期の子ども・親・応援します」全4回、延べ34人。「子育ての悩み話し合いませんか1」全4回、延べ29人。「子育ての悩み話し合いませんか2」全5回、延べ75人。 貫井南分館：「遊びゴコロを取りもどせ」全4回、延べ58人。「自分を見つめなおそう」全6回、延べ102人。 東分館：「子育てだってわた	継続実施	ジェンダーの問題、男女共生の問題、子育て支援など様々な切り口で学習する事業の展開を考えている。
			「こがねいパレット」の活性化と市民への浸透	多くの市民、特に子育て中の世代や男性の参加を促し、学習・交流する中での意識の啓発を図る。	「こがねいパレット」の開催	A	広報広聴課	①平成17年12月4日第19回こがねいパレット「パレットパーク～いろんな人がいろんな色のままで～」を開催 子どもから大人まで参加できる「パレットパーク」をタイトルに、展示・ゲーム・パフォーマンス・映画等のイベントを実施し、楽しみながら、やさしく、男女共同参画についてさまざまなアプローチを試み、事業を通して市民並びに地域で活動する団体との交流を図る。参加者250人 ②第19回こがねいパレット記録集 800部発行	事業の継続	子どもから大人まで、多くの人にパレットを知ってもらおうという点では、一定の成果はあったが、一方で「男女共同参画」の主旨は薄まってしまった。何のイベントかわかりにくいとの意見が多かった。また、開催方式としても煩雑で実行委員会だけではまかない切れず、今後の同様の開催には課題が残る。
					「こがねいパレット」と女性学級との連携	B~C	公民館	特になし	未定	
「こがねいパレット」と女性学級との連携	B~C	広報広聴課	企画実行委員会にて、意見交換等を実施	事業の継続	公民館の女性学級（男女共同参画講座）と連携して、事業が実施ができないか、引き続き実行委員会及び関係機関と調整していきたい。					

課題	施策の方向	主要な施策	施策名	概要	主な事業	時期	所管課	進捗状況		事業の課題・考え方等
								平成17年度実績	平成18年度以降の予定	
I 人権尊重と男女平等の意識づくり	1 人権尊重の意識啓発	(2) コミュニケーション活動における男女平等	市刊行物のジェンダー表現ガイドラインの検討と周知徹底	市民へのお知らせ文書や、市が発行する冊子類に男女平等の視点を取入れて作成するよう意識啓発を図るとともに、市民、事業所、団体等にも周知する。	市刊行物作成にかかる男女平等の意識啓発	A	各課	(計画課) 特に男女の差をつけていない。 (広報広聴課) 各課で、メディア・リテラシー研修を受けた職員が、刊行物作成に携わる際に気をつけている。また、必要に応じて男女共同参画室にて相談を受けている。	(広報広聴課) 市刊行物の表現に関するガイドラインの作成を予定	(広報広聴課) 刊行物の作成に関しては、他課の刊行物でも男女共同参画に意見を求められることがあり、ガイドラインの作成により庁内の意識高揚が図られると考えている。
								未実施	情報の収集、検討、庁内ガイドライン検討会の設置	
			市民のメディア・リテラシーの育成	様々な媒体による情報を読み解き、自分の主体的な意見を発信する能力を身に付ける学習を進める。	情報活用能力育成講座	A	公民館	本町分館：「パソコン教室」(前期)全5回、延べ95人。「同」(後期)全5回、延べ155人。 東分館：「パソコン入門」全10回、延べ257人。	継続実施	パソコン入門講座を長年実施してきた。ある程度裾野が広がった館がある。
								特になし	未定	ジェンダーの問題、男女共生の問題、子育て支援など様々な切り口で学習する事業の展開を考えている。
				大学等との連携によるメディア・リテラシー講座	C	公民館	未実施	未定		
		(3) 男女平等に関する情報の収集・提供	ネットワーク利用による情報収集と提供	各種機関や組織と連携し、情報網の有効活用を図る。	IT戦略構想の推進	A	行政管理課	各課ホームページシステム用に、CMS(コンテンツマネジメントシステム)を、平成17年10月より導入、11月より本格稼働。	未定	計画よりも、実サービスの充実・環境づくり(コンピュータソフト・ハード面)を行う。
								(図書館) 図書館のホームページの検索システムが開設した。	(計画課) 各課ホームページ等を活用。 (経済課) 若年者・中高年者も利用できる求人情報提供システム導入。 (図書館) ホームページの充実	

課題	施策の方向	主要な施策	施策名	概要	主な事業	時期	所管課	進捗状況		事業の課題・考え方等
								平成17年度実績	平成18年度以降の予定	
I 人権尊重と男女平等の意識づくり	1 人権尊重の意識啓発	(3) 男女平等に関する情報の収集・提供	図書資料等の収集と提供	男女平等に関する図書類や国・都・他自治体発行の冊子や資料等を整備する。	資料コーナーの整備と充実	A	広報広聴課	男女共同参画室発行の資料及び国、東京都及び他区市町村の資料を整備、閲覧・貸出を行う。	事業の継続	①予算面で厳しい状況にあり、有料資料の整備が難しい ②女性談話室の利用が立地的に伸びない。 ③市民から(仮称)男女共同参画推進センター等の施設設立の要望書が出されている。
					女性関係の図書・資料の収集の充実	A	図書館	関連各課からの啓発ポスターの掲示及びパンフレットの配布を実施	継続	
			ジェンダー統計づくりの促進と指標化の検討	日常生活や雇用の場また社会参画における男女の意識や実態を探り、格差是正のため、統計づくりや指標化を検討する。	「男女平等に関する市民意識・実態調査」の実施	B	広報広聴課	未実施	一定年数経過ごとに、市民意識・実態調査の実施の検討を行う。	
					「こがねいのとうけい」ジェンダー指標の設置	B~C	行政管理課		ジェンダー統計のデータがあれば、平成19年度に「こがねいのとうけい」への組入れを検討したい。	
					「こがねいのとうけい」ジェンダー指標の設置	B~C	広報広聴課	未実施	どのように実施、展開していくかを検討していきたい。	「ジェンダー統計」の整備に留まらず、収集した情報をどのように反映していくかの検討も併せて行えるかが課題
			「こがねいのとうけい」ジェンダー指標の設置	B~C	各課	(計画課) 特に男女の差をつけていない。				
	2 人権を侵害するあらゆる暴力の根絶	(1) 家庭・地域・学校・職場内における暴力の根絶	パートナーに対する暴力の根絶	暴力は人権侵害であることという社会の意識啓発を図り、相談窓口の充実・関連機関との連携などを強化する。	「女性総合相談」の充実	A	広報広聴課	①専門の女性カウンセラーによる来所及び電話相談を実施 31件 (夫婦の問題 13件、離婚の問題 6件、家族の問題 5件、自分自身の問題及びその他 7件) ②相談者は、カウンセラーに話すことにより、気持ちを整理し、自分で解決する方法を見出している。 ③関係課と情報交換等を実施 ④女性総合相談における「夫婦の問題13件」の内、暴力に関する相談 0件 ⑤その他 男女共同参画室に寄せられた「配偶者による暴力」に関する相談など 10件	事業の継続	①年間相談回数に限りがあり、毎週金曜日の相談となっていない。 ②相談日が金曜日の午後に限られている。

課題	施策の方向	主要な施策	施策名	概要	主な事業	時期	所管課	進捗状況		事業の課題・考え方等	
								平成17年度実績	平成18年度以降の予定		
I 人権尊重と男女平等の意識づくり	2 人権を侵害するあらゆる暴力の根絶	(1) 家庭・地域・学校・職場内における暴力の根絶	パートナーに対する暴力の根絶	暴力は人権侵害であることという社会の意識啓発を図り、相談窓口の充実・関連機関との連携などを強化する。	資料コーナーの整備と充実	A	広報広聴課	男女共同参画室発行の資料及び国、東京都及び他区市町村の資料を整備、閲覧・貸出を行う。	事業の継続	①予算面で厳しい状況にあり、有料資料の整備が難しい ②市民から(仮称)男女共同参画推進センター等の施設設立の要望書が出されている。	
					憲法記念講演会の充実	A	広報広聴課	第38回憲法記念講演会「東京の治安再生を目指して」―地域の安全・安心は自らの手で― 講師：竹花豊(東京都副知事) 参加者 86人	平和講演会を実施する。	平和推進事業としての位置づけの中で再検討する。	
					男女共同参画週間シンポジウムの開催	B	広報広聴課	平成17年6月25日第3回男女共同参画週間のつどい「子ども達のサインを見逃さないで～迷って道を見失った子ども達の心～」を開催 保護施設に収容されている子ども達の実態を含め、現在生きる子どもと、それを取り巻く大人の受け止め方と課題について講演 参加者46人	事業の継続	法律の趣旨の理解を深め、さらに市の男女平等都市宣言、条例及び第3次行動計画「個性が輝く小金井男女平等プラン」の周知を図る。 講師の知名度により参加者数が左右される。	
					DV防止パンフレット等の作成・発行	B	広報広聴課	未実施	社会状況等を勘案しつつ、DV防止のためのパンフレット等を作成・発行していきたいと考えている。	パンフレットは、専門家の意見を聴きながら慎重に作成すべきであると考えている。	
			子どもに対する暴力の根絶	親が孤立することなく子育てできるように相談や支援の充実、問題の早期発見のネットワーク化等体制づくりや関係機関の連携を強化する。	乳幼児・児童虐待の早期発見とネットワーク化	B	福祉推進課 →子育て支援課へ移管	-	-	-	-
					乳幼児・児童虐待の早期発見とネットワーク化	B	子育て支援課	子ども家庭支援センターを核として、連携実施(相談件数127件)	推進		
					乳幼児・児童虐待の早期発見とネットワーク化	B	健康課	各母子保健事業でフォローを要するケースについては地区担当保健師で継続支援。必要時、関係機関とネット会議開催。	子ども家庭支援センターの先駆型移行(19年度)に向けてどのように連携していくかを18年度中に協議。	体制作りとしてはまだ不十分であるが虐待調整窓口は子育て支援課であるため役割分担の再確認が必要。	
					乳幼児・児童虐待の早期発見とネットワーク化	B	関係各課	(子育て支援課) 子ども家庭支援センターを核として連携実施(相談件数127件) (児童青少年課) 子育て支援課の開催した会議に出席した。	(子育て支援課) 継続 (児童青少年課) 問題があるときには、子ども家庭支援センターと連携して対応する。	(児童青少年課) 関係課と連携して取り組む	

課題	施策の方向	主要な施策	施策名	概要	主な事業	時期	所管課	進捗状況		事業の課題・考え方等
								平成17年度実績	平成18年度以降の予定	
I 人権尊重と男女平等の意識づくり	2 人権を侵害するあらゆる暴力の根絶	(1) 家庭・地域・学校・職場内における暴力の根絶	子どもに対する暴力の根絶	親が孤立することなく子育てができるよう相談や支援の充実、問題の早期発見のネットワーク化等体制づくりや関係機関の連携を強化する。	保育園・児童館・保健センター等を利用した、支援事業の充実	A	子育て支援課	子ども家庭支援センターを核として、連携実施（相談件数127件）	推進	
					保育園・児童館・保健センター等を利用した、支援事業の充実	A	児童青少年課	子ども家庭支援センターが開催した会議に出席した。	事業の継続	重要な課題となってきたので、児童館の果たすべき役割について、職員の研修を含め、更なる充実の検討が課題。
					保育園・児童館・保健センター等を利用した、支援事業の充実	A	健康課	各乳幼児健診アンケート及び体制について全面改訂。また要フォロー対象者の受け皿となる親支援事業の構築準備。	平成18年4月から乳幼児健診については新体制を導入。同時に育児不安親支援事業（ひだまり）の立ち上げ。	丁寧な健診体制（虐待予防の視点）導入はフォロー対象の増加に直結する。対応する保健師の複数教育体により戦力低下が考えられる。
					民生委員・児童委員の活動の充実	A	福祉推進課	児童相談所、子ども家庭支援センター、児童館、学校等関係機関と連携を図りながら、活動を継続している。	継続	・子どもの地域での見守りネットワーク ・ケースへの対応
			高齢者に対する暴力の根絶	介護する、される人の関係で起きる暴力は密室で行われがちであり、介護者へのケアも視野に入れる。	介護保険制度・介護サービスに関する情報提供	A	介護福祉課	各種パンフレット、事業者情報などの窓口配布。制度の周知に努め、介護の社会化を推進する。 平成18年4月の制度改正に向け、権利擁護についての役割も持つ地域包括支援センターを市内3か所に設置した。	市内3か所に設置された地域包括支援センターにおいて、権利擁護にも重点を置き、機能を強化していくとともに、社会福祉協議会において実施している権利擁護事業とも連携を取っていく。	介護虐待は、介護者の精神的な衰弱から生じるものであり、医療機関などからも協力を得る必要がある。事態が起きた場合は、個別対応となり、関係者の相互理解と時間が必要となる。
			障害者・外国人に対する暴力の根絶	お互いが認め合い理解を深めることが重要であり、相談業務を充実するとともに市民にも多文化共生の視点と実践を啓発する。	各種相談業務の充実	A	広報広聴課	市民相談241回・外国人相談11回・法律相談96回・人権身の上相談・行政相談・労働相談・相続等暮らしの書類作成相談各12回建築登記表示登記相談10回・税務相談22回・交通事故相談24回	市民相談245回・法律相談98回・外国人相談・人権身の上相談・相続等暮らしの書類作成相談・建築登記表示登記相談・交通事故相談・労働相談・行政相談各12回・税務相談24回	市民のニーズにあった専門相談の種類、回数等を精査し効率的な事業運営を図る。
					身体障害者相談の充実	A	障害福祉課	①身体に障害のある人に更生支援の相談に応じ、必要な指導を行うとともに、地域活動の推進、援護思想普及等身体に障害のある人の福祉の増進に資する。 ②相談件数92件あり身体に障害のある人の福祉の推進を図った。	今年度も同様に実施の予定。	

課題	施策の方向	主要な施策	施策名	概要	主な事業	時期	所管課	進捗状況		事業の課題・考え方等
								平成17年度実績	平成18年度以降の予定	
I 人権尊重と男女平等の意識づくり	2 人権を侵害するあらゆる暴力の根絶	(1) 家庭・地域・学校・職場内における暴力の根絶	障害者・外国人に対する暴力の根絶	お互いが認め合い理解を深めることが重要であり、相談業務を充実するとともに市民にも多文化共生の視点と実践を啓発する。	知的障害者相談の充実	A	障害福祉課	①知的に障害のある人に更生援護の相談に応じ、必要な指導を行うとともに、地域活動の推進、援護思想普及等知的に障害のある人の福祉の増進に資する。 ②相談件数30件あり知的に障害のある人の福祉の推進を図った。	今年度も同様に実施の予定。	
			地域や学校、職場等におけるセクシュアル・ハラスメントの根絶	固定的な女性観や性に対する認識のずれから起こりがちである、セクハラのない環境づくりをめざす。	セクシュアル・ハラスメントについての苦情又は相談	A	職員課	苦情・相談ともに0件。苦情・相談があれば、苦情相談窓口にて対応する。また、セクシュアル・ハラスメント苦情処理委員会が公正な処理を行う。	継続して実施	相談員が職員であることから、相談しにくいケースが推測される。外部の相談窓口を設置する必要性も考えられる。
			職員に対する研修の充実			A	職員課	「男女共生の職場を目指して」とのテーマの元、男女共同参画施策推進行政連絡会議委員等14人に実施した。	窓口職場の職員を対象にDV2次被害防止研修を実施予定	意識変革のためには継続的な実施が必要。
			セクシュアル・ハラスメント防止の指針の周知徹底			A	職員課	未実施	苦情相談の実績少ないことから、周知徹底が十分ではない。庁内報等で定期的な周知を実施していく。	防止のためには、定期的な周知が必要である。
			第三者機関の検討			B	職員課	未実施	外部の相談窓口の設置を検討する。	相談員が職員であることから、相談しにくいケースが推測される。外部の相談窓口を設置する必要性も考えられる。
			「女性総合相談」の充実			A	広報広聴課	①専門の女性カウンセラーによる来所及び電話相談を実施 31件 (夫婦の問題 13件、離婚の問題 6件、家族の問題 5件、自分自身の問題及びその他 7件) ②相談者は、カウンセラーに話すことにより、気持ちを整理し、自分で解決する方法を見出している。	事業の継続	①年間相談回数に限りがあり、毎週金曜日の相談となっていない。 ②相談日が金曜日の午後に限られている。
			男女共同参画推進のための出前講座の実施			C	広報広聴課	未実施 (なお、事業者の集まりの会議にて、市の条例及び苦情処理窓口について趣旨説明を行った。)	出前講座の内容・回数等について精査し、実施する予定	
			教員に対する研修の充実			A	指導室	人権教育プログラムを活用したセクシャルハラスメントにかかわる校内研修を実施した。	事業の継続	人権教育を推進する教育指導者としての意識を高める。
			事業所への意識啓発			A	経済課	各団体へ各種啓蒙啓発資料の情報提供をした。	前年度に引き続き関係団体へ情報提供を行う予定。	

課題	施策の方向	主要な施策	施策名	概要	主な事業	時期	所管課	進捗状況		事業の課題・考え方等
								平成17年度実績	平成18年度以降の予定	
I 人権尊重と男女平等の意識づくり	2 人権を侵害するあらゆる暴力の根絶	(1) 家庭・地域・学校・職場内における (2) 性の商品化に対する対応	相談体制の検討	人権侵害に対し助言や指導、救済、申し立て、意見表明や是正勧告等ができる機関設置について検討する。	相談機関設置の検討	B	広報広聴課	苦情処理窓口受付件数 0件	事業の継続	
			性の商品化を許さない意識づくり	性をモノとして扱う傾向は、多様なメディアの影響で無意識のうちに刷り込まれている。社会全体がそれを許さない意識づくりを促進する。	「こがねいパレット」の開催	A	広報広聴課	「主要な施策」の趣旨としては、未実施 ①平成17年12月4日第19回こがねいパレット「パレットパーク～いろんな人がいろんな色のままで～」を開催 子どもから大人まで参加できる「パレットパーク」をタイトルに、展示・ゲーム・パフォーマンス・映画等のイベントを実施し、楽しみながら、やさしく、男女共同参画についてさまざまなアプローチを試み、事業を通して市民並びに地域で活動する団体との交流を図る。参加者250人 ②第19回こがねいパレット記録集 800部発行	事業の継続	
			情報誌「かたらい」の発行		A	広報広聴課	「主要な施策」の趣旨としては、未実施 第23号「起業のススメ！始めの一步をふみだそう」「女性の地位の国際比較」平成17年12月 3, 500部作成 第24号「地域の教育力 あなたのパワーをもっと地域へ」「もう一度働きたい！」平成18年3月 3, 500部作成	事業の継続		
			男女共同参画週間シンポジウムの開催		B	広報広聴課	「主要な施策」の趣旨としては、未実施 平成17年6月25日第3回男女共同参画週間をつどい「子ども達のサインを見逃さないで～迷って道を見失った子ども達の心～」を開催 保護施設に収容されている子ども達の実態を含め、現在生きる子どもと、それを取り巻く大人の受け止め方と課題について講演 参加者46人	事業の継続		
			男女共同参画推進のための出前講座の実施		C	広報広聴課	未実施	出前講座の内容・回数等について精査し、実施する予定		
			大学等との連携によるメディア・リテラシー講座の実施		C	公民館	未実施	未定		

課題	施策の方向	主要な施策	施策名	概要	主な事業	時期	所管課	進捗状況		事業の課題・考え方等
								平成17年度実績	平成18年度以降の予定	
I 人権尊重と男女平等の意識づくり	2 人権を侵害するあらゆる暴力の根絶	(2) 性の商品化に対する対応	健全なまちづくり	思春期の子どもたちが、健全に成長するよう、地域や学校とも連携し、環境の浄化に努める。	青少年健全育成地区委員会活動の支援	A	児童青少年課	市内6地区の健全育成地区委員会に補助金を交付し、6地区連合会の事務局として、また研修会等の実施をしている。	事業の継続	環境の浄化については、課題が、社会状況により刻々と変化していくことを踏まえた。
					薬物乱用防止事業の推進	A	児童青少年課	薬物乱用防止小金井地区推進協議会の事務局として活動している。	事業の継続	市としても事業の推進を図っていく必要がある。

課題Ⅱ あらゆる分野への男女共同参画の推進

課題	施策の方向	主要な施策	施策名	概要	主な事業	時期	所管課	進捗状況		事業の課題・考え方等			
								平成17年度実績	平成18年度以降の予定				
Ⅱ あらゆる分野への男女共同参画の推進	1 地域社会における男女共同参画の推進	(1) 女性人材の発掘とネットワークづくり	女性リーダーの育成	女性エンパワーメントのための学習機会や情報提供など様々な機会をとらえリーダー育成を図る。	「こがねいパレット」の開催	A	広報広聴課	①平成17年12月4日第19回こがねいパレット「パレットパーク～いろいろな人がいろいろな色のままで～」を開催 子どもから大人まで参加できる「パレットパーク」をタイトルに、展示・ゲーム・パフォーマンス・映画等のイベントを実施し、楽しみながら、やさしく、男女共同参画についてさまざまなアプローチを試み、事業を通して市民並びに地域で活動する団体との交流を図る。参加者250人 ②第19回こがねいパレット記録集 800部発行	事業の継続	子どもから大人まで、多くの人にパレットを知ってもらおうという点では、一定の成果はあったが、一方で「男女共同参画」の主旨は薄まってしまった。何のイベントかわかりにくいとの意見が多かった。また、開催方式としても煩雑で実行委員会だけではまかない切れず、今後の同様の開催には課題が残る。			
								黄金井あきないカレッジ	A	経済課	平成16年度で終了。		
								国内研修派遣事業	B	広報広聴課	未実施（応募者なし）	事業の継続	
					男女共同参画関係団体のネットワークづくり	地域活動を行っている関係団体を把握し意識啓発のための情報提供や、活動を支援し、横断組織として連携を図る。	男女共同参画関係団体・グループ名簿の作成	B	広報広聴課	未実施	3年ごとに更新していく予定	男女共同参画関連資料の送付だけでなく、登録団体・グループとの連携の強化	
							男女共同参画関係団体横断組織への支援	A	広報広聴課	①地域活動団体の総会開催の後援及び年間を通じての活動支援 ②国及び東京都等における男女共同参画施策事業の市報「みんなのひろば」掲載による情報の提供 ③地域活動団体による女性史編纂のための費用の補助 ④多摩地域の民間シェルター施設で組織された連絡会への緊急一時保護施設運営費の補助	左記①、②及び④事業の継続	①地域活動団体とは、引き続き後援・支援及び意見交換を行っている。	
							女性海外派遣事業体験者組織等への支援	A	広報広聴課	未実施	女性海外派遣事業体験者組織として、「小金井市女性海外派遣体験者の会」があり、必要に応じて支援を行っていく予定	女性海外派遣体験者は、地域活動団体等に所属している状態であり、支援として何が出来るか検討していく。	

課題	施策の方向	主要な施策	施策名	概要	主な事業	時期	所管課	進捗状況		事業の課題・考え方等
								平成17年度実績	平成18年度以降の予定	
II あらゆる分野への男女共同参画の推進	1 地域社会における男女共同参画の推進	(1) 女性人材の発掘とネットワークづくり	男女共同参画関係団体のネットワークづくり	地域活動を行っている関係団体を把握し意識啓発のための情報提供や、活動を支援し、横断組織として連携を図る。	「小金井女性史」編纂	B	広報広聴課	地域活動団体「こがねい女性ネットワーク」小金井女性史を作る会による、女性史編纂のための費用の補助を行う。		
					女性談話室の活用	A	広報広聴課	①女性談話室の利用状況 50件 164人 ②定期的に冊子等の入れ替え	事業の継続	①女性談話室の活用を図る。 ②市民から(仮称)男女共同参画推進センター等の施設設立の要望書が出されている。
		(2) 地域活動での男女共同参画の促進	拠点となる男女共同参画センターの検討	男女共同参画を進めるために、地域活動を支える拠点施設の設置に向けて検討する。	男女共同参画センター設置の検討	D	広報広聴課	未実施	小金井市長期総合計画に基づく(仮称)男女平等推進センター設置の検討	市民から(仮称)男女共同参画推進センター等の施設設立の要望書が出されている。
					地域社会における人材活用	地域活動には幅広い人材が必要である。個性が輝く人材の発掘と活用を図る。	女性人材リストの作成・整備	B	広報広聴課	未実施
					社会教育関係団体登録	A	生涯学習課	113団体登録	事業の継続	
					市民講師登録・紹介制度	A	生涯学習課	29人(有効登録数)	事業の継続	ホームページ等で周知しているが、問い合わせはほとんどない。
					女性学級	A	公民館	女性学級は男女共同参画講座の名称変更。 本館：「わたしと家族の明日さがし」全6回、延べ51人。読み聞かせ講座「こどもとふれあう2005」全2回、延べ46人。 本町分館：「工作と科学を楽しもう」全2回、延べ30人。「思春期の子ども・親・応援します」全4回、延べ34人。「子育ての悩み話し合いませんか1」全4回、延べ29人。「子育ての悩み話し合いませんか2」全5回、延べ75人。 貫井南分館：「遊びゴコロを取りもどせ」全4回、延べ58人。「自分を見つめなおそう」全6回、延べ102人。 東分館：「子育てだってわたしらしく」全10回、延べ151人。	継続実施	ジェンダーの問題、男女共生の問題、子育て支援など様々な切り口で学習する事業の展開を考えている。

課題	施策の方向	主要な施策	施策名	概要	主な事業	時期	所管課	進捗状況		事業の課題・考え方等			
								平成17年度実績	平成18年度以降の予定				
II あらゆる分野への男女共同参画の推進	1 地域社会における男女共同参画の推進	(2) 地域活動での男女共同参画の促進	地域団体での男性の意識改革	企業優先の働き方の中で男性の地域活動への参加は少ない。男女が共に学習し理解を深める中で男性の意識改革を図る。	「こがねいパレット」の開催	A	広報広聴課	①平成17年12月4日第19回こがねいパレット「パレットパーク～いろんな人がいろんな色のままで～」を開催 子どもから大人まで参加できる「パレットパーク」をタイトルに、展示・ゲーム・パフォーマンス・映画等のイベントを実施し、楽しみながら、やさしく、男女共同参画についてさまざまなアプローチを試み、事業を通して市民並びに地域で活動する団体との交流を図る。参加者250人 ②第19回こがねいパレット記録集 800部発行	事業の継続	子どもから大人まで、多くの人にパレットを知ってもらおうという点では、一定の成果はあったが、一方で「男女共同参画」の主旨は薄まってしまった。何のイベントかわかりにくいとの意見が多かった。また、開催方式としても煩雑で実行委員会だけではまかない切れず、今後の同様の開催には課題が残る。			
								町会・自治会・子ども会・PTA等への参加促進と支援	A		関係各課	(広報広聴課) 情報誌「かたらい」24号の特集「地域の教育力」にて、地域で活動している方にインタビューを行い、男性の地域社会との関わり方の現状と課題を掲載し啓発・周知を行った。	
								成人学校	A		公民館	本館：「ハンセン病を正しく知ろう」1回、13人。「東京都大空襲から60年～体験を風化させないために次世代に語り継ぐ～」全2回、延べ30人。 本町分館：「男の食生活」全5回、延べ77人。「栽培実習講座菜園教室」全42日、延べ801人。 貫井南分館：「文学と歴史の散策」1回、21人。「正しい歩き方で健康に」全3回、延べ92人。「淹めぐり」1回、21人。「ガラス絵を描いてみよう」全3回、延べ33人。「みんなで昭和のなつかしい歌を歌ってその当時を偲びましょう」全2回、46人。「植物観察会」1回、8人。「インドネシア」全5回、延べ105人。「ミャンマー文化交流講座」全5回、延べ74人。「傷だらけの百名山」全3回、の延べ65人。「レインボー水中体操」全5回、231人。「手話の魅力」全6回、65人、「庭木剪定入門」全8回、延べ144人。「共働夢農園」野菜入門全44回、延べ339人。ハーブ栽培教室全11回、延べ133人。親子コース全11回、延べ83人。	継続実施

課題	施策の方向	主要な施策	施策名	概要	主な事業	時期	所管課	進捗状況		事業の課題・考え方等
								平成17年度実績	平成18年度以降の予定	
II あらゆる分野への男女共同参画の推進	1 地域社会における男女共同参画の推進	(2) 地域活動での男女共同参画の促進	地域団体での男性の意識改革	企業優先の働き方の中で男性の地域活動への参加は少ない。男女が共に学習し理解を深める中で男性の意識改革を図る。	市民講座	A	公民館	本館：「親しむ、楽しむ、日本の音～伝統音楽を身近に～」全4回、延べ192。本町分館：「生き方行活かすコミュニケーション・テクニック」全3回、延べ107人。「江戸の庭園～その時代的・文化的背景～」1回、延べ74人。「江戸の庭園巡り」全6回、延べ135人。貫井南分館：「映像でつづるく昭和の歴史（戦中・戦中編）」全5回、延べ214人。東分館：「音楽療法～ひとり一人の表現を大切に～」全5回、延べ129人。緑分館：「自然災害と防災」全6回、延べ65人。	継続実施	地域課題や生活問題など市民生活に直結した講座事業とする。
								市民がつくる自主講座	A	
	2 政策・方針決定過程への女性の参画の推進	(1) 男女の意識改革	固定的性別役割分担意識の解消	性別によって、その役割を固定するのではなく、それぞれの個性が活かせる社会の形成に向けて意識啓発を図る。	多様な広報活動の推進	B	各課	(計画課) 業務上に男女差を設けて行う施策がない。 (広報広聴課) 事業者の集まりの会議にて、市の条例及び苦情処理窓口について趣旨説明を行った。		
				視聴覚学習の充実	C	広報広聴課	未実施		国・東京都及び他団体配布の保管に留まっており、活用及び整備の検討	

課題	施策の方向	主要な施策	施策名	概要	主な事業	時期	所管課	進捗状況		事業の課題・考え方等
								平成17年度実績	平成18年度以降の予定	
II あらゆる分野への男女共同参画の推進	2 政策・方針決定過程への女性の参画の推進	(1) 男女の意識改革	女性の自立意識の醸成	女性が力を発揮するためには、機会の提供やその土壌が必要であり、積極的な是正の検討を進める。	クォータ制導入の検討	D	広報広聴課	未実施	クォータ制を導入できる分野があるかどうか検討していく。	クォータ制導入に関しては、「能力が無いものが上に立つのか」という批判がなされ、まだ制度としては実現されていない。この批判に答えながら、市として導入できる分野があるかどうか検討していく対と考えている。
					町会・自治会・子ども会・PTA等団体の長への参画の促進	B~C	広報広聴課	(広報広聴課) 情報誌「かたらい」24号の特集「地域の教育力」にて、地域で活動している方にインタビューを行い、地域社会への参画について掲載し啓発・周知を図った。		
					町会・自治会・子ども会・PTA等団体の長への参画の促進	B~C	関係各課			
		(2) 女性の参画の推進	市政への女性の参画の推進	女性人材リストの作成・整備	B	広報広聴課	未実施	おおむね5年ごとに更新を行う予定	登録する人が少ないこと。	
				審議会委員等へ女性の登用の促進	A	広報広聴課	平成17年5月13日開催の男女共同参画推進行政連絡会議にて、女性の登用促進を要請	継続		
			庁内における女性の参画の促進	市政を有効かつ効果的に運営するために男女間の格差是正や相互乗り入れ、管理職への積極的登用を図り、庁内に男女平等意識の気運醸成を図る。	設置内容の見直しと職場環境の整備	A	職員課	未実施	男性、女性だけに偏らない人員配置を検討する。職場内における男女平等意識の醸成を図る。	
			昇任試験受験の推進と意識啓発	A	職員課	管理職試験は実施せず。女性管理職登用1名	昇任に魅力を感じるような人事制度の構築を検討する。	男女共に役職が上位になるほど受験率が低下している。給与や組織・生活形態(子育て、介護等さまざまな要因)から、受験を控える傾向がある。抜本的な改善が必要。		

課題	施策の方向	主要な施策	施策名	概要	主な事業	時期	所管課	進捗状況		事業の課題・考え方等
								平成17年度実績	平成18年度以降の予定	
II あらゆる分野への男女共同参画の推進	2 政策・方針決定過程への女性の参画の推進	(2) 女性の参画の推進	庁内における女性の参画の促進	市政を有効かつ効果的に運営するために男女間の格差是正や相互乗り入れ、管理職への積極的登用を図り、庁内に男女平等意識の気運醸成を図る。	育児・介護休業制度の周知徹底・普及浸透	A	職員課	特定事業主行動計画の策定（育児休業7名・介護休暇0名）	リーフレット等を作成し全職員への周知を図る。	育児休業は、男性職員の取得も可能
			庁内における女性の参画の促進	市政を有効かつ効果的に運営するために男女間の格差是正や相互乗り入れ、管理職への積極的登用を図り、庁内に男女平等意識の気運醸成を図る。	職員研修における能力開発プログラムの充実	A	職員課	東京都市町村職員研修所堅守「男女共同参画社会形成研修」への研修生派遣（平成17年度1人派遣）	継続して実施	男女観の意識改革について考えるとともに、男女共生についての知識の習得と実践能力の向上を図る。
			事業所における女性の参画の啓発	市内事業所と連携し事業主への意識啓発や情報提供を促進する。	事業所との連携及び情報提供	A	職員課	実施中（17年度新たに4名が使用）	継続して実施	
			事業所における女性の参画の啓発	市内事業所と連携し事業主への意識啓発や情報提供を促進する。	事業所との連携及び情報提供	A	経済課	各団体へ各種啓蒙啓発資料の情報提供をした。	前年度に引き続き関係団体へ情報提供を行う予定。	
3 多文化社会への対応	(1) 多文化共生社会への意識改革	多文化理解推進事業の実施	多様な文化の理解のために、グローバルな視点に立った教育・学習が重要である。人類全体の問題解決のために、学校教育・生涯学習・地域活動などあらゆる場面を通じて意識の高揚を図る。	非核平和事業の充実	A	広報広聴課	・非核平和映画会 「フランダースの犬」「一つの花」上映参加者60人 ・原爆写真パネル展・非核ビデオ放映会 参加者62人 ・横断幕市内5ヶ所掲出 ・原爆死没者への黙とう ・「平和行事」参加の旅市民14人参加	・非核平和映画会・原爆写真パネル展・非核ビデオ放映会・横断幕掲出・原爆死没者への黙とう・「平和行事」参加の旅市民参加	会場等の都合で規模を縮小せざるを得ない事業もあるが、「非核都市宣言」の趣旨を広く市民に知らせるため継続が必要である。	
				中学生の海外派遣事業	A	指導室	海外（アメリカ合衆国）に中学生を派遣した。	平成18年度以降事業廃止	国際理解教育については推進していく。	
				多文化社会への理解と研究	A	指導室	各大学や地域に住む多様な文化や習慣を持つ外国人との交流活動を実施した。	事業の継続	多様な価値観・文化を理解する。	
				国際理解教育の推進	A	指導室	ユネスコや赤十字等の活動を通して、国際理解を深めた。	事業の継続	国際社会の中での日本の役割を考えさせる。	
				国際理解教室	A	公民館	「ハローフレンズ教室」全10回、480人。	未定		

課題	施策の方向	主要な施策	施策名	概要	主な事業	時期	所管課	進捗状況		事業の課題・考え方等
								平成17年度実績	平成18年度以降の予定	
II あらゆる分野への男女共同参画の推進	3 多文化社会への対応	(1) 多文化共生社会への意識改革	多文化理解推進事業の実施	多様な文化の理解のために、グローバルな視点に立った教育・学習が重要である。人類全体の問題解決のために、学校教育・生涯学習・地域活動などあらゆる場面を通じて意識の高揚を図る。	国際理解の推進	A	市民文化課	未実施	予定なし	
					生活日本語教室及び国際交流事業	A	公民館	貫井南分館：「韓国文化に触れよう」全2回、延べ21人。「サロンぬくい七夕祭DE交流」1回、34人。「ひなまつりの宴」1回、59人。「ブルガリアを旅しよう」全5回、延べ98人。 東分館「タイ文化交流」全2回、延べ48人。「インドネシア舞踊」全6回、延べ93人。 本町分館：「ハローベトナム！」全2回、延べ52人。「小金井を知ろう、日本を知ろう」全5回、延べ58人。「生活日本語教室ボランティアスタッフ養成講座1」全3回、延べ69人。「生活日本語教室ボランティアスタッフ養成講座2」全2回、延べ40人。「生活日本語教室」全48回、951人。	継続実施	
					市内在住外国人に向けての施設見学事業	A	市民文化課	多様な文化を持った住民が小金井市内で生活するために役立つ施設の見学及び、江戸東京たてもの園で日本文化の紹介をした。	多文化交流を中心とした事業の実施を予定。	

課題Ⅲ 男女平等教育学習の推進

課題	施策の方向	主要な施策	施策名	概要	主な事業	時期	所管課	進捗状況		事業の課題・考え方等
								平成17年度実績	平成18年度以降の予定	
Ⅲ 男女平等教育学習の推進	1 家庭・地域における男女平等意識の啓発	(1) 家庭における男女平等の教育・学習の推進	家庭における男女共同参画の推進	ジェンダーにとらわれない家庭教育や、男女平等な家庭づくりの促進のため学習機会を提供する。	家庭教育学級	A	生涯学習課	文部科学省委託家庭教育支援総合推進事業として実施。実施主体は小中学校PTA連合会等。親と子が共に学習する場を提供。	事業の継続	特に男女平等をテーマとはしていない。
					女性学級	A	公民館	女性学級は男女共同参画講座の名称変更。 本館：「わたしと家族の明日さがし」全6回、延べ51人。読み聞かせ講座「こどもとふれあう2005」全2回、延べ46人。 本町分館：「工作と科学を楽しもう」全2回、延べ30人。「思春期の子ども・親・応援します」全4回、延べ34人。「子育ての悩み話し合いませんか1」全4回、延べ29人。「子育ての悩み話し合いませんか2」全5回、延べ75人。 貫井南分館：「遊びゴコロを取りもどせ」全4回、延べ58人。「自分を見つめなおそう」全6回、延べ102人。 東分館：「子育てだってわたしらしく」全10回、延べ151人。	継続実施	ジェンダーの問題、男女共生の問題、子育て支援など様々な切り口で学習する事業の展開を考えている。
					「親学級」への啓発	B	公民館	特になし	未定	
			男性の家事・育児・介護への参加の推進	男女の固定的性別役割分担意識を是正し男女共に家庭責任が果たせるよう、学習の場を提供する。	両親学級（母性科・育児科）	A	健康課	母性科： 実施回数：平日4日コース6回 土曜2日コース4回 参加数：平日4日コース149人 土曜2日コース214人 育児科： 実施回数：エンジェル教室12回 カルガモ教室12回 参加数：エンジェル教室242人 カルガモ教室206人	例年通り実施	育児科： 子育て支援センター事業とのすり合わせ・整理必要 父親参加は極少数
					パパママパスポートの新設	B	子育て支援課	小金井市次世代育成支援行動計画を策定するにあたり、見直しを行なった。	継続	

課題	施策の方向	主要な施策	施策名	概要	主な事業	時期	所管課	進捗状況		事業の課題・考え方等			
								平成17年度実績	平成18年度以降の予定				
Ⅲ 男女平等教育 学習の 推進	1 家庭・ 地域に おける 男女平 等意識 の啓発	(1) 家庭にお ける男 女平等 の教育 ・学 習の推 進	男性の家事・育 児・介護への参 加の推進	男女の固定的性別役割分担意 識を是正し男女共に家庭責任 が果たせるよう、学習の場を 提供する。	栄養指導	A	健康課	栄養個別相談： 実施回数 34回 相談延数 乳幼児16件 成人29件 栄養集団指導： 実施回数 6回 参加延数 111人	例年通り実施	栄養個別：乳幼児の 相談をする男性は皆無 栄養集団：男性参加 者はほぼ皆無			
								成人学校	A	公民館	特になし	未定	成人対象で生活技術 の取得、趣味など多様 な切り口で事業実施す る。
		(2) 地域にお ける男 女平等 の教育 ・学 習の推 進	ジェンダーの視 点による社会制 度・慣行の見直 し	男・女としてではなく、一人 の人間として多様な生き方が 可能になり、社会制度や慣行 が中立的に働くように、その 見直しを進めるため、様々な 学習の場を設ける。	市民講座	A	公民館	本館：「親しむ、楽しむ、日本 の音～伝統音楽を身近に～」全 4回、延べ192。 本町分館：「生き方行活かすコ ミュニケーション・テクニッ ク」全3回、延べ107人。 「江戸の庭園～その時代的・文 化的背景～」1回、延べ74 人。「江戸の庭園巡り」全6 回、延べ135人。 貫井南分館：「映像でつづるく 昭和の歴史（戦中・戦中 編）」全5回、延べ214人。 東分館：「音楽療法～ひとり一 人の表現を大切に～」全5回、 延べ129人。 緑分館：「自然災害と防災」全 6回、延べ65人。	継続実施	地域課題や生活問題 など市民生活に直結し た講座事業とする。			
								男女共同参画週間シ ンポジウムの開催	B	広報広聴課	平成17年6月25日第3回 男女共同参画週間のつどい「子 ども達のサインを見逃さないで ～迷って道を見失った子ども達 の心～」を開催 保護施設に収容されている子 ども達の実態を含め、現在生き る子どもと、それを取り巻く大 人の受け止め方と課題について 講演 参加者46人	事業の継続	
								男女共同参画推進の ための出前講座の実 施	C	広報広聴課	未実施 (なお、事業者の集まりの会 議にて、市の条例及び苦情処理 窓口について趣旨説明を行っ た。)	出前講座の内容・回数 等について精査し、実施 する予定	

課題	施策の方向	主要な施策	施策名	概要	主な事業	時期	所管課	進捗状況		事業の課題・考え方等
								平成17年度実績	平成18年度以降の予定	
Ⅲ 男女平等教育学習の推進	1 家庭・地域における男女平等意識の啓発	(2) 地域における男女平等の教育・学習の推進	地域活動における男女のエンパワメント	男女がいろいろな分野の地域活動に参画するための力をつけるため、学習・情報ニーズを把握し、その機会の充実を図る。	男女共同参画推進のための出前講座の実施	C	広報広聴課	未実施	出前講座の内容・回数等について精査し、実施する予定	
					地域リーダーへのジェンダー視点の導入	C	広報広聴課	未実施 (なお、情報誌「かたらい」第23号にて、起業された方のインタビューを掲載し、仕事を始めた動機、仕事の利点、日頃心がけていること、及びこれから起業される方へのメッセージを紹介 また、第24号特集「地域の教育力」にて、子ども会及びおやじの会の地域活動を紹介した。)	地域リーダーの方々にジェンダー視点を導入していただくために、どのような活動がよいか(研修会等・啓発資料配布)などを検討	
					校庭開放	A	生涯学習課	開放回数9校延べ588回、遊び場開放延べ13,849人、スポーツ団体延べ67,121人	事業の継続	
					障害児の地域活動促進事業	A	生涯学習課	水泳教室13回、レクリエーション活動4回実施(学校5日制の会へ委託)	事業の継続	
					青年教室	A	公民館	貫井南分館:「秋を味わおう!食料調達から胃袋まで」1回、21人。「描け!未来絵日記」全3回、延べ37人。	休止	
2 学校教育における男女平等意識の啓発	(1) 男女平等観に立った教育の推進	男女平等のキャリア・プログラム・指導法の検討・推進	日々の教育の中で、人権意識や男女平等意識を育てる教育を推進する。そのための教材の充実や、男女相互の協力について認識を深める指導を行う。	男女平等教育の推進	A	指導室	指導者である教員に対して研修会を行い、推進を図った。	事業の継続	男女平等教育についての正しい理解を図っていく。	
				男女平等教育指導資料の活用	A	指導室	人権教育プログラムの活用を推進した。	事業の継続	人権尊重の精神を基本に、偏見、差別のない教育を目指す。	
				技術・家庭科の男女共修	A	指導室	男女共修で実施した。	事業の継続	男女相互の協力について認識を深める。	
				性に関する教育の充実	A	指導室	性に関する指導を発達段階に応じ、適切に行った。	事業の継続	性に関する基礎的知識を正しく理解させる。	

課題	施策の方向	主要な施策	施策名	概要	主な事業	時期	所管課	進捗状況		事業の課題・考え方等
								平成17年度実績	平成18年度以降の予定	
Ⅲ 男女平等教育学習の推進	2 学校教育における男女平等意識の啓発	(1) 男女平等観に立った教育の推進	性に関する教育の充実	子どもたちが、生命の尊重や、男女平等の立場から、性に関する基礎的な知識を正しく理解できるように教材の充実や指導法の研究を進める。	性に関する教材の充実と年齢に合わせた学習指導法の研究	A	指導室	発達段階に応じた学習指導方法の研究を行った。	事業の継続	正しい異性観、豊かな人間性の形成を図る。
			男女平等の視点に立った進路指導の実施及び社会的自立意識の醸成	将来の進路について男子向き・女子向きといった固定観念にとらわれず、多様な選択を可能にするような指導や、様々な機会をとらえての勤労体験等を行う。	進路指導の充実	A	指導室	性別にとらわれない進路指導を実施した。	事業の継続	性別にとらわれることなく、能力、適正を生かした適切な指導の充実を図る。
					職場体験や農業体験、その他の勤労体験の実施	A	指導室	中学生の職場体験を実施した。	事業の継続	将来に向けて豊かな生き方が出来るように、勤労観の育成を図る。
					職場体験や農業体験、その他の勤労体験の実施	A	経済課	市内の公立9小学校の2学年を対象とした学童収穫体験を実施。土に触れ合うと共に収穫の喜び、周辺作物の生育や地域農地の役割を深める教育の一助となった。	前年度に引き続き継続して実施する予定。	
		(2) 男女平等教育の推進体制の充実	教職員・保育関係者等に対する男女平等研修の充実	子どもたちを指導する教職員や保育関係者が自らの固定的な性別役割分担意識に気づき、これにとらわれず個性尊重の教育への理解を深めるための研修を充実する。	教職員に対する研修の充実	A	指導室	人権教育プログラムを活用した男女平等教育にかかわる校内研修を実施した。	事業の継続	人権教育を推進する教育指導者としての意識を高める。
					保育関係者に対する研修の充実	D	職員課	未実施	今後導入について検討する。	性別役割分担意識は幼年期からの積み重ねで形成されるため、男女共同参画社会を実現するには、保育関係者としていかなる意識と行動が必要であるかの啓発を実施していく必要がある。
					教職員に対するメディア・リテラシー講座の実施	D	指導室	緑小学校でメディアリテラシーにかかわる研究を実施した。	事業の継続	メディアリテラシーにかかわる教育を推進する。
					保育関係者に対するメディア・リテラシー講座の実施	D	職員課	未実施	今後導入について検討する。	性別役割分担意識は幼年期からの積み重ねで形成されるため、男女共同参画社会を実現するには、保育関係者としていかなる意識と行動が必要であるかの啓発を実施していく必要がある。

課題	施策の方向	主要な施策	施策名	概要	主な事業	時期	所管課	進捗状況		事業の課題・考え方等
								平成17年度実績	平成18年度以降の予定	
Ⅲ 男女平等教育学習の推進	2 学校教育における男女平等意識の啓発	(2) 男女平等教育の推進体制の充実	学校教育における「かくれたカリキュラム」の改善	学校教育の顕在的カリキュラム以外に暗黙的に学び取っている内容が児童生徒の人間形成に大きな影響を及ぼす。暗黙的な性別による不要な区別を改善していく。	男女混合名簿の実施	A	指導室	全校で実施した。	事業の継続	性別に関わりなく、男女平等の意識を育成する。
					伝統的な慣習の見直し	A	指導室	性別による偏見のない指導を実施した。	事業の継続	性別による偏見のない教育の実施
			女性教職員の管理職への意識高揚	男女平等教育を進める上で、女性が管理職として運営に関わる重要性の認識を深める。	女性教職員の管理職への受験の奨励	A	指導室	女性職員の管理職への受験を奨励した。	事業の継続	男女平等教育の推進を図る。
	3 生涯学習の場における男女平等意識の育成	(1) 男女平等観に立った社会教育の推進	男女平等の視点に立った各種講座の充実	公共施設や地域集会所で実施する、講座や学習等の場に、人権尊重の理念や、男女平等の視点を入れて事業の展開を図る。	「こがねいパレット」と女性学級との連携	B～C	広報広聴課	企画実行委員会にて、意見交換等を実施	事業の継続	公民館の女性学級（男女共同参画講座）と連携して、事業が実施できないか、引き続き実行委員会及び関係機関と調整していきたい。
					「こがねいパレット」と女性学級との連携	B～C	公民館	特になし	未定	
					女性学・ジェンダー研究グループへの支援	B	広報広聴課	未実施	現時点では、女性学・ジェンダー研究グループとして把握しているのは、こがねい女性ネットワークであり、他の団体の掘り起こしを行う予定	
					女性学級	A	公民館	女性学級は男女共同参画講座の名称変更。 本館：「わたしと家族の明日さがし」全6回、延べ51人。読み聞かせ講座「こどもとふれあう2005」全2回、延べ46人。 本町分館：「工作と科学を楽しもう」全2回、延べ30人。「思春期の子ども・親・応援します」全4回、延べ34人。「子育ての悩み話し合いませんか1」全4回、延べ29人。「子育ての悩み話し合いませんか2」全5回、延べ75人。 貫井南分館：「遊びゴコロを取りもどせ」全4回、延べ58人。「自分を見つめなおそう」全6回、延べ102人。 東分館：「子育てだってわたしらしく」全10回、延べ151人。	継続実施	ジェンダーの問題、男女共生の問題、子育て支援など様々な切り口で学習する事業の展開を考えている。

課題	施策の方向	主要な施策	施策名	概要	主な事業	時期	所管課	進捗状況		事業の課題・考え方等
								平成17年度実績	平成18年度以降の予定	
Ⅲ 男女平等教育学習の推進	3 生涯学習の場における男女平等意識の育成	(1) 男女平等観に立った社会教育の推進	男女平等の視点に立った各種講座の充実	公共施設や地域集会所で実施する、講座や学習等の場、人権尊重の理念や、男女平等の視点を入れて事業の展開を図る。	成人学校	A	公民館	本館：「ハンセン病を正しく知ろう」1回、13人。「東京都大空襲から60年～体験を風化させないために次世代に語り継ぐ～」全2回、延べ30人。 本町分館：「男の食生活」全5回、延べ77人。「栽培実習講座菜園教室」全42日、延べ801人。 貫井南分館：「文学と歴史の散策」1回、21人。「正しい歩き方で健康に」全3回、延べ92人。「滝めぐり」1回、21人。「ガラス絵を描いてみよう」全3回、延べ33人。「みんなで昭和のなつかしい歌を歌ってその当時を偲びましょう」全2回、46人。「植物観察会」1回、8人。「インドネシア」全5回、延べ105人。「ミャンマー文化交流講座」全5回、延べ74人。「傷だらけの百名山」全3回、の延べ65人。「レインボー水中体操」全5回、231人。「手話の魅力」全6回、65人、「庭木剪定入門」全8回、延べ144人。「共働夢農園」野菜入門全44回、延べ339人。ハーブ栽培教室全11回、延べ133人。親子コース全11回、延べ83人。	継続実施	成人対象で生活技術の取得、趣味など多様な切り口で事業実施する。
								本館：「親しむ、楽しむ、日本の音～伝統音楽を身近に～」全4回、延べ192人。 本町分館：「生き方行活かすコミュニケーション・テクニック」全3回、延べ107人。「江戸の庭園～その時代的・文化的背景～」1回、延べ74人。「江戸の庭園巡り」全6回、延べ135人。 貫井南分館：「映像でつづる<昭和>の歴史(戦中・戦中編)」全5回、延べ214人。 東分館：「音楽療法～ひとり一人の表現を大切に～」全5回、延べ129人。 緑分館：「自然災害と防災」全6回、延べ65人。	継続実施	地域課題や生活問題など市民生活に直結した講座事業とする。
								「みんなの会」全25回、学級生39人、延べ受講者数579人。	未定	

課題	施策の方向	主要な施策	施策名	概要	主な事業	時期	所管課	進捗状況		事業の課題・考え方等						
								平成17年度実績	平成18年度以降の予定							
Ⅲ 男女平等教育 学習の推進	3 生涯学習の場 における男女 平等意識の育 成	(1) 男女平等観 に立った社会 教育の推進	男女平等の視 点に立った各 種講座の充 実	公共施設や地 域集会所で 実施する、講 座や学習等の 場に、人権尊 重の理念や、 男女平等の視 点を入れて事 業の展開を図 る。	高齢者学級	A	公民館	本館：シルバー大学「いのちとくらしを考える～いま、もっと知りたい平和憲法～」全13回、延べ554人。 本町分館：「生きがい広場」全20回、延べ646人。 貫井南分館：「けやき学級」全23回、延べ665人。 東分館：「いきいきと仲間づくり」全20回、延べ1129人。 緑分館：「朴の樹学級」全13回、延べ363人。	継続実施	高齢者の余暇時間を有効に過ごし、時代に合った課題を学習する。2007年以降の取り組みを検討する必要がある。						
								市民がつくる自主講座	A	公民館	1「簡単ヘルシーお正月料理」、1回、25人。 2「介護予防料理学習会」、5回、延べ90人。 3「思いのままにやきもの作り、プロの技を見る」、全3回、延べ148人。 4「英語DEクッキング」、全5回、延べ350人。 5「養蚕と製糸を～真綿づくりにチャレンジ」、1回、30人。 6「子どもと教育」、全3回、延べ101人。 7「囲碁初級者講座」、全2回、延べ29人。	継続実施	市民自身が企画、運営を行い、公民館はその相談などにのるといふ事業形態の展開。			
											自然体験教室	A	生涯学習課	夏・冬の2回実施	平成18年9月から指定管理者による事業の継続	
											子ども生活体験教室	A	生涯学習課	年1回キャンプ体験を中心に実施	事業の継続	
											親子ふれあい教室	A	生涯学習課	市立清里山荘で実施 年10回	平成18年9月から指定管理者による事業の継続	
											成人の日記念行事	A	生涯学習課	小金井市公会堂にて平成18年1月9日に実施。667人参加	平成19年1月8日(祝)に中央大学附属高校講堂にて実施予定	

課題	施策の方向	主要な施策	施策名	概要	主な事業	時期	所管課	進捗状況		事業の課題・考え方等
								平成17年度実績	平成18年度以降の予定	
Ⅲ 男女平等教育 学習の推進	3 生涯学習の場における男女平等意識の育成	(1) 男女平等観に立った社会教育の推進	男女平等教育に関する大学等地域教育機関との連携の推進	大学等地域教育機関との連携を深め、男女平等を視野に入れた公開講座等の開催を推進する。	成人大学	A	公民館	本館：「美術・作る、描く/日本から世界へ」全6回、延べ245人。 貫井南分館：「江戸野菜で小金井を元気に」全40回、延べ800人。 東分館：「江戸に生きた思想家との対話」全5回、延べ117人。「やさしい古文書講座」全5回、延べ68人。 緑分館：「バイオテクノロジーとナノテクノロジー」全7回、延べ399人。	継続実施	大学と連携して高度な内容、先端技術などの講座。大学が公開講座を実施する時代にどれだけ公民館講座が有効なのか。
								情報活用能力育成講座	A	公民館
			(2) 多様な生き方を支える学習体制の充実	女性のエンパワメントのための自主活動支援事業の充実	女性が自らの意思によって、社会のあらゆる場への活動に参画するための力をつけるための、自主活動を支援する。	男女共同参画関係団体横断組織への支援	A	広報広聴課	①地域活動団体の総会開催の後援及び年間を通じての活動支援 ②国及び東京都等における男女共同参画施策事業の市報「みんなのひろば」掲載による情報の提供 ③地域活動団体による女性史編纂のための費用の補助 ④多摩地域の民間シェルター施設で組織された連絡会への緊急一時保護施設運営費の補助	左記①、②及び④事業の継続
			リカレント教育の拡充	家庭や社会生活で蓄積された専門的な体験などを土台として学習できる機会を提供するために、大学との連携を図り、生涯学習の推進を図る。	大学との連携	B	関係各課	(生涯学習課) 東京学芸大学・東京農工大学等との地域連携講座の実施(図書館) 東京農工大学と貸出の協定を締結した。また、図書館で夏休み期間勉強できるようにした。	(生涯学習課) 事業の継続(図書館) 継続	女性海外派遣体験者は、地域活動団体等に所属している状態であり、支援として何が出来るか検討していく。
								未実施	女性海外派遣事業体験者組織として、「小金井市女性海外派遣体験者の会」があり、必要に応じて支援を行っていく予定	

課題	施策の方向	主要な施策	施策名	概要	主な事業	時期	所管課	進捗状況		事業の課題・考え方等
								平成17年度実績	平成18年度以降の予定	
Ⅲ 男女平等教育 学習の推進	3 生涯学習の場 における男女 平等意識の育 成	(2) 多様な生き 方を支える 学習体制の 充実	リカレント教育 の拡充	家庭や社会生活で蓄積された 専門的な体験などを土台とし て学習できる機会を提供する ために、大学との連携を図 り、生涯学習の推進を図る。	情報の提供	A	関係各課	(計画課) ホームページ等を活用。 (生涯学習課) オープンキャンパス等の生涯 学習資料を閲覧用に設置 (図書館) 図書館だより、図書館のホ ムページで情報の提供を行っ た。	(計画課) 各課ホームページ等を 活用。 (経済課) 若年者・中高年者も利 用できる求人情報提供シ ステム導入。 (生涯学習課) 事業の継続 (図書館) 図書館だより、図書館 のホームページで情報の 提供を行う。	
			学習相談の充実	個人のライフスタイルにあっ た様々な学習を選択できるよ う相談や情報提供の充実を図 る。	生涯学習情報コー ナー	A	生涯学習課	情報を提供できるように情報 コーナーを設けている。	充実	
			市民講師登録・紹介 制度			A	生涯学習課	29人(有効登録数)	事業の継続	ホームページ等で周 知しているが、問い合 わせはほとんどない

課題Ⅳ 生涯を通じた男女の心身の健康支援と生活基盤の確立

課題	施策の方向	主要な施策	施策名	概要	主な事業	時期	所管課	進捗状況		事業の課題・考え方等	
								平成17年度実績	平成18年度以降の予定		
Ⅳ 生涯を通じた男女の心身の健康支援と生活基盤の確立	1 育児環境の整備	(1) 男女が安心して子育てできる環境づくり	子育て・子育てに係る相談・情報提供の充実	子育ての悩みを地域施設等で気軽に相談したり保護者同士が交流を深め合いながら孤立せず子育てができるよう相談体制や情報提供を充実する。	両親学級（育児科）	A	健康課	育児科： 実施回数：エンジェル教室12回 カルガモ教室12回 参加数：エンジェル教室242人 カルガモ教室206人	例年通り実施	育児科： 子育て支援センター事業とのすり合わせ・整理必要 父親参加は極少数	
					乳幼児保健相談	A	健康課	実施回数： 東センター12回 貫井南センター11回 相談人数 429人	例年通り実施	多くの離乳食相談により管理栄養士の配置が望ましく、本年度も検討中。	
					テレホン母子保健相談	A	健康課	相談延数：乳幼児14件、妊産婦3件	例年通り実施	相談件数減少傾向 他機関で類似事業実施	
					乳幼児健康相談	A	健康課	相談日数：96日 相談延数：乳児252人・幼児583人	例年通り実施		
					保健師活動の推進	A	健康課	常勤3人、育休2人、非常勤2人体制	常勤3人、育休2人、非常勤2人体制	年々ケースフォローの数は増加。常勤の増が望まれる。	
					保育内容の充実と機能の活用	A	子育て支援課	平成13年度より、弾力運用で定員を超えて入所している。	継続		
					子育て総合相談窓口事業の設置	B	子育て支援課	子ども家庭支援センター年間相談件数 961件	継続		
					各種手当等	A	福祉推進課	子育ての経済的負担を軽減するため、各種手当を支給し、健やかな成長を支援する。	対象児童数 4,639人(740人) 延受診件数 76,177件(6,715件) 医療助成費 147,339,319円(13,070,257円) ※ ()内は市単独事業分の内数	継続 (平成18年10月1日より保護者の所得制限を拡大)	他市において、対象年齢及び所得制限の撤廃を拡大する動きがあり、検討課題となっている。
					愛育手当の支給	A	福祉推進課		4歳児： 17人 1,314,000円 5歳児： 11人 810,300円	継続	子育て家庭の支援

課題	施策の方向	主要な施策	施策名	概要	主な事業	時期	所管課	進捗状況		事業の課題・考え方等
								平成17年度実績	平成18年度以降の予定	
IV 生涯を通じた男女の心身の健康支援と生活基盤の確立	1 育児環境の整備	(1) 男女が安心して子育てできる環境づくり	各種手当等 の充実	子育ての経済的負担を軽減するため、各種手当を支給し、健やかな成長を支援する。	児童扶養手当の支給	A	福祉推進課	受給資格者：全部支給者187人、一部支給者 147人、全部停止者84人、支給金額 158,881,810円	継続	支給に関して、平成20年4月1日より受給者に対し、「児童扶養手当法第13条の2で定めるところにより、一部を支給しないものとする。」との手当額の減額規定がある。
					児童育成手当の支給	A	福祉推進課	障害手当 53人 16,150,000円 育成手当 744人 117,963,000円	継続	ひとり親家庭等の経済的負担を軽減することにより生活の安定と自立を支援し福祉の増進を図る。
					児童手当等の支給	A	福祉推進課	対象児童数 4,585人 支給金額 285,305,000円	対象拡大して継続	児童の健全な育成のため、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減をはかる。
			地域・家庭における子育て支援	家庭と地域が連携し親子が様々な出会いや体験を通し、自立意識やお互いを尊重する精神を学び健やかに成長できるよう社会的支援を充実する。	民生委員・児童委員の活動の充実	A	福祉推進課	児童館の乳幼児グループとのかわりや、母子手帳へのPR資料の添付により、支援の活動を継続してきた。	継続	子育て中の母親への支援
					緊急一時保育の実施	A	子育て支援課	年間利用者数 214件	拡充	
					パパママパスポートの新設	B	子育て支援課	小金井市次世代育成支援行動計画を策定するにあたり、見直しを行なった。	継続	
					ショートステイ・トワイライトステイ事業	C	子育て支援課	未実施	検討	
					産後支援ヘルパー	A	子育て支援課	利用件数 26件	推進	
					駅周辺のオープンルームの開設	D	子育て支援課	小金井市次世代育成支援行動計画を策定するにあたり、見直しを行なった。	継続	

課題	施策の方向	主要な施策	施策名	概要	主な事業	時期	所管課	進捗状況		事業の課題・考え方等
								平成17年度実績	平成18年度以降の予定	
IV 生涯を通じた男女の心身の健康支援と生活基盤の確立	1 育児環境の整備	(1) 男女が安心して子育てできる環境づくり	地域・家庭における子育て支援	家庭と地域が連携し親子が様々な出会いや体験を通し、自立意識やお互いを尊重する精神を学び健やかに成長できるよう社会的支援を充実する。	子ども家庭支援センターの設置	B	子育て支援課	親子遊びひろば利用人数 24,347人 相談事業（保護者からの相談958件、子ども自身からの相談3件）	継続	
					児童館を利用した子育て支援事業の充実	A	児童青少年課	乳幼児親子のグループ活動、啓発活動、相談事業を児童館4館で実施している。	3か所の学童保育所を会場としたひろば事業の試行を実施した。また、18年11月から、東児童館で、常設の子育てひろばを実施する。	住民のニーズであるいつでも気軽に利用できる乳幼児親子が集える場所の確保の充実
					移動児童館（わんぱく号）の活用	A	児童青少年課	予定通り9回実施した。	事業の継続	貴重な野外体験活動である。
					図書館における児童サービス	A	図書館	学校訪問、1日図書館員及び職場体験を通じて、読書の楽しさや図書館の必要性を体験した。 おはなし会回数 52回	継続	さまざまな機会をとらえて、幼児・児童に本と向き合えるようすすめる。
	(2) 地域・社会で担う子育て支援	障害児の生活自立と介護者への支援	障害のある子どもの生活支援はきめ細かい配慮が必要でありあわせて介護者の心身へのフォローや、経済支援などの充実を図る。	心身障害者（児）通所訓練等事業助成	A	障害福祉課	①心身障害者（児）通所訓練等事業を運営する民間団体等に対して、その経費の一部を助成し在宅の心身に障害のある人（児）の自立を促進する。 ②4か所 開所日数796日 通所延人数7216人の通所があり、保護者の負担軽減を図った。	今年度も同様に実施の予定。		
				住宅設備改善費の給付	A	障害福祉課	①重度の身体に障害のある人（児）に対し、居住する家屋の玄関等の設備改善に要する費用を給付し、日常生活の利便を図った。 ②給付件数6件あり、身体に障害のある人の日常生活の利便を図った。	今年度も同様に実施の予定。		
				心身障害者（児）介護人の派遣	A	障害福祉課	①保護者、又は家族の一時的疾病、冠婚葬祭及び出産等必要緊急の理由により家族での介護に一時的な支障を生じた心身に障害のある人（児）に対して介護人を派遣して、日常生活の介護を行う。 ②派遣日数202日	今年度も同様に実施の予定。		

課題	施策の方向	主要な施策	施策名	概要	主な事業	時期	所管課	進捗状況		事業の課題・考え方等			
								平成17年度実績	平成18年度以降の予定				
IV 生涯を通じた男女の心身の健康支援と生活基盤の確立	1 育児環境の整備	(2) 地域・社会で担う子育て支援	障害児の生活自立と介護者への支援	障害のある子どもの生活支援はきめ細かい配慮が必要でありあわせて介護者の心身へのフォローや、経済支援などの充実を図る。	布おむつ貸与事業	A	障害福祉課	心身に重い障害を有し、かつ、日常生活において常時介護を必要とする在宅の障害のある人（児）に対し、おむつを貸与することにより保健衛生の向上を図るとともに、介護人の経済的、精神的負担を軽減する。②利用者数16人、貸与枚数37905枚あり、保健衛生の向上と、介護人の経済的、精神的負担の軽減を図った。	今年度も同様に実施の予定。				
								心身障害者（児）等ホームヘルプサービス事業	A	障害福祉課	①在宅で、日常生活を営むのに支障のある心身に障害のある人（児）等に対し、ホームヘルパーを派遣して、家事や介護の支援を行い生活の安定を図る。②利用人数 身体障害者73人/23932.5時間 知的障害者62人/4925.5時間 児童43人/3934時間の利用があり、在宅の障害のある人の生活の安定を図った	今年度も同様に実施の予定。	
								重度心身障害者（児）緊急一時保護	A	障害福祉課	①短期入所支援費は在宅の心身に障害のある人（児）の援護対策の一環として、保護者等の事情により一時的に保護を必要とする心身に障害のある人（児）を施設や病院等で一時保護することにより、福祉の増進を図る。②利用者数及び日数 知的障害者30人/107.25日、児童183人/705.75日、重症心身障害者51人/458日の利用があり、在宅の障害のある人の福祉の増進を図った。	今年度も同様に実施の予定。	
								訪問入浴サービス	B	障害福祉課	①家庭において入浴が困難な重度の身体に障害のある人に対し、訪問入浴サービスを提供することにより、利用者の清潔保持、病気予防、家族介護の負担を軽減することにより、重度の身体に障害のある人及び介護者の福祉の増進を図った。②利用者5人/214回の利用があり、重度の身体に障害のある人及び介護者の福祉の増進を図った。	今年度も同様に実施の予定。	

課題	施策の方向	主要な施策	施策名	概要	主な事業	時期	所管課	進捗状況		事業の課題・考え方等		
								平成17年度実績	平成18年度以降の予定			
IV 生涯を通じた男女の心身の健康支援と生活基盤の確立	1 育児環境の整備	(2) 地域・社会で担う子育て支援	障害児の生活自立と介護者への支援	障害のある子どもの生活支援はきめ細かい配慮が必要でありあわせて介護者の心身へのフォローや、経済支援などの充実を図る。	特別障害者（児）手当等支給	A	障害福祉課	①心身に重度の障害のある人に国が手当を支給することにより福祉の増進を図る。 ②特別障害者手当74人、障害者児福祉手当29人、福祉手当3人の受給があり、福祉の増進を図った。	今年度も同様に実施の予定。			
					心身障害者福祉手当支給	A	障害福祉課	①身体障害者1～6級、愛の手帳1～4度及び進行性筋萎縮症、脳性麻痺等による障害のある人に対し、手当を支給することにより、障害のある人の福祉の増進を図った。 ②身体障害者1391人、知的障害者194人の受給があり、福祉の増進を図った。	今年度も同様に実施の予定。			
					難病者福祉手当支給	A	障害福祉課	①原因が不明確で、根治治療等の治療方針が未確立な難病のため、治療を受けている者に対し、本人及び家族の経済的、精神的負担の軽減を図った。 ②受給者数787人あり、本人及び家族の経済的、精神的負担の軽減を図った。	今年度も同様に実施の予定。			
					障害児保育の充実（保育所・学童保育所）	A	児童青少年課	実施5学童保育所で12名受け入れた。	以前から要望のあった全学童保育所で受け入れを行う。	障害児保育を充実させるためさらに研修を重ねる。		
					障害児巡回指導の充実	A	子育て支援課	未実施 (ピノキオ幼児園では、専門の機能・言語訓練士を配置し、入所されている子どもの症状に合わせて訓練を行っている。)	予定なし			
					障害児通所訓練事業の推進	A	子育て支援課	15名在籍：延べ人員 生活訓練 2,244件 言語訓練 243件 機能訓練 244件	継続			
					子どもの居場所・交流の場の提供			子どもたちが、生活する全ての場で、伸び伸びと豊かな感性を育み、周囲の人とのつながりを大切にして、学んだり遊びの経験を重ねながら、個性を發揮して自立していけるよう活動の推進を支援する。	文化振興活動事業の推進	A	児童青少年課	親と子のファミリーコンサート及び、新春たこあげ大会を実施した。

課題	施策の方向	主要な施策	施策名	概要	主な事業	時期	所管課	進捗状況		事業の課題・考え方等
								平成17年度実績	平成18年度以降の予定	
IV 生涯を通じた男女の心身の健康支援と生活基盤の確立	1 育児環境の整備	(2) 地域・社会で担う子育て支援	子どもの居場所・交流の場の提供	子どもたちが、生活する全ての場で、伸び伸びと豊かな感性を育み、周囲の人とのつながりを大切にして、学んだり遊びの経験を重ねながら、個性を發揮して自立していけるよう活動の推進を支援する。	プレイリーダーの育成	A	児童青少年課	主に夏期クラブとわんぱく団事業に向けて、中・高校生の育成をした。	事業の継続	児童館の枠の中での育成
					中高生世代体験ボランティア教室の充実	A	児童青少年課	主に夏期クラブとわんぱく団事業に向けて、中・高校生の育成をした。	事業の継続	児童館の枠の中での育成
					青少年の健全育成地区委員活動の充実	A	児童青少年課	6地区委員会による子ども週間行事、市民まつり子ども部門行事について実行委員会方式で実施した。	事業の継続	地域での健全育成活動を保障する必要がある。
					こども会活動への支援	A	児童青少年課	小金井市子供会育成連合会に補助金を交付し、児童青少年課に担当職員を配置している。	事業の継続	近隣ではあまり見られない活発な子ども会活動の継続を保障する必要がある。
					地域世代間交流の充実	A	児童青少年課	地域で実施する異世代交流事業に協力している。	事業の継続	地域の活動を支援する。
					親子体操教室	A	体育課	前期6回・後期6回の全12回。参加者数167人。子どもの居場所・交流の場になるとともに、親同士の交流の場の提供となっている。	平成17年度と同様の内容で実施。	子どもの居場所・交流の場の提供。親同士の交流の場の提供。
					夏休み水泳のつどい	A	体育課	小学校3校、中学校1校で開催。各校4回ずつ全16回。参加数952人。	平成17年度と同様の内容で実施。	夏休みの子どもの居場所・交流の場の提供として、夏休み中継続的に開放したいが、予算の関係上限界がある。
					障害者（児）水泳教室	A	体育課	前期・後期2回ずつの全4回。参加者数33人	平成17年度と同様の内容で実施。	子どもの居場所・交流の場の提供として。
					少年少女野球教室	A	体育課	参加者数105人	例年と同様の内容で実施。	子どもの居場所・交流の場の提供として。

課題	施策の方向	主要な施策	施策名	概要	主な事業	時期	所管課	進捗状況		事業の課題・考え方等				
								平成17年度実績	平成18年度以降の予定					
IV 生涯を通じた男女の心身の健康支援と生活基盤の確立	1 育児環境の整備	(2) 地域・社会で担う子育て支援	子どもの居場所・交流の場の提供	子どもたちが、生活する全ての場で、伸び伸びと豊かな感性を育み、周囲の人とのつながりを大切にして、学んだり遊びの経験を重ねながら、個性を發揮して自立していけるよう活動の推進を支援する。	少年少女サッカー教室	A	体育課	参加者数60人	例年と同様の内容で実施。	子どもの居場所・交流の場の提供として。				
								妊娠届出数997件 母子健康手帳交付延べ数1,021件	例年通り実施					
	2 男女平等の視点に立った心とからだの健康づくり	(1) 生涯にわたる女性の健康づくりへの支援	リプロダクティブ・ヘルス/ライツの視点に立った健康教育と健康管理の推進	全ての人は、自分の性と生殖について自ら決定する権利を持っており、特に女性の重要な人権として位置づけられている。この概念が社会に根づくよう機会をとらえ普及・啓発に努めるとともに保健医療に関する情報・サービスの充実をめざす。	妊婦健康診査・妊婦精密健康診査	A	健康課	母性科： 実施回数：平日4日コース6回 土曜2日コース4回 参加数：平日4日コース149人 土曜2日コース214人	例年通り実施	関係機関（委託先）及び医師会との連携				
								両親学級（母性科）	A		健康課	370件（未熟児訪問指導含む）	例年通り実施	
								新生児・妊産婦訪問指導	A		健康課	3～4か月児健康診査受診者数822人 産婦健康診査受診者数814人	例年通り実施	検診日時（第1・3木曜日の午後）が固定的。待ち時間が長い。
								乳幼児及び産婦健康診査	A		健康課	パンフレット・ポスター等による普及・啓発、エイズキャンペーン協力参加	例年通り実施	
								エイズ対策普及・啓発	A		健康課	パンフレット・ポスター等による普及啓発	例年通り実施	関係機関（委託先）及び医師会との連携
								思春期保健対策・健康教育	A		健康課	受診者数 妊娠前期 900人 後期 818人 超音波検査（35歳以上） 201人	例年通り実施	都内関係団体（自治体、医師会、医療機関等）との調整
								女性のライフステージに応じた健康支援	A		健康課	受診者数 111人	例年通り実施	両親学級受講妊婦対象で、平日実施のため、受診者が限られる。
								一般歯科健康診査（妊婦）	A		健康課			

課題	施策の方向	主要な施策	施策名	概要	主な事業	時期	所管課	進捗状況		事業の課題・考え方等
								平成17年度実績	平成18年度以降の予定	
IV 生涯を通じた男女の心身の健康支援と生活基盤の確立	2 男女平等の視点に立った心とからだの健康づくり	(1) 生涯にわたる女性の健康づくりへの支援	女性のライフステージに応じた健康支援	女性をめぐる様々な健康問題について、男女が共に考え、その状態に応じた的確に自己管理を行えるよう、心の悩みも含め各ライフステージにおける適切な健康教育や相談などの充実を図る。	乳幼児及び産婦健康診査	A	健康課	3～4か月児健康診査受診者数822人 産婦健康診査受診者数814人	例年通り実施	検診日時(第1・3木曜日の午後)が固定的。待ち時間が長い。
					子宮がん検診	A	健康課	実施回数 年3回(6月・11月・1月) 頸がん検診 1,759人 体がん検診 83人	例年通り実施	
					骨粗しょう症検診	A	健康課	受診者148人 精検20人 要指導52人	例年通り実施	
					健康づくりフォローアップ指導・健康教育	A	健康課	高脂血症予防教室2回(申込者人・延べ参加者129人)、糖尿病予防教室1回(申込者人・延べ参加者45人)、ヘルシーダイエット教室2回(申込者人・延べ参加者71人)、骨粗しょう症予防教室1回(申込者人・延べ参加者97人)	例年通り実施	
					成人健康相談	A	健康課	相談日数:49日、相談件数:265件	例年通り実施	新規の来所者が増えてきた。継続しやすいように、内容の充実を図りたい。
					巡回健康相談	A	健康課	利用者延べ数 乳幼児 273人 成人 21人	例年通り実施	利用者の伸び悩み。周知方法等の工夫。
		母子保健体制等の充実	母子の健康の保持増進のため乳幼児期から就学前まで、一貫した医科・歯科の健康診査や相談また、栄養指導など医師・保健師・看護師・歯科衛生士・栄養士・心理相談員などが連携し、子育て支援を図る。	妊産婦・乳幼児保健指導	A	健康課	妊婦12人 発行件数84件 受診件数65人 産婦4人 発行件数4件 受診件数3件 乳幼児4人 発行件数4件 受診件数2件	例年通り実施		
		乳幼児・産婦健康診査		A	健康課	3～4か月児健康診査受診者数822人 産婦健康診査受診者数814人	例年通り実施	検診日時(第1・3木曜日の午後)が固定的。待ち時間が長い。		

課題	施策の方向	主要な施策	施策名	概要	主な事業	時期	所管課	進捗状況		事業の課題・考え方等
								平成17年度実績	平成18年度以降の予定	
IV 生涯を通じた男女の心身の健康支援と生活基盤の確立	2 男女平等の視点に立った心とからだの健康づくり	(1) 生涯にわたる女性の健康づくりへの支援	母子保健体制等の充実	母子の健康の保持増進のため乳幼児期から就学前まで、一貫した医科・歯科の健康診査や相談また、栄養指導など医師・保健師・看護師・歯科衛生士・栄養士・心理相談員などが連携し、子育て支援を図る。	1歳6か月児健康診査	A	健康課	健診（実施回数：24回、対象者：874人、受診者：819人） 経過観察健診（心理）（実施回数：12回、受診者87人） 経過観察健診（集団）（実施回数：12回、延べ受診者168人）	例年通り実施	健診時間が午後であるため子どものお昼寝の時間に重なること。医師の派遣時間が固定であるため、健診の時間に不具合が生じている。派遣内科医師が小児科専門医ではないこと。
					3歳児健康診査	A	健康課	健診（実施回数：24回、対象者：934人、受診者：853人） 経過観察健診（心理）（実施回数：12回、受診者63人） 経過観察健診（集団）（実施回数：12回、受診者24人）	例年通り実施	医師会からの派遣医師が、小児科医でないケースがある。 進行は18年度より新方式により、行っている。
					栄養指導	A	健康課	栄養個別相談 実施回数 34回 相談延数 乳幼児16件 成人29件 栄養集団指導 実施回数 6回 参加延数 111人	例年通り実施	栄養個別：乳幼児の相談をする男性は皆無 栄養集団：男性参加者はほぼ皆無
					健康手帳の交付	A	健康課	作成件数 2,000冊	地域支援事業を盛り込み、介護予防事業実施部署にも配布予定	
					基本健康診査	A	健康課	35歳～55歳（集団健診） 56歳以上（個別健診） 受診者数17,264名	平成18年度から基本健康診査と同時に、65歳以上の方に生活機能判定評価を行う。	課題：健診結果の有効活用
					健康づくりフォローアップ指導・健康教育	A	健康課	高脂血症予防教室2回（申込者人・延べ参加者129人）、糖尿病予防教室1回（申込者人・延べ参加者45人）、ヘルシーダイエット教室2回（申込者人・延べ参加者71人）、骨粗しょう症予防教室1回（申込者人・延べ参加者97人）	例年通り実施	
	(2) 健康の保持・増進施策の充実	予防医学の推進	長い生涯を寝たきりにならず健康に過ごし、男女が共に社会参加ができるように、日々の生活習慣を見直し、健康的な食生活・適切な運動などが定着するよう予防のための健（検）診事業や相談、スポーツ・レクリエーションなどの充実を図る。	成人健康相談	A	健康課	相談日数：49日、相談件数：265件	例年通り実施	新規の来所者が増えてきた。継続しやすいように、内容の充実を図りたい。	

課題	施策の方向	主要な施策	施策名	概要	主な事業	時期	所管課	進捗状況		事業の課題・考え方等
								平成17年度実績	平成18年度以降の予定	
IV 生涯を通じた男女の心身の健康支援と生活基盤の確立	2 男女平等の視点に立った心とからだの健康づくり	(2) 健康の保持・増進施策の充実	予防医学の推進	長い生涯を寝たきりにならず健康に過ごし、男女が共に社会参加ができるように、日々の生活習慣を見直し、健康的な食生活・適切な運動などが定着するよう予防のための健(検)診事業や相談、スポーツ・レクリエーションなどの充実を図る。	栄養指導	A	健康課	栄養個別相談 実施回数 34回 相談延数 乳幼児16件 成人29件 栄養集団指導 実施回数 6回 参加延数 111人	例年通り実施	栄養個別：乳幼児の相談をする男性は皆無 栄養集団：男性参加者はほぼ皆無
								60歳以上の方を対象に実施。体力テスト・ニュースポーツ・ゲートボール・水中運動等全9回、参加者数32人。	例年と同様の内容で実施。	健康の保持・増進のためのきっかけ作りとして実施。
								感染症発生事例なし	感染症が発生した場合の消毒作業	
			医療体制の充実	医療の高度化、専門化に対応するため、質の高い医療サービスが受けられるよう関係機関と協議検討を進める。当面は休日・休日準夜診療事業の充実を図る。	休日・休日準夜診療事業	A~D	健康課	(休日診療) 休日数71日、医療機関数283か所、総患者数6,887人 (休日準夜) 休日数71日、医療機関数71か所、総患者数498人	例年通り実施	患者数の多い少いにかかわらず、実施されなければならない事業。
		(3) 高齢者施策の充実	介護保険制度の円滑な運用	高齢化の進展の中で介護を必要とする人は増加しており、だれもが直面する介護の問題は、社会全体の問題として、取組みが進んでいるが、まだまだ介護を担う女性が多いことを踏まえ、制度が円滑に運営されるよう国への働きかけや情報の提供・相談を充実する。	介護保険制度の基盤整備と円滑な運営	A	介護福祉課	介護保険では、民間活力も多く参入しており、通所介護など事業所数が増加している。	平成19年春に市内2つめの老人保健施設が開設される予定である。	
					介護保険制度、介護サービスに関する情報提供	A	介護福祉課	各種パンフレット、事業者情報などの窓口配布。制度の周知に努め、介護の社会化を推進する。 平成18年4月の制度改正に向け、権利擁護についての役割も持つ地域包括支援センターを市内3か所に設置した。	市内3か所に設置された地域包括支援センターにおいて、権利擁護にも重点を置き、機能を強化していくとともに、社会福祉協議会において実施している権利擁護事業とも連携を取っていく。	
福祉サービス苦情調整委員	B				福祉推進課	苦情等対応件数 28件 ・介護保険関係7件(施設関係についての相談のみ)	継続	福祉サービスに対する市民の苦情に公平かつ適正に対応し、もって信頼性と福祉の向上を目指すことを目的にして設置された福祉オンブズマン制度の周知を図る。		

課題	施策の方向	主要な施策	施策名	概要	主な事業	時期	所管課	進捗状況		事業の課題・考え方等
								平成17年度実績	平成18年度以降の予定	
IV 生涯を通じた男女の心身の健康支援と生活基盤の確立	2 男女平等の視点に立った心とからだの健康づくり	(3) 高齢者施策の充実	高齢者の精神的・経済的自立促進と社会参加への支援	平均寿命の伸びにより、高齢になっても身体的にも、経済的にも自立し、社会を支える一員として、その重要な役割を積極的にとらえ、社会参加を果たしながら元気な日常を送るため、生きがいと健康づくりの施策を推進する。	民生委員の活動の充実	A	福祉推進課	高齢者ネットワーク事業により、高齢者が地域で安心して生活できるよう活動を継続している。	継続	(主に)ひとりぐらし高齢者の見守り
					高齢者生き生き活動の充実	A	福祉推進課	趣味・健康・教養等の各種講座を実施することにより、いきいき活動の充実を図った。	継続	老後生活の充実のため、生きがいと健康増進の諸活動を推進する。
					訪問指導事業	A	介護福祉課	療養上の保健指導が必要である方のために、看護師・保健師等の派遣を行った。延べ利用回数549回（看護師のみ）	引き続き、療養上の保健指導が必要である方のために、看護師・保健師等の派遣を行う。	介護予防の視点を加えて事業のさらなる工夫を行う。
					老人クラブ活動への助成	A	福祉推進課	単位老人クラブ：15団体 5,072,840円 老人クラブ連合会：1団体 3,465,537円	継続	老人クラブ及び老人クラブ連合会の育成と、地域高齢者福祉の増進を図る。
					高齢者農園事業の推進	A	福祉推進課	市内5箇所、総区画数397区画を貸出した。	継続	高齢者の趣味活動を広げるとともに、健康増進及び社会参加を図る。
					高齢者会食会の推進	A	福祉推進課	市内6箇所の施設において、114人の参加者数をもって開催した。	継続	会食会の活動を通じて、ひとりぐらし等高齢者の生きがい活動の充実を図る。
					シルバー人材センターの活用	A	介護福祉課	女性会員を対象に生活習慣と健康づくりをテーマとした講習会を開催。	高齢者の就業に関する各種情報の収集・提供に努め、会員の増強と受注拡大のため、各種活動を行う。	地域における「働く」高齢者のための「ワンストップサービス」の役割を担うための機能の充実・強化を図る。
					配食サービス	A	介護福祉課	食を通して利用者の自立を支援するため、配食コーディネーターを配置し、利用者の実態把握を行い、栄養の管理等に効果あげている。	サービス提供担当者を専任配置し、緊急時の迅速な対応や地域支援利用者へのサービスの拡大も調整していく。	栄養面のチェックや調理指導、会食会への参加等の支援により、食の自立を目指す。

課題	施策の方向	主要な施策	施策名	概要	主な事業	時期	所管課	進捗状況		事業の課題・考え方等
								平成17年度実績	平成18年度以降の予定	
IV 生涯を通じた男女の心身の健康支援と生活基盤の確立	2 男女平等の視点に立った心とからだの健康づくり	(3) 高齢者施策の充実	高齢者の精神的・経済的自立促進と社会参加への支援	平均寿命の伸びにより、高齢になっても身体的にも、経済的にも自立し、社会を支える一員として、その重要な役割を積極的にとらえ、社会参加を果たしながら元気な日常を送るため、生きがいと健康づくりの施策を推進する。	ひと声訪問（牛乳の配達）	A	介護福祉課	2日に1本の割合で配達して、ひとり暮らし高齢者の見守りを行っており、緊急調査件数が33件あった。内訳は、入院6件、外出12件、他15件となっている。	必ず定期的に配達（週3回）することを指導し、安否の確認がより確実になるようにした。	毎日の配達による見守りが望ましい。
					徘徊高齢者探知機器の貸与	A	介護福祉課	徘徊状態にある高齢者を介護する方にPHS等の末端機器を貸し出し、事故の防止を図っている。利用者数は10人。	徘徊状態にある高齢者を介護する方にPHS等の末端機器を貸し出し、事故の防止を図っている。利用者数は10人。	探知機器の変更が必要となり、次の採用機器を選択する必要がでてきた。
					住み替え家賃助成	A	介護福祉課	継続者のみ実施	継続者のみ実施（平成18年度をもって終了）	
					高齢者住宅	A	介護福祉課	新規入居者数9世帯	60世帯の方達が、待機している。	待機期間最長6年8か月の方がいたり、最新の募集で応募してきた方がいるので、待機期間により抽選回数を1回から3回までとしている。
					通所健康長寿推進サービス	A	介護福祉課	介護保険制度の改正に向けて、介護予防事業の条件整備を行った。	介護保険制度の改正により、一部の事業が廃止され、一部の事業は単独事業として継続される。	委託契約から単価契約へ移行した。
					自立支援住宅改修の給付	A	介護福祉課	予防給付9件、設備給付35件（浴槽26件、洗面台1件、便器8件）	予防給付6件、設備給付27件（浴槽20件、洗面台1件、便器6件） 予定	改修後の本人の状況が確認できていないので、自立支援の効果を確認すること。
		(4) 自立支援への条件整備	社会保障制度の周知と相談体制の充実	年金制度充実の国への要請	A	保険年金課	全国都市国民年金協議会等の組織を通じて国へ要望書を提出。	前年度と同様に実施。		
				年金制度の情報提供と相談体制の充実	A	保険年金課	外部研修会に参加し、係員の知識の向上を図る。	前年度と同様に実施。		

課題	施策の方向	主要な施策	施策名	概要	主な事業	時期	所管課	進捗状況		事業の課題・考え方等
								平成17年度実績	平成18年度以降の予定	
IV 生涯を通じた男女の心身の健康支援と生活基盤の確立	2 男女平等の視点に立った心とからだの健康づくり	(4) 自立支援への条件整備	ひとり親家庭・単身者の生活安定と自立促進への支援	ひとり親家庭では、育児や子育てと仕事を両立するうえで大きな負担を強いられるため、生活と自立に向けて支援の充実を図る。	ひとり親家庭医療費助成事業	A	福祉推進課	380世帯 対象者数788人、延受診者数9,122件 医療助成費20,516,843円	継続	ひとり親家庭等の経済的負担を軽減することにより生活の安定と自立を支援し福祉の増進を図る。
					母子生活支援施設入所への援助	A	福祉推進課	3世帯 779,142円	継続	母子家庭の社会適応及び児童の健全育成を図る。
					相談事業の充実	A	福祉推進課	母子自立支援員との相談延べ人数 1,285人	継続	母子の自立のための援助を必要とする母子等の相談を充実する。
					貸付事業の充実	A	福祉推進課	母子福祉資金貸付：39件 18,168,000円 女性福祉資金貸付：1件 360,000円	継続	経済的自立を助成し、女性及び児童の福祉の増進を図る。
					ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業	A	福祉推進課	13世帯、派遣時間数・全時間数3,755時間 5,930,150円	継続	日常生活を営むのに著しく支障があるひとり親家庭の福祉増進を図る。
		障害者の自立促進と介護者への支援	人権尊重の理念に基づき、障害のある人もない人も共に安全な生活が保障され社会参加が可能となるよう、社会全体の意識の醸成と基盤の確立等を推進する。	心身障害者介護人の派遣	A	障害福祉課	①保護者、又は家族の一時的疾病、冠婚葬祭及び出産等必要緊急の理由により家族での介護に一時的な支障を生じた心身に障害のある人（児）に対して介護人を派遣して、日常生活の介護を行う。 ②派遣日数202日	今年度も同様に実施の予定。		
					障害者自立生活支援センターの整備	B	障害福祉課	①心身に障害のある人及びその家族等を対象に、在宅福祉サービスの利用援助、社会資源の活用や社会生活力を高めるための支援、ピアカウンセリング、介護相談及び情報提供を総合的に行うことにより、障害者やその家族の地域における生活を支援し、もって障害者の自立と社会参加の促進を図る。 ②ホームヘルパー・ショートステイ等の利用援助95件、社会資源の活用支援3316件、社会生活を力高めるため援助2114件、ピアカウンセリング41件	今年度も同様に実施の予定。	

課題	施策の方向	主要な施策	施策名	概要	主な事業	時期	所管課	進捗状況		事業の課題・考え方等
								平成17年度実績	平成18年度以降の予定	
IV 生涯を通じた男女の心身の健康支援と生活基盤の確立	2 男女平等の視点に立った心とからだの健康づくり	(4) 自立支援への条件整備	障害者の自立促進と介護者への支援	人権尊重の理念に基づき、障害のある人もない人も共に安全な生活が保障され社会参加が可能となるよう、社会全体の意識の醸成と基盤の確立等を推進する。	訪問入浴サービス	B	障害福祉課	①家庭において入浴が困難な重度の身体に障害のある人に対し、訪問入浴サービスを提供することにより、利用者の清潔保持、病気予防、家族介護の負担を軽減することにより、重度の身体に障害のある人及び介護者の福祉の増進を図った。 ②利用者5人/214回の利用があり、重度の身体に障害のある人及び介護者の福祉の増進を図った。	今年度も同様に実施の予定。	
					障害者世帯等居住安定支援事業	A	障害福祉課	①民間の賃貸住宅に居住し、取り壊しにより転居を求められ、住宅に困窮し緊急にその必要が認められ、かつ、自立して日常生活を営む障害のある人の世帯に対して家賃等を助成することにより、住宅の確保を支援し居住の安定を図る。 ②1件あり、居住の安定を図った。初期の目的を達成したため、平成17年度で終了。	18年度は実施なし。	
					心身障害者（児）等ホームヘルプサービス事業	A	障害福祉課	①在宅で日常生活を営むのに支援のある心身に障害のある人（児）等に対し、ホームヘルパーを派遣して、家事や介護の支援を行い生活の安定を図る。 ②利用人数及び日数 身体障害者73人/23932.5時間、知的障害者62人/4925.5時間、児童43人/3934時間の利用があり、在宅の障害のある人の福祉の増進を図った。	今年度も同様に実施の予定。	
					身体障害者相談員活動の充実	A	障害福祉課	①身体に障害のある人に更生援護の相談に応じ、必要な指導を行うとともに、地域活動の推進、援護思想普及等身体に障害のある人の福祉の増進に資する。 ②相談件数92件あり身体に障害のある人の福祉の推進を図った。	今年度も同様に実施の予定。	

課題	施策の方向	主要な施策	施策名	概要	主な事業	時期	所管課	進捗状況		事業の課題・考え方等
								平成17年度実績	平成18年度以降の予定	
IV 生涯を通じた男女の心身の健康支援と生活基盤の確立	2 男女平等の視点に立った心とからだの健康づくり	(4) 自立支援への条件整備	障害者の自立促進と介護者への支援	人権尊重の理念に基づき、障害のある人もない人も共に安全な生活が保障され社会参加が可能となるよう、社会全体の意識の醸成と基盤の確立等を推進する。	知的障害者相談員活動の充実	A	障害福祉課	①知的に障害のある人に更生援護の相談に応じ、必要な指導を行うとともに、地域活動の推進、援護思想普及等知的に障害のある人の福祉の増進に資する。 ②相談件数30件あり知的に障害のある人の福祉の推進を図った。	今年度も同様に実施の予定。	
					精神障害者地域生活支援センター運営委託	A	健康課	開所日数241日、交流室利用者延数2,548人、相談延件数6,421件	交流室利用者延数3,000人、相談延件数7,000件	障害者自立支援法により新体系へと移行。今後、精神障害者のマネジメントの中核としての役割を期待される。
					朗読サービス	A	図書館	実施回数 18回	継続	朗読の必要な市民が利用しやすいサービスにする。
					点訳	A	図書館	点訳枚数 960枚	継続	点訳を進める。
3 男女共同参画の視点によるまちづくりの推進	(1) 安心して暮らせるまちづくりの推進	健康を脅かす環境問題等への取組	人と自然が共生できる地球環境の保全や食品の安全性、快適な住環境づくり、化学物質にかかわる健康問題等、日々の生活に密着した学習・講座の開催、情報提供を図る。	環境講座	A	環境政策課	「野川の水枯れと水量確保を考える一玉川上水と分水 用水路復活の可能性について」を7月22日に実施した。野川の水量復活の可能性について、市民的に議論した。	環境市民会議と協働して、環境学習・啓発活動の充実を図る。そのため、平成18年度より環境市民会議に補助金を交付した。	環境啓発事業は環境市民会議の主催事業となる。	
				1日生活教室・消費者スクール	A	経済課	○消費者スクール講座 4回実施 ・元気で豊かなシニアライフ ・介護保険制度改正と介護の現状 ・時代を読む、これからの豊かな人生計画 ・これからのお葬式、自分らしいお葬式 ○一日生活教室 2回実施 ・地元野菜を使った料理教室(夏野菜) ・地元野菜を使った料理教室(秋野菜)	○消費者スクール講座 5回予定 ・携帯電話上手に使っていますか ・最近の食事情 ・牛乳うどんと塩分測定 ・五市啓発講座 ほか ○一日生活教室 2回予定 ・地元野菜を使った料理教室(夏・秋)	・消費者が今何を求め、消費者にタイムリーな情報提供をいかに出来るか、常に意識して実施する必要がある。	

課題	施策の方向	主要な施策	施策名	概要	主な事業	時期	所管課	進捗状況		事業の課題・考え方等
								平成17年度実績	平成18年度以降の予定	
IV 生涯を通じた男女の心身の健康支援と生活基盤の確立	3 男女共同参画の視点によるまちづくりの推進	(1) 安心して暮らせるまちづくりの推進	安全で快適なまちづくりの促進	地域に定住する人、勤務している人などそこに住む人々が暮らしやすい、働きやすい、過ごしやすいまちづくりをめざすため、様々な分野を視野に入れた基本事項を定め推進する。	市民参加条例の制定・推進	B	企画課	平成17年度は、市民参加推進会議を4回開催し、市長に対して「附属機関等の委員への市議会議員の就任について」「小金井市まちづくり条例市長案の策定過程について」の提言を行った。	平成18年度は、市民参加推進会議を4回開催し（うち5月及び7月に2回実施済み）、市民参加と協働を推進するための必要な意見を随時市長に提言する予定である。 なお、平成19年1月に委員改選の予定となっている。	
					男女平等基本条例の制定・推進	B	広報広聴課	①男女平等苦情処理委員（2人）の設置（継続） 相談及び申立受付件数 0件 ②男女共同参画週間のつどい事業にて、条例を資料として趣旨説明を行った。 ③地域活動団体による女性史編纂のための費用の補助 ④多摩地域の民間シェルター施設で組織された連絡会への緊急一時保護施設運営費の補助	左記、①、②及び④事業の継続	
					環境基本条例の制定・推進	B	環境政策課	環境基本計画策定委員会を9回開催し、環境基本計画を10月に策定した。これに基づき施策事業を実施して行く。環境報告書（平成16年度版）を作成した。	環境基本計画に基づき施策を展開して行く。なお、施策を展開して行くために環境行動指針、環境保全実施計画及び環境報告書を策定する。	環境基本計画に掲げられた施策を実現するため、行政、市民、事業者等が協働してさまざまな取組みや施策を推進して行く。
					まちづくり条例の制定・推進	B	計画課	平成18年3月28日に条例を公布	平成19年2月施行予定	
					安全で快適なまちづくり	A	計画課	JR中央本線及び都市計画道路の整備を実施中。	JR中央本線及び都市計画道路の整備を推進する。	

課題V 雇用の場における男女平等の実現

課題	施策の方向	主要な施策	施策名	概要	主な事業	時期	所管課	進捗状況		事業の課題・考え方等
								平成17年度実績	平成18年度以降の予定	
V 雇用の場における男女平等の実現	1 女性の働く権利の確立と就労支援	(1) 女性の就業支援と能力開発	職業意識の醸成と専業主婦の再就職支援	働く女性が増えているが、出産・育児を契機に職業生活を中断する場合も多い。働く意欲のある女性たちへの意識啓発、再就職のための支援を行う。	労働講座「小金井教室」の充実	A	経済課	都の後援により非正規型労働者を対照にしたセミナーを開催し、労働法のポイントをやさしく解説した。	前年度と同様に東京都労働相談情報センター国分寺事務所とセミナーを開催予定。	
					黄金井あきないカレッジ	A	経済課	平成16年度で終了。		
					緊急一時保育の実施	A	子育て支援課	年間利用者数 214件	拡充	
			パート・派遣労働者等への支援	自らの価値観やライフスタイルに応じ、多様で柔軟な働き方を選択でき、それに適した適正な処遇や労働条件の確保が重要であり、そのための支援を促進する。	労働講座「小金井教室」の充実	A	経済課	都の後援により非正規型労働者を対照にしたセミナーを開催し、労働法のポイントをやさしく解説した。	前年度と同様に東京都労働相談情報センター国分寺事務所とセミナーを開催予定。	
		(2) 労働に関する情報収集と提供	労働に関する情報提供	就業形態の多様化にともない、労働に関する法律の周知や相談を充実し、雇用の場における様々な問題の解決に向けて、情報を提供し、働き続けることができるよう支援する。	育児休業等相談支援事業の情報提供	A	経済課	該当する課へ関連資料の情報提供を実施した。	前年度と同様に関係各課へ情報提供を行う予定。	
					育児・介護休業法等の周知	A	経済課	該当する課へ関連資料の情報提供を実施した。	前年度と同様に関係各課へ情報提供を行う予定。	
					事業所への意識啓発	A	経済課	該当する課へ関連資料の情報提供を実施した。	前年度と同様に関係各課へ情報提供を行う予定。	
					パートタイム労働ハンドブックの作成	A	経済課	東京都が発行している労働ハンドブックを活用して窓口配布をした。	関係資料を窓口で配布予定。	
					母性の健康管理の情報提供	A	健康課	ポスター掲示及びリーフレットの配布等の意識啓発実施	例年通り実施	

課題	施策の方向	主要な施策	施策名	概要	主な事業	時期	所管課	進捗状況		事業の課題・考え方等
								平成17年度実績	平成18年度以降の予定	
V 雇用の場における男女平等の実現	1 女性の働く権利の確立と就労支援	(2) 労働に関する情報収集と提供	労働に関する情報提供	就業形態の多様化にともない、労働に関する法律の周知や相談を充実し、雇用の場における様々な問題の解決に向けて、情報を提供し、働き続けることができるよう支援する。	シルバー人材センターの活用	A	介護福祉課	女性理事による就業相談会の開催により、女性会員からの相談を受けると共に情報を提供した。	指定管理者制度の導入により、民間事業所との競合を意識した活動が求められ、サービスの質や価格の面で、優位を発揮する。	女性会員の就業機会の開拓等促進。自主事業の開発、民間部門の仕事の開拓の推進、一般労働者派遣制度の導入検討等を行い、多様な働き方に応じた就業機会の確保に努める。
		(3) 女性の起業・自営業に対する支援	女性の起業等に関する学習の推進	専門的な知識や経験を活かしたり、能力と意欲のある女性が自立する手法等の学習機会の提供を図る。また、自営業における家族従業者の実態把握や、役割の正当な評価などへの理解を深める機会を促進する。	黄金井あきないカレッジ	A	経済課	平成16年度で終了。		
					農家の女性への研修の促進	A	経済課	東京都農業経営者クラブ主催による「女性農業者先進地視察」等を農業委員を通じて勧誘した。	前年度と同様に女性農業者へ研修等への参加を呼びかける。	
2 働き続けるための環境整備	(1) 男女の多様な働き方への支援	在宅ワーク環境整備の推進	就業形態の多様化の中で、インターネット等の情報通信技術の発展は、在宅で仕事ができ、職業と家庭や地域活動の両立を可能にする。新しい働き方として今後の成長を期待し、環境整備を図る。	IT戦略構想の推進	A	行政管理課	なし		インターネットのインフラ整備・ポータルサイトとしては、すでに民間事業者で、対応可能である。公的な支援が必要な弱者対策として公共施設端末を設置予定であるが、これを以って在宅ワーク支援とは言い難い。	
				IT戦略構想の推進	A	各課	(図書館) 図書館のホームページの検索システムが開設した。	(図書館) ホームページの充実		
				産業振興プランの推進	A	経済課	起業・創業促進により、(仮称：市民起業サポートセンター)の開設支援。	市民起業する団体に、市民起業に関する事業支援の予定		
		就職の場としてのNPO支援の推進	平成10年に施行された、NPO法(特定非営利活動促進法)の推進は、地域の活性化につながり、NPOの自立促進は将来に向けて重要な意味を持つ。連携と支援を進める。	NPOとの連携と自立への支援	B~C	市民文化課	NPO法人連絡会との連携により、市内のNPO法人の現状及びニーズの把握に努め今後の市の方針、施策に生かす方向で検討する。	NPO法人連絡会への参加の他に、NPO法人連絡会を中心とした協働研究会にオブザーバーとして参加、より連携を深めつつ今後の展開への準備を進めている。	NPO活動への参加は女性が圧倒的に多い。今後は自立したNPOの運営をめざし、そのための行政との協働が課題となる。	

課題	施策の方向	主要な施策	施策名	概要	主な事業	時期	所管課	進捗状況		事業の課題・考え方等
----	-------	-------	-----	----	------	----	-----	------	--	------------

課題	方向	主要な施策	施策名	概要	主要な事業	期	所管課	平成17年度実績	平成18年度以降の予定	事業の課題・考え等
V 雇用の場における男女平等の実現	2 働き続けるための環境整備	(1) 男女の多様な働き方への支援	就職の場としてのNPO支援の推進	平成10年に施行された、NPO法（特定非営利活動促進法）の推進は、地域の活性化につながり、NPOの自立促進は将来に向けて重要な意味を持つ。連携と支援を進める。	NPOとの連携と自立への支援	B～C	関係各課	(図書館) NPOに新聞整理及び紙芝居の inputs を依頼した。		
		(2) 男女の職業生活と家庭生活の両立支援	保育ニーズに対する施策の充実	少子化が進行する一方、就業の継続を希望する人は増加しており、男女が仕事と子育てを両立させ、働き続けるための保育ニーズは高まっている。保護者の就労形態に応じた対応が求められており、子育て支援の充実を図る。	保育内容の充実と機能の活用	A	子育て支援課	平成13年度より、弾力運用で定員を超えて入所している。	継続	
				保育室・家庭福祉員の充実	A・B	子育て支援課	保育室 5施設 家庭福祉員 6名	推進		
				夜間保育・休日保育の検討	D	子育て支援課	未実施	未定（休日保育は平成21年度までに検討）		
				病後児保育の検討	D	子育て支援課	未実施	検討		
				小規模保育所・駅型保育所の開設の検討	B・C	子育て支援課	未実施	予定なし		
				学童保育の充実	A・B	児童青少年課	申請期間内申請者で該当者は全員受け入れ573名が在籍した。児童福祉審議会で「学童保育業務の見直し」について答申が出された。	答申に沿って検討を進める。概要：開所時間拡大等市民ニーズを踏まえた運営基準の策定等	厚生労働省と文部科学省の連携により放課後対策事業「放課後子どもプラン」が19年度より創設される。	
			職場における育児・介護環境の整備充実	これまで育児・介護は女性の役割という認識のもと、就業を中断せざるを得ない状況があるが、男女共に仕事と家庭生活の両立を図り、地域社会にも参加するための環境整備や制度の周知と充実に向けて推進を図る。	育児・介護休業法等の周知	A	経済課	窓口で関係資料を情報提供した。	前年度と同様に窓口で情報提供を行う予定。	
					介護保険制度の基盤整備と円滑な運営	A	介護福祉課	介護保険では、民間活力も多く参入しており、通所介護など事業所数が増加している。	平成19年春に市内2つめの老人保健施設が開設される予定である。	
					介護保険制度・介護サービスに関する情報提供	A	介護福祉課	各種パンフレット、事業者情報などの窓口配布の他、平成18年4月の介護保険改正についても市報等で周知に努め、介護の社会化を推進する。	平成18年4月の介護保険改正にあわせ、事業者情報を掲載した介護サービス利用ガイドブックを改訂し、介護保険利用者宅へ送付する予定である。	

課題	施策の方向	主要な施策	施策名	概要	主な事業	時期	所管課	進捗状況		事業の課題・考え方等
								平成17年度実績	平成18年度以降の予定	
V 雇用の場における男女平等の実現	2 働き続けるための環境整備	(3) 働く環境の整備	セクシュアル・ハラスメント防止教育の徹底	セクシュアル・ハラスメントは、重大な人権侵害であるという認識を社会通念として浸透させることが重要であり、男女雇用機会均等法やその指針について理解が深まるよう、意識啓発のための学習、事業所等への情報提供を充実する。	事業所その他団体への意識啓発	A	経済課	各団体へ各種啓蒙啓発資料の情報提供を実施した。	前年度に引き続き関係団体へ情報提供を行う予定。	
					男女共同参画推進のための出前講座の実施	C	広報広聴課	未実施 (なお、事業者の集まりの会議にて、市の条例及び苦情処理窓口について趣旨説明を行った。)	出前講座の内容・回数等について精査し、実施する予定	
			年金・医療などの情報提供と相談窓口の充実	年金制度や医療制度について理解を深めることは、日々の生活や将来の生活を支えるため基盤となるため、情報提供や相談窓口の充実を図る。	巡回健康相談	A	健康課	利用者延べ数 乳幼児 273人 成人 21人	例年通り実施	利用者の伸び悩み。周知方法等の工夫。
					成人健康相談	A	健康課	相談日数：49日、相談件数：265件	例年通り実施	新規の来所者が増えてきた。継続しやすいように、内容の充実を図りたい。
					年金制度の情報提供と相談窓口の充実	A	保険年金課	外部研修会に参加し、係員の知識の向上を図る。	前年度と同様に実施。	
					年金制度充実へ向け国への要請	A	保険年金課	全国都市国民年金協議会等の組織を通じて国へ要望書を提出。	前年度と同様に実施。	
			仕事の関する地域総合相談体制の充実	働く意欲、働きたい要望はあるのに、自分が何をしたらよいか、何ができるかわからない人たちのためハローワークへ行く前の段階で相談研修を行い、就業自立を支援する。	労政事務所との連携	A	経済課	都の後援により非正規型労働者を対照にしたセミナーを開催し、労働法のポイントをやさしく解説した。	前年度と同様に東京都労働相談情報センター国分寺事務所とセミナーを開催予定。	
		(4) 専門技術能力の修得支援	IT技術能力・ビジネス能力開発支援	高度情報化社会の進展の中で多様な働き方を可能にするため必要な技術の修得をめざして、IT技術の研修会や講習会を実施する。	情報活用能力育成講座	A	公民館	本町分館：「パソコン教室」(前期)全5回、延べ95人。「同」(後期)全5回、延べ155人。 東分館：「パソコン入門」全10回、延べ257人。	継続実施	パソコン入門講座を長年実施してきた。ある程度裾野が広がった館がある。
					大学との連携による研修	C	公民館	特になし	未定	
					NPOとの連携による研修	D	市民文化課	未実施	予定なし	

課題	施策の方向	主要な施策	施策名	概要	主な事業	時期	所管課	進捗状況		事業の課題・考え方等
								平成17年度実績	平成18年度以降の予定	
V 雇用の場における男女平等の実現	2 働き続けるための環境整備	(4) 専門技術能力の修得支援	IT技術能力・ビジネス能力開発支援	高度情報化社会の進展の中で多様な働き方を可能にするため必要な技術の修得をめざして、IT技術の研修会や講習会を実施する。	NPOとの連携による研修	D	関係各課			
			技術・経済・社会の変化に関する情報提供	社会・経済の変化、技術進歩のめまぐるしい今日、時代の変化を的確に把握し、能力を磨き、自分に適した職業に就けるよう情報提供の場を設ける。	男女共同参画推進のための出前講座の実施	C	広報広聴課	未実施	出前講座の内容・回数等について精査し、実施する予定	
					大学との連携による研修	C	公民館	特になし	未定	
					NPOとの連携による研修	D	市民文化課	未実施	予定なし	

課題 計画の推進

課題	施策の方向	主要な施策	施策名	概要	時期	所管課	進捗状況		事業の課題・考え方等
							平成17年度実績	平成18年度以降の予定	
計画の推進	推進体制の整備	(1) 庁内推進体制の強化	男女平等基本条例の制定・推進	男女平等社会をめざして、その基本理念や総合的施策を明確にするため制定する。庁内の広範多岐にわたる男女共同参画施策をより実効性のあるものにするための法的根拠として有効活用する。	B	各課	(広報広聴課) ①男女平等苦情処理委員(2人)の設置(継続) 相談及び申立受付件数 0件 ②男女共同参画週間のつどい事業にて、条例を資料として趣旨説明を行った。 ③地域活動団体による女性史編纂のための費用の補助 ④多摩地域の民間シェルター施設で組織された連絡会への緊急一時保護施設運営費の補助	(広報広聴課) 左記、①、②及び④事業の継続	
			男女共同参画室の強化	男女共同参画施策は、庁内全般の施策を視野に入れ推進していくことが必要であり、施策の円滑な展開には、企画調整が可能な部署へ設置することが望ましい。将来に向けては、男女平等のみならず広く人権問題として取扱う組織編制を検討する。	B~D	広報広聴課	未実施		
			庁内推進組織の再編成と機能強化	行政の推進組織として、全ての分野に男女平等・男女共同参画の視点を入れて施策の展開を図るため、現組織の格上げ・拡充を行い庁内の意識高揚を図る。	B~D	関係各課			
					B	広報広聴課	未実施		
			B	各部課	(図書館) 図書館協議会委員の男女比率を同等にした。	(図書館) 継続			
計画の点検及び評価の仕組づくり	行動計画をより具体的に、効果的に推進するために、点検と評価が重要である。条例と行動計画の連動、施策の展開を保障するには、何を実行したか、何の効果があつたかを把握することが必要であり、点検評価の制度づくりを研究する。	B	広報広聴課	男女共同参画の推進のための点検評価づくりに向け、段階的に行われている市の行政評価事業の内容を点検	市の行政評価事業の進捗状況を踏まえ、行動計画に関する点検評価づくりを検討				

課題	施策の方向	主要な施策	施策名	概要	時期	所管課	進捗状況		事業の課題・考え方等
							平成17年度実績	平成18年度以降の予定	
計画の推進	推進体制の整備	(2) 市民参加の推進	市民推進組織の設置	男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するため、公募市民及び有識者等で組織する男女平等を推進する委員会等を設置する。	B	広報広聴課	①男女平等推進審議会（委員の任期：平成15年10月24日～平成17年10月23日）任期満了 ②男女平等推進審議会 委員10人（公募市民5人及び学識経験者5人）、任期2年（平成17年10月24日～平成19年10月23日）により継続中	継続	
			市民や地域団体との協働	市民や地域団体と協働し、男女平等の社会づくりや男女共同参画施策の推進を図る。	A	広報広聴課	①平成15年度作成の「男女共同参画推進のための団体・グループ名簿」により、男女共同参画関係資料及び市施策事業の開催通知を送付 ②市民編集委員による情報誌「かたらい」の作成 ③市民実行委員による「こがねいパレット」事業の実施	継続	
			市民や地域団体との協働	市民や地域団体と協働し、男女平等の社会づくりや男女共同参画施策の推進を図る。	A	各課		(計画課) 今後検討	
			男女共同参画拠点の整備	男女が様々な分野に参画するため地域活動の拠点が必要である。研修や学習、交流や成果発表など市民が気軽に利用できる男女共同参画センターの設置に向けて検討を進める。	B	広報広聴課	未実施	小金井市長期総合計画に基づく（仮称）男女平等推進センター設置の検討	市民から（仮称）男女共同参画推進センター等の施設設立の要望書が出されている。
			男女共同参画拠点の整備	男女が様々な分野に参画するため地域活動の拠点が必要である。研修や学習、交流や成果発表など市民が気軽に利用できる男女共同参画センターの設置に向けて検討を進める。	B	企画課		平成18年度から平成22年度までを計画期間とする第3次小金井市基本構想後期基本計画（平成18年3月策定）のなかで、女性の生活と地位向上を図るための活動拠点として、「（仮称）男女平等推進センター」の設置を検討することとしている。	
			NPOボランティア活動の推進	NPO法施行以来地域で積極的に活動が推進されボランティア活動とともに、民間活力の導入は、行政の効率化に大きな影響を及ぼしている。社会の発展のため連携を深めることが重要である。	B～C	市民文化課	未実施	予定なし	

課題	施策の方向	主要な施策	施策名	概要	時期	所管課	進捗状況		事業の課題・考え方等		
							平成17年度実績	平成18年度以降の予定			
計画の推進	推進体制の整備	(2) 市民参加の推進	NPOボランティア活動の推進	NPO法施行以来地域で積極的に活動が推進されボランティア活動とともに、民間活力の導入は、行政の効率化に大きな影響を及ぼしている。社会の発展のため連携を深めることが重要である。	B~C	各課	(経済課) 特定非営利活動法人サポート 利子補給金制度創設。 (生涯学習課) NPO法人と共に、団塊の世代のための地域参加講座を実施。講座開催数は全5回で、延べ139人が参加した。 (福祉推進課) 地域福祉推進事業により、NPO団体に、5,000,000円×2団体に補助金を交付した。 (図書館) 障害者団体に仕事を依頼。 (・新聞整理・紙芝居のデータ入力) ボランティアに緑分室のおはなし会依頼	(計画課) 今後検討 (経済課) 前年度と同様利子補給金制度実施 (生涯学習課) 事業の継続 (福祉推進課) 継続 (図書館) 障害者団体に仕事を依頼。(・新聞整理・紙芝居のデータ入力) ボランティアに緑分室のおはなし会依頼。本館も導入	(福祉推進課) 市と協働して、高齢者や障害のある方などに対して家事援助サービス、介護サービス、食事サービス等の福祉サービス事業を行なっているNPO法人に対し、市がその事業費の一部を補助し、活動を支援する。 (図書館) ボランティアの活動を図書館活動の中にどこまで取り入れていくか検討する必要がある。		
		(3) 苦情処理体制の検討	苦情処理機関設置の検討	市が実施する男女共同参画施策や性別による差別的取扱いを受けるなど、男女平等社会の形成を阻害する人権侵害等の苦情処理窓口を設置するとともに相談に適切かつ迅速に対応するための苦情処理委員等の設置について、関係機関との連携も含めて検討する。			B	広報広聴課	①苦情処理窓口の継続 ②男女平等苦情処理委員(2人)の継続 ③相談及び申立の受付件数 0件	継続	
		(4) 国・都・他自治体との連携	他自治体との連携及び国・都への要望	男女共同参画を進めるに当たって、国・都の動向は地方自治体の範となり重要な意義がある。しかし、施策の中には、国制度や基準など一自治体の範囲を超えるものもあり、実施困難なものについては他自治体と連携し、国や都へ要望していく。			A	各課	(広報広聴課) 「市町村男女平等参画施策担当課長会」及び「市町村男女平等参画施策担当職員連絡会議」により、男女平等参画施策のあり方等の情報交換及び推進のための自治体間の連絡調整を図ることを目的として開催	(広報広聴課) 継続	
			相談体制の充実と相談機関の充実	庁内の各分野における市民相談は、個別及び総合窓口により推進している。今後は、市施策の全容を包括する相談体制や相談機関との連携などの充実を図る。			A~C	各課	(計画課) 相談窓口はないが、業務については東京都などと連携中。 (広報広聴課) 庁内の各分野に関わる相談は、関連課と事前に連絡調整し連携している。	(計画課) 充実させる。 (広報広聴課) 継続	

3 行政委員会及び審議会等における女性の割合（平成18年4月1日現在）

I 行政委員会（地方自治法第180条の5）

名 称	総委員数 (人)	女性委員 (人)	割合 (%)	根 拠 法		
教育委員会	5	2	40.0	地方教育行政の組織及び運営に関する法律		
選挙管理委員会	4	1	25.0	選挙管理委員会規程		
人事委員会（公平委員会）	3		0.0			
監査委員	3	1	33.3	地方自治法第195条		
農業委員会	15		0.0	農業委員会等に関する法律		
固定資産評価審査委員会	3	1	33.3	地方税法第423条		
I 合計	33	5	15.2	委員会数	女性を含む 委員会数	割合
				6	4	66.7%

II 附属機関（地方自治法第202条の3）

名 称	総委員数 (人)	女性委員 (人)	割合 (%)	根 拠 法		
市民参加推進会議	12	3	25.0	市民参加条例		
指定管理者選定委員会	5		0.0	公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例		
男女平等推進審議会	10	7	70.0	男女平等基本条例		
情報公開・個人情報保護審査会	5	2	40.0	情報公開・個人情報保護審査会条例		
情報公開・個人情報保護審議会	12	2	16.7	情報公開・個人情報保護審議会条例		
防災会議	21		0.0	防災会議条例		
消防団運営審議会	11		0.0	消防団運営審議会条例		
交通安全推進協議会	20	2	10.0	交通安全推進協議会設置条例		
公務災害補償等審査会	3		0.0	議会の議員その他非常勤の職員 の公務災害補償に関する条例		
小口事業資金融資審議会	6	1	16.7	小口事業資金融資あっせん条例		
消費生活審議会	7	1	14.3	消費生活条例		
国民健康保険運営協議会	17	6	35.3	国民健康保険条例		
緑地保全対策審議会	9	5	55.6	緑地保全及び緑化推進条例		
地下水保全会議	5	2	40.0	地下水及び湧水を保全する条例		
廃棄物減量等推進審議会	15	4	26.7	廃棄物の処理及び清掃に関する法律		
廃棄物減量等推進員協議会	89	48	53.9	廃棄物の処理及び清掃に関する法律		
民生委員推薦会	7	2	28.6	民生委員法第8条		
福祉サービス苦情調整委員	2	1	50.0	福祉サービス苦情調整委員設置条例		
障害程度区分判定審査会	27	6	22.2	障害者自立支援法		
介護認定審査会	38	15	39.5	介護保険法		
介護保険運営協議会	10	6	60.0	介護福祉条例		
市民健康づくり審議会	15	5	33.3	市民健康づくり審議会条例		
青少年問題協議会	25	4	16.0	青少年問題協議会条例		
青少年の育成環境審議会	10	3	30.0	青少年の健全な育成環境を守る条例		
児童館運営審議会	10	7	70.0	児童館条例		
都市計画審議会	19	3	15.8	都市計画法第77条		

名 称	総委員数 (人)	女性委員 (人)	割合 (%)	根 拠 法		
東小金井駅北口土地区画整理事業施行 規程を定める条例	10	1	10.0	東小金井駅北口土地区画整理事業施行 規程を定める条例		
東小金井駅北口土地区画整理事業評 価員	3		0.0	東小金井駅北口土地区画整理事業施行 規程を定める条例		
奨学資金運営委員会	7	4	57.1	奨学資金支給条例		
社会教育委員	9	6	66.7	社会教育法第15条		
市誌編さん委員会	7		0.0	市誌編さん委員会条例		
文化財保護審議会	7	1	14.3	文化財保護条例		
体育指導委員（協議会）	25	10	40.0	スポーツ振興法第19条		
図書館協議会	10	5	50.0	図書館協議会条例		
公民館運営審議会	10	4	40.0	公民館条例		
公民館企画実行委員	30	16	53.3	公民館条例		
Ⅱ 合計	528	182	34.5	委員会数	女性を含む 委員会数	割合
				36	30	83.3%

Ⅲ 市長の私的諮問機関（設置要綱などによる委員会等）

名 称	総委員数 (人)	女性委員 (人)	割合 (%)	根 拠 法		
行財政改革市民会議	9	4	44.4	行財政改革市民会議設置要綱		
駅周辺放置自転車対策協議会	27	2	7.4	駅周辺放置自転車対策協議会規約		
社会福祉委員	80	65	81.3	社会福祉委員設置規定		
福祉有償運送運営協議会	8	1	12.5	福祉有償運送運営協議会設置要綱		
母子保健連絡協議会	9	6	66.7	母子保健連絡協議会設置要綱		
在宅歯科診療事業連絡協議会	8	1	12.5	在宅歯科診療事業実施要綱		
予防接種健康被害調査委員会	6	1	16.7	予防接種健康被害調査委員会設置要綱		
児童福祉審議会	10	6	60.0	児童福祉審議会規程		
子ども家庭支援センター運営協議会	10	8	80.0	子ども家庭支援センター運営協議会設 置要綱		
J R 中央本線連続立体交差事業関連 街づくり委員会	10	1	10.0	J R 中央本線連続立体交差事業関連街 づくり委員会設置要綱		
東小金井駅北口まちづくり協議会	14	1	7.1	東小金井駅北口まちづくり協議会設置 要綱		
心身障害教育推進委員会	41	25	61.0	心身障害教育推進委員会規程		
就学指導委員会	20	12	60.0	就学指導委員会設置要綱		
明るい選挙推進協議会	6	2	33.3	明るい選挙推進協議会規約		
明るい選挙推進委員	23	9	39.1	明るい選挙推進協議会規約		
Ⅲ 合計	281	144	51.2	委員会数	女性を含む 委員会数	割合
				15	15	100.0%
Ⅰ + Ⅱ + Ⅲ = 総合計	842	331	39.3%	委員会数	女性を含む 委員会数	割合
				57	49	86.0%

発行 小金井市
企画財政部広報広聴課男女共同参画室
〒184-8504 小金井市本町六丁目 6 番 3 号
電話 042-387-9803 FAX 042-387-1224

男女平等推進のための小金井市職員の意識調査（資料）

平成11年度実施の質問項目							平成18年度実施予定の質問項目（案）								
<p>問1 あなたは、男女の役割分担のありかたについて、本来はどうあるべきだと思いますか。次の中からあなたの考えに最も近いものを1つだけ選んでください。</p>							<p>問1 あなたは、男女の役割分担のありかたについて、本来はどうあるべきだと思いますか。次の中からあなたの考えに近いものを1つだけ選んでください。</p>								
<p>1 男は仕事、女は家事・育児を分担するのがよい</p> <p>2 男は仕事を中心に、女は家事・育児を中心に行い、さしつかえない範囲で女も仕事をし、男も家事・育児を手伝うのがよい</p> <p>3 男女とも仕事をし、家事・育児も男女で共同して行うのがよい</p>							<p>1 男は仕事、女は家事・育児を分担するのがよい</p> <p>2 男は仕事を中心に、女は家事・育児を中心に行い、さしつかえない範囲で女も仕事をし、男も家事・育児を手伝うのがよい</p> <p>3 男女とも仕事をし、家事・育児も男女で共同して行うのがよい</p> <p>4 その他（ ）</p>								
<p>問2 あなたは、次のような分野での地位は現在平等になっていると思いますか。A～Gのそれぞれの項目ごとに1つずつ○をつけてください。</p>							<p>問2 あなたは、次のような面で男女が平等になっていると思いますか。あなたの考えに近いものを選んでください。</p>								
		男性の方が優遇されている	どちらかといえば男性の方が優遇されている	平等	どちらかといえば女性の方が優遇されている	女性の方が優遇されている	わからない			男性の方が優遇されている	どちらかといえば男性の方が優遇されている	平等	どちらかといえば女性の方が優遇されている	女性の方が優遇されている	わからない
A	家庭生活で	1	2	3	4	5	6	A	家庭の中で	1	2	3	4	5	6
B	労働の場で	1	2	3	4	5	6	B	職場の中で	1	2	3	4	5	6
C	学校教育の場で	1	2	3	4	5	6	C	学校教育の場で	1	2	3	4	5	6
D	政治の場で	1	2	3	4	5	6	D	社会通念やしきたりなどで	1	2	3	4	5	6
E	法律や制度の上で	1	2	3	4	5	6	E	法律や制度の上で	1	2	3	4	5	6
F	社会通念・慣習・しきたりなどで	1	2	3	4	5	6	F	地域活動の場で（PTA・自治会等）	1	2	3	4	5	6
G	全体として	1	2	3	4	5	6	G	全体として	1	2	3	4	5	6

平成11年度実施の質問項目

問3 女性が職業を持つことについて、あなたはどのようにお考えですか。次の中から1つだけ選んでください。

- 1 女性は職業につかない方がよい
- 2 結婚するまでは職業について、結婚後は家事に専念した方がよい
- 3 子供ができるまでは職業について、子供ができたなら家事に専念した方がよい
- 4 子供ができたならやめ、子供にたがからなくなったら再び職業についた方がよい
- 5 結婚・出産にかかわらず職業を持つ方がよい
- 6 わからない

問4 現在は法律上、夫婦は同じ名字（姓）を名乗らなければならないことになっていますが、「現行制度と同じように夫婦が同じ名字（姓）名乗ることのほか、夫婦が希望する場合には、同じ名字（姓）ではなく、それぞれの婚姻前の名字（姓）を名乗ることができるように、法律を改めた方がよい」という意見があります。このような意見について、あなたはどのように思いますか。次の中から1つだけ選んでください。

- 1 夫婦は同じ名字（姓）を名乗るべきである
- 2 夫婦のそれぞれが婚姻前の名字（姓）を名乗ることを希望している場合には、そうできるように法律を改める
- 3 夫婦は同じ名字（姓）を名乗るべきだが、婚姻しても婚姻前の名字（姓）を通称として使えるように法律を改める
- 4 わからない

問5 一部の自治体では、戸籍上の姓が変わっても、要綱等により職場において旧姓も使用できる制度が作られました。あなたは、職場における旧姓使用についてどう思われますか。あなたの考えに最も近いものを1つだけ選んでください。

- 1 希望する人の旧姓使用に賛成である
- 2 職場での旧姓使用には反対である
- 3 その他（ ）
- 4 わからない

平成18年度実施予定の質問項目（案）

問3 女性が職業を持つことについて、あなたはどのように考えますか。

- 1 女性は職業を持たない方がよい
- 2 結婚するまでは職業について、結婚後は持たない
- 3 子どもができたなら職業をやめ、その後は持たない
- 4 子育ての時期だけやめて、その後再び職業を持つ
- 5 結婚・出産にかかわらず職業を持つほうがよい
- 6 その他（ ）

平成11年度実施の質問項目

平成18年度実施予定の質問項目（案）

問4 あなたは、次のことばを知っていますか。それぞれ1つずつ選んでください。

	内容まで知っている	聞いたことはあるが、内容はよく知らない	知らない
A 男女共同参画社会基本法	1	2	3
B 男女雇用機会均等法	1	2	3
C 育児・介護休業法	1	2	3
D ストーカー行為規制法	1	2	3
E DV防止法	1	2	3
F 小金井市男女平等都市宣言	1	2	3
G 小金井市男女平等基本条例	1	2	3
H 第3次行動計画「個性が輝く小金井男女平等プラン」	1	2	3
I 小金井市男女共同参画週間のつどい	1	2	3
J こがねいパレット	1	2	3
K 小金井市の男女平等情報誌「かたらい」	1	2	3
L ジェンダー	1	2	3
M トメスティック・バイオレンス	1	2	3
N シェルター（緊急一時保護施設）	1	2	3

問6 育児休業や介護休業は男女がともに利用できる制度ですが、あなたの職場でこれらの制度を利用することについて、あなたはどのように思いますか。次のA～Dのそれぞれに1つずつ○をつけてください。

	抵抗はない	どちらともいえない	抵抗がある
A 男性が育児のために休業をとることについて	1	2	3
B 男性が家族の介護のために休業をとることについて	1	2	3
C 女性が育児のために休業をとることについて	1	2	3
D 女性が家族の介護のために休業をとることについて	1	2	3

問5 育児休業や介護休業は男女がともに利用できる制度ですが、あなたの職場でこれらの制度を利用することについて、どのように思いますか。あなたの考えに近いものを選んでください。

	抵抗はない	どちらともいえない	抵抗がある
A 男性が育児のために休業をとることについて	1	2	3
B 男性が家族の介護のために休業をとることについて	1	2	3
C 女性が育児のために休業をとることについて	1	2	3
D 女性が家族の介護のために休業をとることについて	1	2	3

平成11年度実施の質問項目

問7 共働きの男性が育児休業をとることについて、あなたはどのように思いますか。あなたの考えに最も近いものを選んで1つだけ○をつけてください。

- 1 男性が育児休業をとる必要はない
- 2 育児休業は、どちらかとりやすい方がとればよい
- 3 男性も一定の期間、育児休業をとるように義務づけた方がよい
- 4 その他 ()
- 5 わからない

問8 労働基準法の改正により、平成11年4月から女性の残業や深夜業を規制した女子保護規定が撤廃されます。このことについてあなたの最も近いものを1つ選んで○をつけてください。

- 1 男性の長時間労働はやむをえないが、女性は長時間労働をしない方がよい
- 2 男性も女性も長時間労働はやむをえない
- 3 男性、女性にかかわらず長時間労働には規制が必要である
- 4 その他 ()
- 5 わからない

問9 あなたの家庭では、家事に夫と妻はどのくらい参加していますか。それぞれの項目ごとに1つ選んで、番号に○をつけてください。

	主に妻が分担	夫婦で分担	主に夫が分担	他の家族が分担	単身	子供・被介護者がいない
A 炊事	1	2	3	4	5	
B 掃除・整理	1	2	3	4	5	
C 洗濯	1	2	3	4	5	
D 食料品や日用品の買い物	1	2	3	4	5	
E 子供の世話やしつけ	1	2	3	4	5	6
F 高齢者・病人の介護	1	2	3	4	5	6

平成18年度実施予定の質問項目 (案)

問6 共働きの男性が育児休業をとることについて、あなたはどのように思いますか。あなたの考えに近いものを選んで1つだけ○をつけてください。

- 1 男性が育児休業をとる必要はない
- 2 育児休業は、どちらかとりやすい方がとればよい
- 3 男性も一定の期間、育児休業をとるようにした方がよい
- 4 その他 ()

問7 あなたの家庭では、家事に夫と妻はどのくらい参加していますか。番号に○をつけてください。

	主に妻が分担	夫婦で分担	主に夫が分担	他の家族が分担	単身	子ども・被介護者がいない
A 炊事	1	2	3	4	5	
B 掃除・整理	1	2	3	4	5	
C 洗濯	1	2	3	4	5	
D 食料品・日用品等の買い物	1	2	3	4	5	
E 子どもの世話やしつけ	1	2	3	4	5	6
F 高齢者等の介護	1	2	3	4	5	6

平成11年度実施の質問項目

問10 (1) あなたは現在していることを含めて、過去に次のような活動に参加したことがありますか。
 (2) あなたが今後参加したい活動はどれですか。

(1)(2)について、あてはまるものすべてに○をつけてください。

	(1) 過去または現在参加	(2) 今後参加したい
1 自治会や町内会、商店会などの地域活動	1	2
2 保育園・幼稚園の父母会、学校のPTA活動	1	2
3 子供会や少年スポーツチームの指導や世話	1	2
4 趣味やスポーツの活動	1	2
5 地域や職場の仲間同士集まって行う研究会や勉強会	1	2
6 環境問題、消費者問題、リサイクルなどの市民活動	1	2
7 高齢者や障害者の介護やボランティア活動	1	2
8 その他 ((1))	1	2
((2))	1	2

問11 あなたは、なぜ「小金井市の職員」になることを選んだのですか。次の中から主なものを選んで○をつけてください。

1 自宅に近いから	8 社会に役立つ仕事だから
2 賃金・待遇などが安定した職場だから	9 親・きょうだい・知人等が勤めているから
3 自分の技能や能力が活かせるから	10 昇任・昇格の機会が公平だから
4 男女平等が原則の職場だから	11 家庭的な責任(家事・育児等)との両立がはかれるから
5 休暇がとりやすいから	12 他によい仕事なかったから
6 勤務時間が一定しているから	13 その他 ()
7 自分にとって将来性のある仕事だから	

平成18年度実施予定の質問項目(案)

問8 あなたの地域活動の状況を教えてください。(○はいくつでも)

	過去参加していた	現在参加している	今後(も)参加したい
1 自治会や商店会など	1	2	3
2 保育園・学校等の保護者会・PTA	1	2	3
3 子ども会・スポーツチーム等の指導・世話	1	2	3
4 趣味やスポーツ活動	1	2	3
5 研究会や勉強会	1	2	3
6 環境・消費者問題等の市民活動	1	2	3
7 高齢者・障害者等のボランティア活動	1	2	3
8 その他 ()	1	2	3
()	1	2	3

平成11年度実施の質問項目

問12 あなたは、将来どのような役職につきたいと思いますか。次の中から1つだけ選んでください。

- 1 現在、すでに課長職以上である
- 2 課長職以上に昇進したい
- 3 係長職まで昇進したい
- 4 主任職まで昇進したい
- 5 特に昇進したいと思わない
- 6 わからない

問12-1 <問12で「3～5」とお答えの方に>

それでは、課長職以上の職務を望まない理由はどんなことですか。次の中から2つまで選んでください。

- | | |
|--------------------|-----------------|
| 1 責任が重くなるから | 6 管理職に魅力を感じないから |
| 2 人事管理が煩わしいから | 7 期待されていないから |
| 3 家庭との両立が難しいから | 8 休暇がとりにくいから |
| 4 自分の能力に不安があるから | 9 その他 () |
| 5 現在の地位が自分に適しているから | |

問13 小金井市においては、現在、制度上の男女差はありませんが、実態はどうでしょうか。A～Gのようなそれぞれの場合について、あなたの考えに最も近いものに○をつけてください。

	どちらかといえば男性の方が優遇されている	男女平等である	どちらかといえば女性の方が優遇されている	わからない
A 仕事の内容・分担	1	2	3	4
B 昇任・昇格の早さ	1	2	3	4
C 能力発揮の機会	1	2	3	4
D 職場の情報伝達	1	2	3	4
E 研修・勉強の機会	1	2	3	4
F 人事異動	1	2	3	4
G 全体的に	1	2	3	4

平成18年度実施予定の質問項目(案)

問9 あなたは、将来どのような役職にまでつきたいと思いますか。

- 1 課長職以上
- 2 課長補佐職まで
- 3 係長職まで
- 4 主任職まで
- 5 特に昇進したいと思わない
- 6 その他 ()

問10 <問9で「3～5」とお答えの方に>

課長職以上の職務を望まない理由はどんなことですか。次の中から3つまで選んでください。

- | | |
|------------------|------------|
| 1 責任が重くなる | 6 魅力を感じない |
| 2 人事管理が煩わしい | 7 期待されていない |
| 3 家庭との両立が難しい | 8 休暇が取りにくい |
| 4 自分の能力に不安 | 9 その他 () |
| 5 現在の状況が自分に適している | |

問11 小金井市においては、現在、制度上の男女差はありませんが、実態はどうでしょうか。あなたの考えに近いものに○をつけてください。

	どちらかといえば男性の方が優遇されている	男女平等である	どちらかといえば女性の方が優遇されている	わからない
A 仕事の内容・分担	1	2	3	4
B 昇任・昇格の早さ	1	2	3	4
C 能力発揮の機会	1	2	3	4
D 職場の情報伝達	1	2	3	4
E 研修・勉強の機会	1	2	3	4
F 人事異動	1	2	3	4
G 全体的に	1	2	3	4

平成11年度実施の質問項目

問14 あなたは、お茶くみについてどのように考えますか。あなたの考えに近いものを1つ選んでください。

- | | |
|--------------|--------------------|
| 1 女性が入れた方がよい | 3 男女を問わず順番で入れた方がよい |
| 2 男性が入れた方がよい | 4 各自が自分でいれればよい |

問15 それでは、あなたの職場ではどうしていますか。次の中から1つ選んでください。

- | | |
|-------------|--------------|
| 1 主に女性がいている | 3 男女が順番でいている |
| 2 主に男性がいている | 4 各自が自分でいている |

平成18年度実施予定の質問項目（案）

問12 あなたは、職場におけるお茶くみ（お茶いれ）についてどうすればよいと考えますか。

- | |
|--------------------------|
| 1 各自が用意（購入・持参・給茶機等）すればよい |
| 2 女性が用意したほうがよい |
| 3 男性が用意したほうがよい |
| 4 その他（ ） |

問13 それでは、あなたの職場において、職員に対しお茶くみを当番制等でいらいますか

- | |
|------------------|
| 1 いつも女性がいている |
| 2 いつも男性が入れている |
| 3 男女を問わず順番等でいている |
| 4 その他（ ） |

平成11年度実施の質問項目

問16 「セクシュアル・ハラスメント（性的いやがらせ）」とは、一般的に職場の上司や同僚などによる身体への不必要な接触や性的関係の強要や職場にヌードポスターを貼ったり、性的な冗談・からかい、食事・デートに執拗に誘い相手を不愉快にさせることなどをいいます。あなたはこの1年間に職場でセクシュアル・ハラスメントを受けたことがありますか。または、受けた人を知っていますか。あてはまるものをすべて選んでください。

- 1 自分で受けたことがある
- 2 女性で受けた人を知っている
- 3 男性で受けた人を知っている
- 4 受けたこともないし、受けた人も知らない

問17 あなたはふだん、職務遂行上、次のようなことを心がけていますか。A～Dのそれぞれについて1つずつ選んでください。

	心がけている	特に心がけてはいない	そのような職務は担当していない
A 事業（施策）の企画・立案や実施において、男女平等の視点を持つ	1	2	3
B 広報等において、男女平等の視点を持つ	1	2	3
C 市民との接遇において、男女によって対応に差をつけない	1	2	3
D 市民との接遇において、性差別的な用語に気をつける	1	2	3

平成18年度実施予定の質問項目（案）

問14 「セクシュアル・ハラスメント（性的いやがらせ）」とは、一般的に職場の上司や同僚などによる身体への不必要な接触や性的関係の強要や性的な冗談・からかい、食事・デートに執拗に誘い相手を不愉快にさせることなどをいいます。あなたはこの1年間に職場でセクシュアル・ハラスメントを受けたことがありますか。または、受けた人を知っていますか。あてはまるものをすべて選んでください。

- 1 自分で受けたことがある
- 2 女性で受けた人を知っている
- 3 男性で受けた人を知っている
- 4 受けたこともないし、受けた人も知らない

問15 あなたはふだん、次のようなことを心がけていますか。A～Dのそれぞれについて1つずつ選んでください。

	心がけている	特に心がけてはいない	そのような職務は担当していない
事業（施策）の企画・立案や実施において、男女平等の視点を持つ	1	2	3
A 施において、男女平等の視点を持つ	1	2	3
B 広報等において、男女平等の視点を持つ	1	2	3
C 市民との接遇において、男女によって対応に差をつけない	1	2	3
D 市民との接遇において、性差別的な用語に気をつける	1	2	3

平成11年度実施の質問項目

問18 現状では女性の政策決定の場への参画は少ないといわれています。平成9年4月1日現在で、市では、審議会等が44あり、全委員数に占める女性委員の比率は、31.2%です。このことについて、あなたはどのように思いますか。次の中から1つだけ選んでください。

- 1 積極的に女性委員を増やした方がよい
- 2 将来的には増えた方がよいが、現状ではやむを得ない
- 3 増やす必要はない
- 4 適任であれば男女を問わなくてもよい
- 5 わからない

平成18年度実施予定の質問項目（案）

問16 現状では女性の政策決定の場への参画は少ないといわれています。平成18年4月1日現在で、市では、審議会等が57あり、全委員数に占める女性委員の比率は、39.3%です。このことについて、あなたはどのように思いますか。次の中から1つだけ選んでください。

- 1 積極的に女性委員を増やした方がよい
- 2 将来的には増えた方がよいが、現状ではやむを得ない
- 3 増やす必要はない
- 4 適任であれば男女を問わなくてもよい
- 5 その他（ ）

問17 家庭生活と職業の両立を図るために、特に重要なことは何だと思えますか。3つ以内でお選びください。

- 1 保育園などの保育サービスの充実
- 2 学童保育などの子育て支援の充実
- 3 男女ともに取れる育児・介護休業制度の充実
- 4 介護・看護サービスの充実
- 5 男性の家事・育児等への積極的な参加
- 6 労働時間の短縮の促進
- 7 パートタイマーの労働条件の向上
- 8 その他（ ）

平成11年度実施の質問項目

平成18年度実施予定の質問項目（案）

問19 男女平等観にたった市政を進めるためには、職員自身の男女平等についての認識を持ち、市の職場がモデルとなっていくことがまず必要です。これらの実現のためには、職場において重要と思われるものは何でしょうか。2つまで選んで○をつけてください。

- 1 管理・監督者を対象とした研修や啓発を行う
- 2 職員を対象とした研修や啓発を行う
- 3 仕事の内容や配置において、性による差をつけない
- 4 育児や介護等、家族的責任に対する制度を充実し、休業等を取りやすい環境作りを行う
- 5 時間外労働の減少に努める
- 6 フレックスタイム等、勤務時間や休暇に対する新しい制度を導入する
- 7 その他（ ）

問20 市では、平成8年12月に「男女平等都市宣言」を制定しました。性別にとらわれることなく誰もがいきいきと暮らせる男女平等社会の実現のために、施策としてどのようなことが重要だと思いますか。次の中から3つまで選んでください。

- | | |
|---------------------|----------------------|
| 1 女性差別につながる法律などの改正 | 9 パートタイマーの賃金、労働条件の改善 |
| 2 男女平等意識を育てる学校教育の推進 | 10 育児・保育施設の充実 |
| 3 男女平等を進めるための啓発普及活動 | 11 政策決定への女性の参画の促進 |
| 4 女性の学習・交流機会の充実 | 12 年金・手当などの制度の改善 |
| 5 女性の職業教育の充実 | 13 高齢者などの介護制度や施設の充実 |
| 6 女性の就労機会の増大 | 14 女性の健康管理体制の充実 |
| 7 男性の意識改革を促す施策の推進 | 15 国際交流・国際理解の促進 |
| 8 職場における男女平等の促進 | 16 その他（ ） |

問21 男女平等に関することでご意見がありましたら、ご自由にお書きください。

問18 男女平等に関することでご意見がありましたら、ご自由にお書きください。

平成11年度実施の質問項目

問22 あなたの性別

- 1 女性
- 2 男性

問23 あなたの年齢

- 1 20歳代
- 2 30歳代
- 3 40歳代
- 4 50歳代以上

問24 あなたの職種

- 1 事務職
- 2 技術職
- 3 技能職

問25 あなたの職層

- 1 管理職
- 2 係長職
- 3 主任職
- 4 主事職

問26 同居している家族の構成

- 1 一人世帯（本人だけ）
- 2 一世代世帯（夫婦だけ）
- 3 二世代世帯（親と子）
- 4 三世代世帯（親と子と孫）
- 5 その他（ ）

平成18年度実施予定の質問項目（案）

問19 あなたの性別は。

- 1 女性
- 2 男性

問20 あなたの年齢は。

- 1 20歳代
- 2 30歳代
- 3 40歳代
- 4 50歳代以上

問21 あなたの職層

- 1 管理職
- 2 係長職
- 3 主任職
- 4 主事職

平成11年度実施の質問項目	平成18年度実施予定の質問項目（案）										
<p data-bbox="76 161 1245 199">問27 配偶者の就労状況（配偶者のいる者のみ）</p> <table border="1" data-bbox="114 199 1227 456"><tr><td data-bbox="114 199 1227 240">1 自営業・自由業</td></tr><tr><td data-bbox="114 240 1227 282">2 常勤（公務員）</td></tr><tr><td data-bbox="114 282 1227 323">3 常勤（民間企業）</td></tr><tr><td data-bbox="114 323 1227 365">4 パート・アルバイト</td></tr><tr><td data-bbox="114 365 1227 406">5 その他の有職</td></tr><tr><td data-bbox="114 406 1227 448">6 無職</td></tr></table> <p data-bbox="76 499 1245 537">問28 一番下の子供の年齢（子どものいる者のみ）</p> <table border="1" data-bbox="114 537 1227 710"><tr><td data-bbox="114 537 1227 579">1 3歳未満の乳幼児</td></tr><tr><td data-bbox="114 579 1227 620">2 3歳以上の未就学児</td></tr><tr><td data-bbox="114 620 1227 662">3 小学生</td></tr><tr><td data-bbox="114 662 1227 703">4 中学生以上</td></tr></table>	1 自営業・自由業	2 常勤（公務員）	3 常勤（民間企業）	4 パート・アルバイト	5 その他の有職	6 無職	1 3歳未満の乳幼児	2 3歳以上の未就学児	3 小学生	4 中学生以上	
1 自営業・自由業											
2 常勤（公務員）											
3 常勤（民間企業）											
4 パート・アルバイト											
5 その他の有職											
6 無職											
1 3歳未満の乳幼児											
2 3歳以上の未就学児											
3 小学生											
4 中学生以上											